

平成22年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月17日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月17日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企画情報 課長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住民課長	犬飼 博初
		次 長 兼 保険医療 課長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護課長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推進課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農政 課長	西川 和彦
		まちづく り推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	加賀 松利
生涯学習 課 長		川合 保			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	山田乙三	「電子自治体・費用対効果」を質す.....	76
		「野良猫・犬・帰化動物の被害」を問う.....	84
2	小原喜一郎	(続)小さくてもキラッと光る 元気なまち蟹江を目指 す提案.....	90
		国保税の「1人1万円減税」と諸問題について問う.....	103
3	林英子	高齢者が安心してらせるまちづくりを.....	114
4	伊藤俊一	須成祭りが国の重要文化財指定と成るに付いて.....	128
5	菊地久	本町斎苑の廃止、舟入斎苑一本化は何故出来ないのか.....	134
6	松本正美	本町の安心・安全対策について.....	145

議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

議会広報委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張CATV株式会社より、本日及びあすの撮影、放映許可願の提出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影・放映の許可をいたしました。

皆さんのお手元に菊地議員の一般質問に関する資料を配付しておりますので、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び議会議事録の作成にご協力ください。

これより日程に入りますが、答弁をされる皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言の許可をいたします。

質問1番 山田乙三君の1問目「『電子自治体・費用対効果』を質す」を許可をいたします。

山田乙三君、質問席へお着きください。

12番 山田乙三君

皆さん、おはようございます。12番 新政会 山田乙三です。

質問に入る前に、一言申し述べたいと思います。と申しますのは、宮崎県の畜産農家の方々が口蹄疫という被害を受けられまして、大変な損害をこうむっておられます。政府も、自衛隊あるいは警察を増員して対応に当たっておられるわけでございますけれども、ご存じのように、宮崎県内の都城というところへも飛び火しまして、一たん終息したかに見えたんですけども、なかなか終息とまではいきません。世界的な広がりという面もありますけれども、政府の全面的な雇用も含めた畜産農家への支援をお願いするものでございまして、また、一般の方々、多くの方々のご支援の輪が広まりますことをお願いを申し上げたいと思います。

それでは、1番目の質問に移らせていただきます。質問のタイトルは「『電子自治体・費用対効果』を質す」でございます。

この先、電子申請をどうするのか。手をこまねく国を横目に、各自治体はコスト高や利用率低迷を何とかしようとして、試行錯誤を続けている現状でございます。安いシステムに乗りかえたり、利用の見込める手続に絞り込んだりして、苦勞しておられるわけでございます。

昨年3月、岐阜県は電子申請をやめて、窓口で用紙を出す方式に一本化したしましたが、まさに先祖返りのていでございます。利用率が極端に悪く、必然的に運用コストにはね上がり、平成20年度では電子申請1件当たりの運用コストが9万円台と最も高かったのは沖縄でございます。主たる理由は、国の方針で電子認証が必要な手続ばかりを整備したため、利用が伸びなかったと言われておりますが、当然、疑問符がつくと私は思っております。

ここ数年、システムの更新時期を迎えました自治体が多く、運用経費を劇的に下げるケースが相次いでおります。宮城や和歌山など、10分の1以下に下がっている例もございます。種明かしはと申しますと、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）でございます。ASPとは、業者のコンピューターにある電子申請システムに各自治体がインターネットで接続して利用し、費用はシステムの接続利用料だけで済むというわけでございます。電気大手のNECが開発した電子申請サービス、言うなればASPサービスでございますけれども、これをきっかけに、瞬く間に全国に広がったのでございます。

自分でシステムを作成できるソフト「ネットでポン」は、卓上のパソコンを使って、数分で電子申請手続がつくれ、費用はというと、もちろんただでございます。

ところで、行政刷新会議の事業仕分けでは、財務省の電子申請システムが費用対効果が悪いとして、廃止と判定されました。総務省から地方に、電子申請を行えと強い指導がありまして、行政刷新会議としては総ざらえで改めるべき、見直すべきだと提案がなされました。戦略なきIT戦略本部では、当分開店休業の状態が続くと言われております。

一方では、愛知県は4年前、総務事務センターでの集中処理による一元化業務によりまして、経費削減は120億円と言われております。スケールメリットを生かした事務一元化の方向は、この先、行財政改革の必須の流れでございます。

当町のパソコン維持管理費、言うなれば周辺機器借り上げ、保守点検、修理などは高額に推移することは間違いございません。抜本的な対策が必要でございます。

以下に提言も含め質問をいたしますので、簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。

質問1、当町のパソコン維持管理費は一体、年間全体で幾らなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

総合行政情報システム等はウィズライフを活用し、住民情報、税情報、収納、国民健康保険など、各関連システムを運用しているわけでございます。システム改修、運用支援や税の当初課税等の大量印刷、封入・封緘等の作業は、日本電子計算に業務委託している現状でございます。この際、すべてアウトソーシングの選択肢を含め、今後進むべき方向や構想をお伺いしたいと思います。

質問2、システムエンジニア、通称SEと申しますが、一体この方々はどのようなことをされる方かということですが、システムの分析と設計に携わる人、情報処理技術者をいうわけですが、またはカスタマエンジニア、CEとも申します。この方々は、主にコンピューターのハードウェアの設置、保守点検や修理などを行う人を指すわけでございます。ネットワークエンジニア、NEと申しますが、この方々はコンピューターネットワークのシステムの構築、言うなれば設計、初期設定、テスト、運用、保守ネットワークプログラミングなどに従事する人の定期採用の計画はなされていますでしょうか、お伺いをしたいと思います。

最後の3番目でございます。

技術の進歩に合わせまして、ハードやソフトを常に最適なものに入れかえていく必要が生じ、多額の費用がそれぞれ発生するわけでございます。かにえ電子自治体での今後の方向性や検討ぐあい、あるいはあいち電子自治体・市町村首長会議などで発案され、おのおの話し合われましたかどうか、お伺いをしたいと思います。

以上でございます。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、当町のパソコンの維持管理費は、全体で年間幾らかというご質問でございます。

21年度はまだ決算認定済みではありませんが、本日現在におけるパソコン機器等の借り上げ、保守点検業務委託の総費用を報告させていただきます。ただし、法律改正に伴うプログラム改修業務委託料や昨年度、経済危機対策で小・中学校に購入しましたパソコン等の経費につきましては一時的なものでございますので、除かせていただきました。

委託費としましては、保守点検費が3,487万4,000円、業務委託費が1,489万円で、合計4,976万4,000円です。それから、パソコン等の機器の借り上げにつきましては4,934万4,000円、システムの借り上げは6,664万2,000円、あとネットワークの回線使用料としましては927万5,000円、合計で1億2,526万1,000円でございます。合わせまして、総合計が1億7,502万5,000円となります。

次に、住民情報、税情報、国民健康保険税など、現在、ウィズライフのほうのシステムを使っておりまして、こちらのほうの運用につきまして、この際、すべてアウトソーシングの選択肢を含めて、今後の方向性や構想をということでございますが、今後につきましては、複数の自治体が共同してシステムを構築し、共同のセンターにおいて情報システムの運用を行うことが今考えられております。

このように、事務の標準化が図られ、また、システム運用のコストや法改正対応においても費用が削減されるものであるというふうに私どものほうも理解しております。ただし、やはり共同でございますので、システムを構築するためには機能のみならず、自治体ごとの政

策もごさいます。それから、事務の処理形態や運用などごさいますので、システムの仕様が統一できるのかどうか、そこが課題になってくるということも認識しております。

次に、システムエンジニア、カスタムエンジニア、ネットワークエンジニア等の技術者の定期採用の計画はどうかというご質問でございませう。

こちらにつきましては、今後、電算システムを見直さなければならないようなとき、例えば市町村の合併であったり、現行システムをリニューアルするような、目的がはっきりしているような場合には必要になってくるのではないかと考えております。このような場合には、計画的な採用を検討していくべきものとも考えております。

3番目の技術進歩に合わせてハードやソフトを常に最適なものに入れかえる必要があり、多額の費用が発生すると。かにえ電子自治体での今後の方向性や検討ぐあい、また、それぞれの会議等での発議が話し合われたかということでごさいませう。

前にも一度指摘を受けたと思ひますが、かにえ電子自治体というのはただの名称でございませう、予算上呼称してあります。実体としては自治体というものはございませうので、町ということでお考えいただければよろしいかと思ひます。

今後の方向性や検討ぐあいということでごさいませうが、これは一番最初に述べさせていたように、やはりコスト削減等々を考えていきますと、複数の自治体が業務のシステムの共同化を図って、それを共同のデータセンターにおいてシステム運用を行っていくことが一番、経費削減には早道ではないかなというふうにも、いろいろと考えられるところでごさいませう。

あと、次に、あいち電子自治体や首長会のほうで発案され、話し合われたかということでごさいませう。これは、開催は不定期でありますけれども、海部ブロック情報主管課長会、この名称も任意でつけた名称でございませうけれども、こちらの中で電算経費の削減などについて、その課題として意見交換を行ったことはございませう。また、今年度から、任意でありますけれども、これも県下電子計算機導入市町村会議尾張ブロックというものがございませうして、そちらのほうに参加をさせていただくようになってあります。

以上でございませう。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。それぞれ3点の質問に対してご答弁いただき、まことにありがとうございます。

パソコン維持管理費は年間で一体幾らなのかと、こうお聞きしましたところ、1億7,200万円余というふうにご答えられました。パソコンは大変便利で重宝な反面、多額の費用がこういった面にかかるわけでごさいませう。これが高いか、安いかというのは、私は判断としては高いな、こう思ひます。中には、このくらいのお金は普通だろうというところの方がおられても別に間違いではないと思ひますけれども、私は高いと思ひています。平たく言えば、

大変な金食い虫ではないかなと、こう思っております。技術の進歩に合わせてハードやソフトに常に最適なものに入れかえていく必要が生じ、その都度費用が発生するわけでございます。

いずれにいたしても、ベクトルを束ね、一定方向に照準を定めて、今後の進むべき方向をベストに持っていかなければ、一般財源に大きく食い込みまして、大変なことになっていくということは容易に考えられるわけでございます。費用対効果を見定めれば、当然アウトソーシングは選択肢として浮上してまいります。セキュリティの問題もついて回るわけでございますが、決して解決できないことではございません。多角的にさらなるご精査、ご検討をお願いするものでございます。

2番目の質問でございますけれども、情報処理の資格をお持ちの方の定期採用の件でございます。

企画情報次長は答弁で、大きくパソコンを切りかえるときにとおっしゃいましたが、私はそれでは遅いな、こう考えるわけでございます。企画情報課の中でも優秀な職員はおられますし、庁舎の中でもパソコンに強い方はおられますけれども、残念ながらこういう資格をお持ちである方はおられないような、私はとり方をさせていただいております。例えば、蟹江町のホームページの更新、できたらああいうものはリアルタイムにすべきだなと常々考えておるわけでございますけれども、自庁処理が主流ではないでしょうか。

そういった点からいっても、こういう方々ですね、いわゆる商業科を出た方、情報処理の資格を持った方、よく尾張版に載りますね。クラスで8割方、9割方、全員情報処理の資格、難易度の資格を取りましたよと。それだけマスコミも関心を持って見ておるわけなんですね。生徒もそれだけ、これから社会に出て役に立つ、そういう意識の中で難関にチャレンジし、突破をされている現状にあるわけですね。

有資格者の定期採用と自庁処理について、再度お考えをお伺いしていきたいな。パソコン伝道師とかいう言葉もございますし、非常にパソコンに精通した方が、ちょっと電話したら、すぐにきて、きちっと教えてくれるとか、ほとんど今、役場の職員の方は全部パソコンお持ちですね。買いましたということですけども、お持ちです。全部が全部パソコンに精通している方ばかりかということ、はっきり言ってそうではない。ゼロ・100とまでは言いませんけれども、かなりの差があるのかな。定期的な研修も含めて、どういう実態なのかな、こう思わざるを得ません。

ただ、よく庁舎内を歩いてみますと、ほとんどの方がキーボードをたたいたり、見たりしてみえますけれども、正直言って、四六時中ああいう状態だったら、DVDも、以前言いましたけれども、目がお疲れになりませんか。そんなにですね、部署によっては頻繁に使うところもあるけれども、そうキーボードをたたく仕事は、私ははっきり言ってないと見ていますよ。だから、そこに向かっておると、いかにも仕事やっておるような形に見えているふり

ですね、残念だけれども。私は、厳しい見方をすれば、そういうとらえ方を、ややもするととらえさせていただきます。

例えば、文書を作成するにしても、ざわざわというところではなかなかまとまりませんね。当然、ひな型があれば日にちは、簡単なものはできますけれども、そこだけ修正すればできますけれども、やっぱりきちとした公文書を作成するとなると、静かなところで作らなければいけない。私は、ざわざわしたところで作るような能力ありませんから、やっぱり静かなところで頭をひねってやるタイプなので、余計そういうふうに思います。そういった点も含めて、ぜひとも有効に使っていただきたい。

それから、3番目の質問ですが、電子自治体や首長会議を通じ提案、検討などは、私は当然のことと受けとめるわけでございまして、残念ながら蟹江町は情報化について、全国のトップとは言いませんけれども、先鞭をつけて、用意ドンで走りましたね。走った途端に、残念だけれどもこけてしまいました。頓挫してしまいました、きれいな言葉で言えば。

ですから、そういう悔しさ、あるいはピンチをチャンスに変えるようなばねが、蟹江町発信として、いわゆる4市2町1村ですか、ご提案をしてほしいな。スケールメリットを生かした形でやれば経費も、県じゃないですけども、120億円削減されます。もう単純にいても、まとめれば安くなることはわかります、これは。ですから、民間でいえば当然費用対効果で、費用が安ければ、どちらへ向けていくかというのはおのずと選択肢が決まってまいります。

ただ、よく言われることに、よそを見たりですね、例えば4市2町1村の中で、よそを見て右顧左弁するような形で、よそがやるからうちもやるかということだけは、ぜひとも避けていただき、先鞭をつけて、悔しさをばねにして、ピンチをチャンスにして、先頭を走っていただきたいなど。私は、ちょっと偉そうなことを言って申しわけございませんけれども、そんな思いでおるわけでございます。

それから、愛知県の総務事務センターが一元化によって、先ほど言いましたように、経費節減は120億円ですね。私は確認しておりませんが、ほぼ120億円、いろんなものを引いて120億円、経費削減されたわけですよ。本当なら県から、こういうことをやっているから、各市町村にやってくださいよと、こういうレクチャーなりご指導があっても私は不思議じゃないかな、こんなような思いが強いわけですね。

市町村が加入するあいち電子自治体協議会には、その腹案、計画は顕著にはなく、私は失望すら感じます。遅々として進んでいないのが現状ではないのかな、こんなことですね。例えば、よく町村合併だとか言われますけれども、その前にキラッと光る蟹江の中で、こういうものをきちっと精査し、行財政改革の大きな目玉なんですね。こういう県の120億円というすばらしい実績とメルクマールですね。これは指標でありますけれども、あるのですから、まず今言いました4市2町1村の行財政改革の一丁目一番地として位置づけ、積極的に

チャレンジをぜひともしていただきたい、私は熱望したいと。その辺の所見を含めて、町長さんのご所見をお伺いできたら、お伺いしたいと思います。

以上です。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

研修につきましては今、ワード、エクセルについての研修は現在行っておりません。自己研修、自己研さんということで、すべて職員のほうに任せております。今後につきましては、また一度洗い直しをしまして、また研究・検討、また研修担当のほうとも打ち合わせをしまして、一度考えていきたいと思っております。

以上です。

町長 横江淳一君

それでは、山田議員のご質問に、全般的な立場でお答えをさせていただきたいと思っております。

平素は、蟹江町の電子システムに関しましていろいろご助言をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

ご存じのように、あいち電子自治体の流れは、はっきり言って活発ではありません。これは、私も、それからほかの首長さんの意見も多分一緒であるというふうに理解をいたしております。ただ、蟹江町電子自治体、これは今、担当が申し上げましたとおり、行政上の予算上の名前でありまして、蟹江町もかつて、先ほどご指摘をいただきましたように、頓挫をした時代がございます。私も議会議員をやっております、大変残念な一面であったのも事実であります。その轍は二度と踏みたくございません。

そういう意味で、システムをしっかりと見直し、今現在は日本電算、ジップのウィズライフというシステムで蟹江町が運営しているのは、議員のご指摘のとおりであります。でも、費用対効果に関して、我々も絶えずこれ予算どりの中身、それからいろんな機会をとらえて担当者と話をしております。確かに、1億7,500万円が高いか、安いということになりますと、膨大な費用が、貴重な税金がこの電子処理にかかっているのも事実であります。今後、これも減るかなと思うと、減るということは非常に考えづらい、いろんな要因が考えられます。

ただ、近隣の弥富市さん、愛西市さんのシステム、それから費用対効果を比べてみますと、弥富では3億1,000万円強、愛西では4億以上、実はこれにお金をかけております。そういう意味では、しっかり精査をするところは精査をしておるんじゃないかなと。これは自負しているわけじゃありませんが、しっかりこれは今後も見直していかなきゃならないと思っております。

それから、共同運用のことに関しましては、先般、実は時事通信のページにも載ってりましたが、近隣では岩倉市の片岡市長さんが、8つの市町で共同でシステムを運用したらどうなんだという提唱を実はされております。今ご指摘のとおりであります。私も親交がござ

いますので、そのことについて、早速うちの担当に勉強会に入れと。先ほどご指摘をいただきましたASPですね。このシステムも総務省が推奨しているわけでありまして、これもある程度システムが一元化できれば、我々はできると思います。できることとできないことをしっかり精査をして、できることでしたらいち早く取り入れていきたいな、こんなことを思っておりますし、近隣の3月22日にあま市ができ上がりました。このあま市も今、3つの町がジップでシステム運用しております。このジップも、ニューライフというシステム、これをこの12月までに、今、蟹江町が使っておりますウィズライフのシステムに変更されます。

ですから、何が一番いいシステムかどうかは別といたしまして、近隣の市町村長さんと当然このお話し合いは、ご指摘をいただいたとおり、あいち電子自治体の話は別といたしまして、我々はしていこうというふうに思っておりますし、できるだけ貴重な皆様方の税金をこのシステムに使うのはもうもとより、効率よく運用していく旨、これから勉強会等々を開いていきたいな、こんなことを思っております。

また、職員のスキルを上げるための講習とはということではありますが、非常に今入ってくる職員さん、エクセル、ワードはもちろんでありますけれども、パソコン、それから電子通信について非常に詳しい知識を必然的に備えて入っておみえになります。ただ、蟹江町独自システムは、なかなか年月がたちませんと勉強できません。固定資産税システムも、それぞれの市町村で大いに違います。ですから、担当になりまして熟知したときに、これは勉強会等々も開けるといってもありますが、先輩から後輩へのそういう伝達もしっかりこれからやらなきゃいけない。

あと、システムエンジニアにつきましては、先ほど担当が申し上げましたとおり、常時採用というのはなかなかちょっと予算上難しいのではないかと。ただし、何かがございましたら、これは当然その必要性に迫られることがあるかも知れません。しかしながら、先ほど言いましたように、ASPで共同通信システム、インターネットを使ってシステムを取り入れるようなことがあれば、当然そのときのシステム運用については、そういうスキルを持った職員がいるかも知れませんので、そのことも視野に入れて今後考えていきたいな、こんなことを思っております。

いずれにいたしましても、費用対効果を十分出させていただき、今後、同じ轍を踏むことなく、住民の税金もきっちり無駄にすることなく、蟹江町の電子システムの運営に心がけていきたいな、こんなことを思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

12番 山田乙三君

ありがとうございました。町長、前向きにですね、岩倉市の例も挙げられましたし、雰囲気としてはかなり芽生えつつあるのかな、こう思っています。

それで、ややもすると私、辛口発言的な言い方をして、職員の方一生懸命やっておられるのに水を差すようなことを言うように思われるかもしれません。決して私はそうじゃないん

ですけれども、特に企画情報課次長を中心として非常に勉強しておられ、一生懸命やっておられる。これは、こういうところできちっと私は申し上げていきたいな。ただ、資格を持っておられないような雰囲気の中で、来年度はホームページも自庁処理をされるような雰囲気も若干お聞きしましたし、そういう機運は非常にありがたいな、こう思っています。

最近、やはり言葉でミッションという言葉がございませうけれども、私はこういったコンピューターにおける将来の進路でありますね、方向性、これは各課の優秀な方をよりすぐっていただいて、ミッションをつくるのか、プロジェクトチームをつくるのか、検討会議をしていただく。将来の選択肢に向け、導入に向けて、これが非常に私は大事になってくると思いますので、ぜひとも企画情報課が主になられ、政策推進室も含め、また、その他の課のパソコンに非常に精通してみえる方が必ずおられるはずなので、絞り込んで、そういったチームをつくっていただき、来るときにはきちっとした対応ができるように、ぜひともお願いしたい。要望申し上げて、1問目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

以上で山田乙三君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目「『野良猫・犬・帰化動物の被害』を問う」を許可をいたします。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。2問目の質問をしたいと思います。

タイトルは、「『野良猫・犬・帰化動物の被害』を問う」でございます。

まず初めに、野良猫は単に野良ともどら猫とも呼ばれたりしておりまして、最近ではやはり言葉でしょうか、ホームレス猫とも言われております。

猫が日本に渡来したのは不明でございますけれども、愛玩用として、どうも中国から輸入された経緯がございます。江戸幕府は、つなぐ飼育行為を禁止いたしましたが、野良猫がふえ過ぎまして、その被害は繁殖期の騒音、いわゆるニャーニャーとかいう、非常に皆さんご存じのような騒音ですね。それから、ふん尿による臭気や衛生面の被害、人への伝染病や寄生虫の感染、生ごみ荒らしなどの食害、皮膚や抜け毛がアレルギーとなるアレルギー性ぜんそくや気管支炎の発症、つめ研ぎなどによる自動車や家屋などへの物損全般、ほかに行政による被害への対応など、もろもろの問題も、野良猫の個体数に比例いたしまして増加するのでございます。殊に、公園や集合住宅の敷地内、路上、公共の場所などで無制限にえづけを行う人々も存在し、地域住民間の対立を生むことも多いわけでございます。最近では、ご存じのように、将棋の元名人が近隣住民からえさやり中止と慰謝料を求められた訴訟で、敗訴した例がございます。

一方、話題は変わりますが、まちや公園を歩いていますと、犬のふんが放置されたままの光景を目にいたします。一部の飼い主によって、すべて犬の飼い主が悪く思われているのも、正直言って否定できないわけでございます。ふん放置はふん公害とも呼ばれ、今や飼い主個

人のマナーあるいはモラルの問題を逸脱し、自分たちが住んでいる地域の生活環境保全に関する問題との認識から、その解決はみんなで取り組んでいかなければならないという理念が常識となっているわけでございます。

議会で飼い主・飼い犬のふん害防止条例やポイ捨て防止条例等によるきれいなまちづくり条例を制定し、施行する自治体がふえてまいりまして、ポイ捨ての禁止とともに、飼い犬のふんについても、放置の禁止と持ち帰りを義務づけたものでございます。違反した場合は、撤去や指導に従わない場合は命令を出しまして、悪質の場合は氏名公表や罰金を科すとしているわけでございます。罰金といたしましても、私ネットで調べた関係で、20万円だと思いました。

次に、帰化動物　これは本来の生息地から別の場所で自然繁殖して、定着した動物でございます。当然ながら、ほとんどが人が介在しておるといふふうに理解していただいて結構でございますが　について述べてみますと、一例ではアライグマ、マングース、ブラックバス、カメ、アメリカザリガニ、ハクビシン、ヌートリアなどがございます。

ヌートリア、これは体長は50から70センチで、体重は5キロから15キロ、草食動物だそうでございますが、これを取り上げてみますと、水田の畝などを壊したり、生態系を乱すおそれがあることから、害獣として駆除されている現状にございます。環境庁の統計、これは1996年でございますけれども、捕獲数が最も多いのは岡山県で、年間800匹が駆除されております。

当町の野菜などを含めた被害の実態はどんなものでしょうか。きょうも中日新聞の尾張版に載っておりました。ボランティアの方が舟入の水辺スポットにガバですか、を植えたら、もの見事にヌートリアに食われて、1年目は全滅だったと。ネットを張って防御した、効果があって非常にうれしいと、こういう写真つきで、尾張版にきょう載っておりました。そういうことで、そのような実態はどんなようなものかどうかということもお聞かせ願いたいと思います。

以下に一括して質問をいたしますので、簡潔なご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

問題1、野良猫による家屋の物損やふん尿の臭気、衛生被害が当町も残念ながら発生しているわけでございます。えづけ行為も見られるわけでございます。野良猫にえさを与えないで、全戸にチラシを配布したり、捕獲器の貸し出しもして、東松島市は野良猫対策をしておられるわけでございます。一方では、NPO法人からは、殺処分を積極的に進めるとして、意見書が提出されております。捕獲器の貸し出しが順番待ちになるほど住民からの高いニーズがあるといいますが、見直す考えはないと言われております。当町の対応、対策、検討ぐあいをお聞かせ願ひしたいと思います。

それから、質問2でございます。犬のふん害防止条例、ポイ捨て防止条例は、どのように取り組まれるご予定か、お伺いをしたいと思います。

この件については、集合住宅、住宅密集地で判断するのか、いや、それ以外のところで判断するのか、非常に判断が分かれるところでございますけれども、蟹江町もじわじわと都市化が進んでまいりまして、こういった問題が顕著になってきております。よろしく答弁をお願いしたいと思います。

それから、問題3、最後でございますけれども、住民からヌートリアの被害の実態や問い合わせは寄せられていますでしょうか。駆除の実態はどのように対処されているのか、細かくご説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

環境課長 村上勝芳君

まず、野良猫・犬に対する町の対応だとか対策、検討のぐあいという質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、当町の実態から申し上げたいと思います。野良猫に対する苦情ですが、本町へ寄せられているものに限りますが、20年度においては4件、21年度に関しては12件、そして野良犬のほうの苦情に関して、20年度においては9件、21年度においては5件でございます。野良犬の場合は、捕獲して収容いたしておりますが、野良猫に関しては狂犬病予防法の抑留の規定がされておりませんので、捕獲することはできません。捕獲器による捕獲も、捕獲の補助に当たりまして、捕獲器を貸し出すことは考えておりません。犬や猫のふん害等は、地域での環境保全に努めていくよう住民が理解されることが必要であると考えております。

また、野良猫へのえづけをやめさせるように周知するため、引き続き広報などによって啓発をしていきますが、機器による超音波での猫を遠ざける方法だとか、猫の嫌うにおいて追い払う方法など、自己防衛をお願いしていきたいと思います。

そのうち、対応としてですが、苦情者から通報があった場合には迅速に対応しておりますし、苦情の内容を聴取するとともに、原因の追及をいたしております。対策としてですが、苦情者の内容によって、パンフレットや立て看板、それから回覧等、広報などを適切に使用して助言してまいります。また、自己防衛策として、チラシなども配布していきます。このほか、犬の予防注射の際に、ふんの持ち帰りのほうをお願いしておりますし、啓発資材などを活用して、根気よく周知徹底をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、住民のモラルの向上を図ることを周知徹底をしていきたいと考えております。

そして、2問目の犬のふん害の防止条例、ポイ捨て条例の件でございますが、犬や猫などのペットは単なる愛玩動物ではなくて、家族の一員として人々の生活に寄与するようになってきております。しかしながら、一部の心ない飼い主による放し飼いの散歩やふんの放置などによっての問題が生じております。臭気は、暑い時期などは特に気になりますし、不衛生でもあります。また、他人の家の前や花壇にさせないような配慮や、水で流すなどのマナー

が必要であると思いますが、犬のふん害防止条例やポイ捨て条例を制定しております津島市、清須市では罰則規定を適用した事例がなく、必ずしも抑止効果につながる期待は持てないと聞いております。違反行為者へは実際には注意にとどまり、罰則を設けても、その行使までの事例がないのが実情でございます。

このような事例もあり、今のところ制度化については考えておりませんが、住民からの苦情に対しては啓発看板を掲示していき、原因者に対して注意などを促すなど、根気よく指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

ヌートリアの被害等の状況ですけれども、平成20年度は駆除数が2頭、それで被害場所は宝四丁目地内、21年度は1頭で、場所は蟹江本町エノ割地内、22年度は駆除数が1頭で、場所は須成西一丁目地内、すべて委託先は株式会社雨宮でございます。

ヌートリアの捕獲駆除には、鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化に関する法律第9条の規定により、わな猟の免許保持者でないと取り扱いができないことになっています。捕獲業者は、町に対して鳥獣捕獲等の許可申請を提出し、町は免許証を確認の上、業者に依頼しているのが現状であります。また、今年度は、5月中旬に須成西の方から依頼がありまして、所定の手続きをして既に1匹を捕獲しましたが、引き続き捕獲器を置いて、農作物の被害防止に努めているのが現状であります。

それでもう一つ、きのう、ヨシツヤの西のほう、本町三丁目地内でまたヌートリアの被害があるという住民からの通報がありまして、きょう朝、業者に依頼したのが現状でございます。

以上です。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。

それぞれ質問に対して、ちょっと私はネガティブだなと、非常に積極性がありませんのかな。最初に質問の中で申し上げましたけれども、例えば集合住宅あるいは住宅密集地で物事を考えるのか、判断するのか。例えば、環境課長の場合は蟹江町の北のほうにお住まいですから、のどかに住んでいると、やっぱり今のような答弁になるのかな。やはり、ニューシティにしても富吉あたりにしてもビルが林立して、非常に都市化が進んでいるところですね。

いわゆる新本町線、これ再質問で申し上げますけれども、被害があつて、「山田さん、どうしたらいいだろうな」と、こういうことも環境課じゃなくして、議員の一人としても苦情が入ってきておるわけですね。ですから、今、次長からもヌートリアについてはお話がございましたけれども、1匹や2匹というんじゃなくて、非常にそれは氷山の一角であつて、非

常に多くのヌートリアがすんでいることは事実で、岡山県は年間800匹と言いましたよね、駆除数は。ですけれども、まだいいとは思いますがけれども、やっぱり先手先手で物事をやっていかないと、言葉は悪いですがけれども、泥棒見て縄をなうような答弁だと、私失礼ですがけれども、そう思いますよ。それでは、やっぱり環境課の部署をあずかっておられる課長として、もうちょっと積極性を私は持っていただかないと、一番困るのは町民なんですよ。

それで、再質問ふえて申し上げますけれども、野良猫による家屋の物損やえづけ行為も、当町も残念ながら例外ではございません、あるわけでした。家屋の物損では、今言いました新本町線の間あたりの家屋では、数軒の方が被害に遭われまして、そのうちの1軒は2回も被害に遭われ、業者に修理を頼まれ、思わぬ損害をこうむられたのでございます。屋根のかわらをして、野良猫が子供を産んで、その方は優しい人ですから、その通り口をあけておいたと。だけれども、人間と違って猫ですから、これ兵糧攻めに遭うかなと思ってまた考えて、家屋を壊した。また業者に頼んでやっていただいた。「本当に山田さん、困ったよ」と、「こういう実情、何とかならんかね」、こういうのが町民なんです。はっきり言って、そういう声があるんですよ。ですから、通り一遍の答弁だけでは、残念だけれども、私申しわけないけれども、もうちょっとしっかり、アグレッシブに取り組んでいただかないと町民が困りますよ、正直言って。

例えば、東京では、不妊・去勢手術や捕獲器の購入などを行う区市町村に年間103万円を上限に助成制度を始められ、都内20区と16市町村が不妊・去勢手術に取り組む団体や個人に1匹1,500円から3万円の助成を現実にされておられます。動物愛護という観点からもされておるわけです。神戸市も助成を始められ、最大50匹を上限に手術費用を一部負担されているのであります。また、東京では、飼い主のいない、俗に言うホームレス猫との共生を目指すまちガイドブックを作成されまして、地域で起きたトラブルの解決方法などを明記しているのでございます。課長、そういうのに取り組む気持ちはありますか。今の答弁だとないでしょう、正直言って。私はないと見ますよ。

ところで、愛知県では、ご存じかと思えますけれども、ペット王国日本一なんです。多くの愛犬家、愛猫家がおられ、マナーをしっかり守り、かわいがって飼育しておられるのを、私はあっちこちで見えております。しかし、残念ながら、ほんの少しの方だと思えますけれども、ふん放置を初めマナー違反が年々増加傾向にあることは否めない事実です。この実態はどうかといえば、ウォーターパークが残念ながらそうでしょう。課長、行かれたことありますか。ウォーターパークの職員は朝、ふんの片づけばかりですよ、看板も立っていますけれども。実態をしっかりとついでいただかないと、まだまだ、まだまだこれからなんて言っていたら、えらいことになりますよ。

そういうことで、撤去や指導といっても、実はトラブルに発展しかねません。野良猫のえづけ行為に対しては、住民とのトラブルに発展し、これ新聞でも報道されましたけれども、

悲惨な事件さえ起きております。正直言って、これ殺人事件なんです。2件も起こっていますね、私ネットで調べましたけれども、こういったのがあります。ですから、当局として、環境課なんかでもしっかり方向性を目指してほしいというのが、私は偽らない気持ちなんです。再度、当町のお考えや担当課のお考えをお示ししていただきたいと思います。

環境課長 村上勝芳君

野良猫でありますので、家屋のほうに侵入するということが多々あると思います。何にしても、地域による防犯活動が一番重要なことだと考えております。地域のポイ捨てだとかというのはありますが、見られる側という放置者の認識が飼い主のほうに芽生えていくというのが抑止効果につながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

12番 山田乙三君

村上課長、性格もあるので、あんまりきついこと言ってもあれでしょうけれどもね。笑っている場合ですか、あんだ。新聞の切り抜きですよ。これ、やっぱり社会問題しておるんですよ。将棋の名人のことも、控訴せずと書いてありますね。例えば、ネットではですね、ネットを開いて資料とられますか。「野良猫対策に待った」と、これも社会問題化しているんですよ、現実に。蟹江町の北のほうに住んでいるから、まだいいわ、いいじゃないですよ。お立場上からいったら、これ完全にとらえるわけですよ、射程距離に。私厳しいこと言うわけじゃないですが、野良猫もありますね、これ。ヌートリアはどうだこうだと、これありますよ。全部調べられていましたか。それ仕事でしょう、ルーチンの中に入っているでしょう、おたくの仕事の中に。

ですから、そういう通り一遍のさらったご答弁では、私はとてもじゃないが、被害に遭われた方のお気持ちを察すると、簡単には引き下がれませんよ。本当に思わぬ物入りなんです。これは大変ですよ。ふんはする、それから小便はするという、くさくてたまらん。これは野良猫だからしゃあないやと、ホームレス猫だからしゃあないやと。モラルやいろいろな精神論でぶつてみたところでですね。それは、やっぱり東京都や神戸市はいろいろ対策をとって、ややもすると、市だから、仮にここは蟹江町だよと、市レベルだよと、こういうふうにおっしゃるんですけども、市も蟹江町も変わりませんよ、これは。

ですから、こういうのをですね、環境課でも職員の方から情報を入手されたり、検討されたり、その辺をですね、たださらっと。私らも議員の一人として、いろいろとあちらこちら調べたり、やらせていただき、そういう答弁じゃなくて、もう一度言ってくださいよ、その答弁。

そういうことで、野良猫の実態、なぜ野良犬は減っていったのか。野良犬は中から大が以前は多かったんですけども、ペット王国、愛知県ですけども、今は小型犬が多いですね。ですから、それを保護する保護センターといいますが、最終的には殺処分ですけども、最

近、テレビで定期的に行っていますね。そういうのに小型化して、かわいかったけれども、ちょっと飼つとるに面倒くさいで、ぼいっと、こういう感じのが本当に多いんですよ、現実。そういう実態、そういうことも含めて、一度、課長の立場で答弁願います。

環境課長 村上勝芳君

私も、4月にこの席を任させていただきました、インターネットなどで状況を見ております。そういう中での本町との比較をしたりしておりますが、現在のところの対策として、先ほど申し上げたようなことをお願いしたいと考えております。

12番 山田乙三君

最後になりますけれども、性格もおありでしょうけれども、本当に前向きにやる、物事に対処していただかないと、蟹江町民、きょうはテレビ放映されていますけれども、多分その方もテレビに関心持って見ておられますよ、間違いなく。ですから、その答弁も一言一句見ておられます。生やさしいもんじゃないですよ、実際に。その方の被害、あるいはふん害ですよ。もうあなたの答弁に憤慨するわけじゃない、だじゃれで。本当にその人の身になって、立場上やっていく、アグレッシブに取り組んでいく。泥棒見て縄をなうようなことはだめですよ、それは。

先取りの政策で、ただルーチンだけの作業でやって、何人おられますか、環境の担当者は。そこの方は、電話差し上げたら、本当に、村上さんが給食センターの所長からこっちへ見えるまでは、「一生懸命やってもらった。山田さん、ありがたい」、こういうお声も聞いておるんです。だから、私は指摘するじゃなくて、課員も一生懸命やっておるわけですよ。ですから、管理職として立場として、どうしていくかということで、通り一遍ふわーんとした答弁では、私は納得はしませんし、これからどうしていくかということも今後ですね、これで質問終わりますけれども、やっていただかないと、町民に対する裏切り行為といえますか、非常に張り合いなさ、そういうものだと思いますよ。これは今、テレビですから、本当にリアルタイムであれですからね。何だったと、初めてテレビ見させてもらって、こんな状態かと、こういうことを言われんように、私も議員の一人として、理事者も気をつけていただきたい。そういうことをご要望申し上げて、2問の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

質問2番 小原喜一郎君の1問目「(続)小さくてもキラッと光る 元気なまち蟹江を目指す提案」を許可をいたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、これ「続」というふうに最初に書いてありますけれども、実は平成16年、町長が初当選して就任される前の年、前佐藤篤松町長に向けた質問が皮切りでして、そこからきょうで一般質問は3回ですけれども、そのほかに機会があることに本件につきましては質問をさせていただいておるわけでありまして、当初予算あるいは決算議会においてさせていただいておるわけでありまして、そういう意味で、きょうは「続」とさせていただきます。

さて、それで、この質問に入る前にお願いと質問をさせていただきたいと思うんですけれども、実は最近、私の事務所の近くのショッピングセンターナフコ店が閉鎖になりました。それで、一番街の皆さんは、商工会さんと連名で、管財人とあわせて地主さんにも要望書を提出したようですが、町長さんにも提出する予定だと言ってみえたわけですけれども、提出があったかどうか。それに対するお考えをぜひ聞かせていただきたいなど。

それで、あのお店は、いわば一番街の拠点といいますか、あそこの地域経済の中心的存在であったわけでありまして、これが閉鎖になってしまえば、かなりの打撃になってまいりますので、できれば引き続き同じようなショッピングセンターとして再開する方向でのご援助していただければなど、多くの皆さんの希望であります。

あそこの店は、特にお年寄りの皆さんが訪れて、気軽に使っていた。非常に今でも残念がってみえるわけでごさいます、その意味では、ぜひこのショッピングセンターの存続をしていただくような方向でご支援をお願いをしたいというふうに思うわけでありまして、後で町長のお考えを聞かせていただければと思うわけでありまして。

さて、本題に入ります。

私は、先ほども申し上げましたように、平成16年12月議会で最初のこの質問をして、問題提起といいますか、私なりの提案もさせていただきました。それ以来、平成17年の3月と6月の町長の所信表明に対する質問をいたしまして、町長就任最初の6月議会では、このことについてかなり詳細にわたった町長の答弁もいただいておりますが、きょうはその後の推移について承りたいわけでありまして、つまり、さらに発展させてまいりたいということでごさいます。

1つは、今まで「福祉と観光のまち蟹江を目指す」というキャッチフレーズでございますけれども、改めて医療、もっと具体的に言えば地域医療と言ってもいいと思うんですが、医療全体を入れて、「医療・福祉と観光のまち蟹江を目指す」という、このキャッチフレーズにしたいなということが一つの発展だというふうに思うわけでありまして。

そこで、蟹江町は名古屋市のベッドタウンとして、JR関西線、それから近鉄線、名古屋でこれで10分足らずで行かれると。国道1号線、西尾張中央道、あるいは県道名古屋・弥富線ですね。交通の便も極めて便利なところで、この町が名古屋に隣接しておって、人口がふえないのはどうもおかしいではないかというのは、大方の皆さんの不思議な点の一つだと、こういうご指摘があります。

この20年来、人口が3万4,000から7,000の間を行ったり来たりしておって、今は3万7,600人くらいですかね、外国人も含めてなんだと思います。

もう一つは、この間、私の住んでいる町の町内会費が集め終わったという報告を受けまして、実は昨年と比べて収入が16%も減ったとおっしゃるんですね。どうしてかと理由を調べたら、アパート、マンションの空きが物すごくふえたと、こういう報告でございました。16%ですから大きいですよ。そういう状況になっている。つまり、蟹江町は、今でも10階くらいの高層建築のマンションが2つ建築中ですね。もう毎年、新しいマンション、借家、アパートが建てられるけれども、人口がふえないということはどういうことかと、こういう不思議な点があるわけでありまして。

この現実を見て私は、この今あいている空き家を満杯にするような、こういうことができる行政を展開ができたなら。今、どのくらい空き室があるのでしょうか。恐らく数千の空き室があると思います。ですから、この空き室を満杯にするような、こういう行政、施策をやることができれば、人口が4万を超えるどころか、単独市になるような状況になるのではないかと、こういうふう思うわけですね。

そこには、蟹江町の平均1人当たりの年収を課税標準額で調べてみましたら、104万円くらいなんですね。高いところは、芦屋市のように228万円だとかあるんですけども、蟹江町は104万6,000円くらいになるようです。これ、例えば1人当たり3,000円ふえれば、どのくらい財政収入がふえることになるのでしょうか。

今でさえも、自主財源である町民税、これは一般会計の50%近い比率を持っているわけですから、税がさらにふえれば、かなりの一般財源がふえて、裕福な町、活気のある町、こういうふうになることができるというふう思うわけでありましてけれども、この点についてはいかがでしょうか。町の考え方をまず最初に承っておきたいと思うわけでありまして。

そこで、では住んでいただけるような、そういう行政はどういうものがあるかと。実はこれはですね、ちょっとご披露申し上げますけれども、これは週刊誌の「自治体お得度ランキング」という記事があるんです。この中に、ではどういうことをやっておって人口がふえているかということを紹介しておるんですけども、例えば保育所が今、本当に待機者が多いという、こういう実態があるので、待機者を少なくする努力ですね。ひどいところでは、新潟市のように、1カ年で7カ園保育園を建築したというんですよ。こんなところもあるんですけども。あるいは杉並区は、ご家庭でお子さんを預かって保育するという、こういったことに区が補助するという家庭保育制度ですか、こういうことをやっておるところだとかですね。それから、ここには保育所がどのくらいあるかということも含めて、自治体ベースのランキングが載っておるわけです。

それから、子育てしやすい行政、これもキャッチフレーズにしてやっている自治体もあるんです。特に、東京近郊では、住民の奪い合いですね。私、実は川崎市へお邪魔して伺った

んですけれども、広報室の部長が「これ奪い合いなんですよ」と。ですから、どういう、つまり何でもかんでもやればよいということではなしに、どういうことをやれば受けるかと、住んでいただけるか、こういう奪い合いなんですと。おかげさまで川崎市は、毎年1万数千人、人口増加で、今、人口密度が1平方キロ当たり9,900人くらいですね。蟹江町は3,300人くらいですけれども、そうなんです。そういう状況になっているわけでありまして。後でご披露申し上げますけれども、その一つの例として、川崎市が近年取り組んだ例を申し上げたいと思うわけでありまして、ということですね。

あるいは、子育てを中心にした施策を地域ぐるみでやっている自治体もあるんですね。これは、北九州市でございます。おもしろいんですよ。出先で授乳やおむつがえができる、こんな赤ちゃんの駅というのをつくって、300カ所も。これで子育てのしやすい自治体をつくる努力をしているんですね。ですから、自治体がそういう方向を目指して、創意工夫を、英知を集める努力をして、奇抜な施策をやることによって魅力のあるまちにして、ここに永住していただくと、こういう努力をすれば人口はふえていくのではないかと。

例えば、弥富市は、合併したから人口4万以上になっていますけれども、前とそう変わっていませんよね。しかし、行政の内容は最近、蟹江町はかなり差をつけて、よくなっているようです。つい今年度でも、タクシー券の発行をふやすだとか、あるいは国民健康保険税の免税の、税を納めなくてもいい新しい基準をつくって、4月1日から始めるだとか、いろんな行政上の差が生まれています。蟹江、弥富市と比べて。しかし、まだ人口的にどうだということでは変化がありません。それは、私は、まだまだそれは目についていない、住民の皆さんにということではないかと思うんです。

よく広報で周知しようということになりますけれども、広報だけではなかなか周知できない。それで、後で提案する町民便利帳ですね。これ川崎市のものですけれども、こんな厚いもんなんです。これ見ていただくといいと思うんですけれども、こんな厚い、これを見れば、民間も行政の内容も含めて全部わかるという便利帳です。これは、例えば子育ての希望を持っている家庭、お年寄りの医療の希望を持っている家庭、あるいは保育所の、あるいは学校のいろんな希望、要求を持ってらっしゃる家庭、これを見れば一目瞭然で全部わかる、民間も含めてですね。歯医者さんがどこにあるだとか、お医者さんがどこにあるだとか、タクシー会社がどこにあるだとか、全部わかるんですよ。

何で公がそんなことできるんだということがあると思うんですけれども、実はこれつくっているのは民間なんです。自治体は、行政の情報をすべて提供するだけ。民間ですから、広告自由ですよ。ですから、民間は広告で商売が成り立っているわけなんです。だから、マンションでも、どこどこのマンションどれだけすいているということも入れてもらってもいいじゃないかと思うんですけれども、いずれにしろ、非常に便利なものなんです。後で詳しく申し上げたいと思うんですが、そういうふうにして、つまり周知できる方向が、新しく転

入してきた皆さんも一目瞭然で、なるほどいい自治体だなということがわかるような方法を検討すれば、人口がふえていくようになるのではないかと。ふえれば、おのずと財政収入もよくなる、こういうことが言えるんじゃないかと思うわけであります。

さて、それで、前提はさておいて、質問の1番目から5番目に入るわけですが、まず、蟹江にたくさんある観光資源をどう生かすかということだと思うんですね、観光のまち蟹江を目指して。

1つ、私、佐屋川も蟹江川も、いわゆる水郷、これは一つの観光資源ですねということをお願いしたと思うんです。特に、佐屋川の場合は、水源が鹿伏兎ですので、ほとんど蟹江町だけの川ですよ。ですから、蟹江単独で努力するだけで、本当にきれいにすることができるわけで、これを観光資源として開発すれば、まさにそこに尾張温泉もあるわけでありますので、観光地としての一つの特色がつかれるのではないかと、これは前に指摘したとおりであります。

そこで、地権者の協力が必要ではないかという提起をしたら、平成17年の6月の議会で町長さん、「地権者との関係ではいろいろ問題がございまして」というご答弁があったんですよ。私はそのときに、だからだめなんだと決めつけずに、大いに地権者の皆さんも巻き込んだ観光開発に努力すべきではないかということで投げかけたというものですけれども、その後、地権者も含めてご協力を得られる、あるいは観光業者も含めてご協力を得られる、そういう協議体といいますか、論議の場というものがつくれたかどうか、努力されているかどうか、承りたいわけであります。

それから、歴史の遺産、これは歴史遺産なんていうのは、見方によって物すごく変化しますよね。私、時代劇が好きで、よく時代劇を見ていますけれども、時代劇でも幾つか見る角度によって違う描写がされていますね。私びっくりしたんですが、「忠臣蔵」だけじゃなくて、私、「編笠十兵衛」というのを見てまして、「編笠十兵衛」と「忠臣蔵」を見ないと、「忠臣蔵」のすべてがわからんなと思ったりなんかするわけでありまして、いずれにしても、歴史の文化遺産でも、いろいろ見る角度によって変わるわけでありまして、どうしたら非常に皆さんに興味を持っていただけるかということですね、これもやっぱり研究していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、そういうことも含めた研究ですね。プロジェクトチームなり何か、あるいはみんなで協働のまちづくり云々という場もあるわけですが、やっていただけるかどうかということが2点目でございます。

それから、郷土物産の開発ですね。これも申し上げたと思うんですが、ご努力されているかどうか。まず、この点について承りたいわけでありまして。これが第1点目であります。

これは、一たん切って伺ったほうがいいと思いますので、一たん切ります。

政策推進室長 伊藤芳樹君

では、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、ナフコの件を言われましたので、ナフコのことについて若干知り得ている限りのことをお知らせしたいと思います。

ご承知のとおり、ナフコがああいう格好で閉店という格好になっておりますけれども、現在、当然一番街の商店街、それから商工会等がですね、やはりあそこがなくなってしまうと大変なことになるんだということで、今現在、あそこのオーナーであります蟹江商業センター協同組合というのがあるかと思えます。そちらのほうに、先ほど議員も言ってみえましたが、要望書等も出してみえるということはお聞きしました。

(「町には出ていない」の声あり)

町には出ておりませんね、まだ。いずれ出るかもしれませんが、町のほうには今は出ておりません。それで、一応、そういう要望書を出して、協同組合のほうからは一度話し合いたいんだという、そういう話はどうも商工会、一番街のほうにはされていると、そういうことを聞いております。それ以上のことはちょっと今わかっておりませんが、協同組合のほうとしても、何とか地域の活性化ということもあって、みんなで考えていこうと、そういうことであろうかと思っております。

それから、人口の話をまずされたと思えます。これは、以前から小原さんが言ってみえたことだと思えます。観光のことも含めて、福祉のことも含めてのことでありましたが、そうやっているんなら観光、それから福祉の事業を進めていけば、当然人口をふやし、その人口がふえることによって税がふえるだろうという、そういう以前からの小原さんのご意見でございますので、それは重々私どもも承知しております。

結果的に、人口が今現在それほどやっぱりふえていないという、そういう状況で、やはりどうしてなんだろうということになるわけですが、今思うには、やはり都市基盤整備というか、それがどうしても蟹江町の場合ですと、市街化区域、市街化調整区域ということではっきり分かれておりますので、それでもって進められるということで、今現在は都市基盤整備ということでJRの駅北の区画整理をやっておりますけれども、あそこが整備されれば、転入者、当然定住される住民の方も、多くの方があそこにお見えになるかなと、そんなふうに思っておりますけれども。

あと考えられるのは、なかなかですね、ご存じのように、蟹江町というのは、世帯数はほかの市町村と比べて随分多いということなんです。それで、それは何かというと、恐らくは単身世帯がやはり多いのかなと。先ほども言葉が出ましたが、アパート等もやはりたくさんありますし、そちらのほうに単身世帯で見えて、転入されて、またそれが転出されると、そういう繰り返しが多いのかなと、そういうことも思いますし、あとマンションが建つにしても、町内だけでの転居されるだとか、マンションの中に入られるだとか、そういうこ

ともあるのかなと、そんなふうには実は思っておるところであります。

それから、観光のことをおっしゃられました、当然私どもとしまして、佐屋川というのは一つ大きな観光事業のやっぱり目玉ということでございます。佐屋川については、もう以前からほかの議員さんからもいろいろとご提案なりしていただいております。佐屋川をきれいにすればということで、佐屋川にヨシですとかガバですとか、そういうのを植えたらどうだろうという、そういう提案も前いただいたような気がしますし、佐屋川というのは蟹江町が目指している水郷の里というので一番メインの川になってきますので。ただ、そこに地権者というのが当然入っていて、それがなかなか難しいんだということで、なかなか今も進んでいないということになりますけれども、ではその地権者の理解を得てということになると、やはりなかなか難しいということで、今現在も、恐縮でございますが、その後どうなっているかということになると、前回とそれほど変わりはないという、そういうことかなというふうに思っています。

ただ、観光業者というか、例えば尾張温泉ですとか、そういうところとしての協力体制はもう十分とれているかと思っておりますので、今後も尾張温泉、例えば足湯にしても、町長のほうが尾張温泉と随分協議していただいて、温泉の湯自体は無料でいただいておりますという格好になっておりますし、十分町の観光の発展には役立っているかなと、そんなふうに思っています。

それから、歴史の関係でも、蟹江町にはたくさん歴史の遺産はあると思います。神社・仏閣は当然でございますし、須成祭についても今、国の選択無形文化財ということで、そういう事業を町としても行っておりますし、あと、佐野七五三之助という人物で、いろいろと資料館のほうからも聞きますと、七五三之助自体が新撰組の隊士で、今現在、須成のほうにお墓があるわけですが、七五三之助の実妹が、佐屋から出た加藤高明という総理大臣であります、総理大臣の実際にはお母さんだったという、そういうこともどうもわかってきたということもありますし、今、NHKでもやっています「龍馬伝」でも、岩崎弥太郎という名が出てきますが、その岩崎弥太郎の娘とどうも加藤高明が一緒になっているとか、そういうことも何か出てきているということもあって、そういうのもいろいろと情報発信すれば、また違う意味合いで蟹江町をPRできるのかなと、そんなふうに思いますし。

1つは、先ほど言われました、そういう研究をということが一番大事かと思っております。ただ、その辺が今、町としては総合的なそういうまとめ役というのがなかなかないもんですから、ちょっと今停滞しているところかなと。それがやはりでき上がってくれば、蟹江町も観光という面で大きくアピールすることができてくるかなと、そんなふうに今思っています。

以上です。

7番 小原喜一郎君

町長さんに後で答弁いただくとありがたいんですが、そういう研究も含めて、あるいは観

光業者や、あるいは地権者なども含めた協議体ですね。あるいは一緒になって考えようと、どうしたらいい町にすることができるかということですね。そういう協議体をつくる努力をされてみえるかどうか、また、しようと思っているかどうか、ご意見があったら伺いたいなというふうに思います。

さて、それで、2番目に地域医療というテーマで伺うわけではありますが、医療と福祉とあわせてもいいと思うんですけれども、とりあえず地域医療、改めて言葉をつけ加えさせていただきますので、伺いたいと思うわけがあります。

これは、またもう一つ週刊誌の記事をご紹介申し上げたいと思うんですけれども、これは「美しい死に方を求めて」という、おもしろいかと思うんです。

(発言する声あり)

というキャンペーンの記事があるんですけれども、これは非常に広範囲にわたって、いろいろなことから分析されておるわけなんですけれども、ここで実はですね、長野県は全国で、男性は特に一番長寿の県と、女性は5番目のようなんですけれども。しかし、畳の上で死なせる方が非常に多いと、長野県の場合は。しかも、高齢80何歳、八十五、六歳まで働かれて、そして患う期間がわずかの期間であの世へ行かされると、こういう特徴のある県だと紹介されています。

なぜそうなのかと。つまり、医療費そんなにかからんわけですよ。長生きされて、しかもちょっと患っただけで逝っちゃうと。これ流行語で「ピンピンコロリ」というんだそうで、ピンピンコロリという、これをあらわす言葉があるんだそうですけれども、長野モデルということでは言われているんだそうですね。これは、なぜそうになっているかということ、地域医療が中心のようです。

よく地域医療問題では、長野県の佐久市が話題になるようなんですけれども、ここの最初の佐久総合病院のお医者さんですね、若月俊一先生という方、この方は根気に毎日訪問して、予防医学について説いて回ったようなんですけれども、今はそれが伝統としてなって、しかもボランティアの皆さんがみんなそういう話をするようになってきているようですが。だから、どんな病気がどういう初期症状をあらわして、初期症状があらわれたらすぐみなさんが病院に駆けつけるような、そういう体制になっているようなんですけれどもね。そういうことがもう定着しちゃっていると、佐久市ではですね。それが結果としてという、こういう記事になっているわけではありますが、後でこれ保健所長の意見を伺うといいと思うんですが、できれば保健所長はどんな、地域医療として蟹江はあるべきかということや常々思ってみえることがあるんじゃないかと思うんですよ。思っているけれども、なかなか実現できない、その障害は何か、その障害を取り除ければなど。その障害は何だろうかということや浮き彫りにして、障害を取り除く努力をすればこういう自治体が生まれるわけで、そういう立場で後でご答弁をいただければありがたいなというふうに思うわけではありますが、伺いたいと思います。

これは、自治体は費用要らないんですよ、業者が全部発行しますからね。では、どうしてそんなことやれるんだということになると、業者とは協定書で詰めているんです。業者は広告をとって、広告料でこの費用を賄っているという、こういう内容になっています。ただ、杉並区で問題になったようですけども、ちょっと過剰な宣伝が入っちゃって、これは人によって思いが違いますから、偽った宣伝も入っちゃったりして、新聞記事にもなったりしたことがあって、それについてはあの周辺の自治体もいろいろ勉強し合って、それを検査する機関ですね、倫理機構をつくったりして、継続してさらに進めていくようですけども、これをやるとですね。いや、あわせて、川崎市が許可したとは言っていないけれども、住宅あっせん業者の窓口に置いてあるんです。あっせん業者が仮に訪問した人に渡すんです。第一印象がいいようですね。どんな行政やっていただいおって、本当に便利なまちかどうかということ判断する上で。ということで、そこで直感的にここいい、このまちいいという結論が出るような、そういう雰囲気をつくっているということですね。これ、非常に役立っているというわけです。

もう一つ、ちょっと皆さん、便利だなという点でわかっていたと良いと思うんですけども、地図つきで、どこにどんな施設があるか、民間施設も含めて全部載っかっているんです。それから、歯医者から、あるいは葬儀屋さんから引っ越し業者から、もうすべて載っかっている。これは、宣伝していただけるわけですから、どんどんと出していただけますよね。

議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君、あと2分です。

7番 小原喜一郎君

非常に便利なんです。これをつくったらどうかという提案をするわけではありますが、いかがでしょうか。

あと何分ですか。

議長 伊藤正昇君

あと2分です。

7番 小原喜一郎君

はい。行政効率のいい、「小さくてもキラッと光る 元気なまち蟹江」を目指して、総合的に一層研究を深めて、大都市近郊の住みよい町に発展させるために全力を挙げる、いわば情熱的な職員の育成ですね。

私、川崎市へ行って見てわかった。なぜ行ったかということ、息子が川崎に住んでおって、今度転居したんですよ。それで、その手伝いで行って知ったんですけどね。つまり、広報課でしたけれども、非常に情熱的でした。横浜市の将来がどうあるべきだということ自分たちが、自分の言葉で言われるわけです。こういうふうに職員がなっていくと大きく変わって

いくんではないかなと思うわけではありますが、伺いたいと思います。

議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君の質問に対して、答弁は休憩後にいたします。

休憩は、15分間休憩をいたします。暫時休憩をいたします。

55分から再開をいたします。

(午前10時37分)

議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時55分)

議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君の質問に対する答弁から始めます。

健康推進課長 能島頼子君

地域医療についてお答えをしたいと思います。

まず、佐久市のお話が出ましたので、ちょっと経過を少しお話をさせていただきたいと思いますが、佐久市が1945年からの取り組みによって、随分健康問題に取り組み、健康がすごく長寿のまちになったということは全国的にも知られているところですが、愛知県において、そのころ結核、それから脳血管疾患の死因が1位、2位を占めておりました。全国的にもこれは同じことだったと思いますが、そういった訪問活動とか啓発によって健康管理を行ってきた戦後から昭和55年に死因の第1位が悪性新生物、つまりがんにとってかわりまして、その順位はがん、心疾患、脳血管疾患というふうに、疾患も変わってきております。

そのころ、成人病というふうに言われておりました病気というか、その疾患の対策として一次予防、健康増進、発病予防、二次予防としまして早期発見・早期治療、三次予防としまして社会復帰、リハビリテーションという形で健康管理を行ってきておりましたけれども、成人病につきましては二次予防に当たる早期発見・早期治療のことが中心で、健康増進が行われてきました。それが現在、生活習慣病というふうに名を変えてきているんですけれども、そういった概念で、一次予防対策も含めた疾患対策としまして、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的としまして、21世紀の国民の健康づくり運動「健康日本21」が始まって、2010年、ことしまでの9つの目標が設定されて、国を挙げて取り組んでいるというのが現状です。

健診とかの二次予防につきまして、重要なのは健診の受診率もちろん大事なんですけれども、最も重要なのは、その受診した後のそれぞれの個々の行動変容が一番大切になってくると思います。実際に受診した、特定保健指導というのが平成20年から始まっているんですけれども、受診率は28%前後、その受診した人たちの中の行動変容を起こしていただく特定

保健指導を受けていただいた方は、平成20年度につきましては30人前後ということで、なかなか利用していただけないのが現状であります。

この特定保健指導を受けずに、日常生活の中で健康管理への行動変容を行うことができれば一番よいことでもあります。しかし、実際は健診を受診するのみで、痛くもかゆくもない生活習慣病の結果を深く考えることなく放置されているのが現状でして、その結末が病状の進んだ糖尿病やその合併症の増加ということで、医療費が膨らんでいる現状もあります。

二次予防の取り組みとしては、大事な施策でありますので、今後も特定健康診査、特定保健指導、それからがん検診等は実施していきますけれども、それと併用しまして、一次予防として広く住民の健康に対する意識づけがひいては重要な健康施策として行っていくということが、日常生活の行動変容を促す結果になってくるといふふうに考えております。ですので、蟹江町としましては、この一次予防対策である健康日本21「かにえ活き生きプラン21」の推進を今後も取り組んで、力を入れていきたいと思っています。

以上です。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

川崎市の生活ガイドでございますが、拝見させていただきました。どうもご提案ありがとうございました。

早速、川崎のほうにも問い合わせをさせていただきました。それとあと、愛知県内にも小牧市と西尾市が同様なガイドブックをつくってございましたので、早速またこれも小牧市のほうへ出向きまして、担当者のほうとも直接お話を聞かせていただきました。

それで、発行する方向で今、検討させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

町長 横江淳一君

それでは、小原議員の質問に総体的にお答えをいたしたいなと、こんなことを思っています。

まず1点目、ナフコの件であります。我々も大変残念だといふふうに思っております。情報が非常に遅かったということと、まさかということが実はありました。たまたまあのイベントを今後やるという打ち合わせをしたばかりなので、商工会の担当とも話をしたんですが、「えっ」というのがほとんどの皆さんの反応でありました。でも、結果は、聞いてみてのとおりでありますので、我々といたしましてもまだ要望書はいただいておりますが、あの地域にどうしてもそこに穴があいてしまう、空洞化ができてしまうということがありますので、いろんなお考えを商工会の皆さんだとか、それから地域の皆さんだとか、そういう考える場がありましたら、どしどしご提案をまたいただく、またこちらから差し上げる、そんな方向で地域の利便性を図るための何か誘致策も講じていかなきゃならないな、こんな

ことを思っております。

ちょっと話が違ってもわかりませんが、この地域でも、先般の議会の際にもご指摘をいただいたとおり、温泉施設が一部やむなく閉鎖をすることになりました。あの子の利用の問題につきましても、まだ地権者の方とは直接お話しはしておりませんが、いろんな提案があるやに聞いております。それもまた、わかりますれば議員の皆様方にもお示しをするときがあるかな、こんなことを思っておりますので、いずれにいたしましても、残念であることは事実であります、それだけではなく、今後、皆さんとそご提案を聞いて、じっくりまた、でも早急にこの対策をしていかなきゃならないということは認識いたしておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひます。

あと、「小さくてもキラリと光る」というこの言葉であります、今「輝来都かにえ」、いろんな施策のまくら言葉に使わせていただいております。議員、平成16年からいろいろご指摘をいただいているわけでありすが、確かに人口増加はここ20年、なかなか見込めない状況であります。いろんな要因があるというふうに思っております、まず1つには、いろんな議員の皆様からもご指摘を賜っておるように、市街化調整区域の率、市街化率がどうしても上がらないというのが1つ。それと、上がらないのではなくて、いろんな施策の中で今現在そういう状況にとどまっている。ただ、駅北の区画整理事業が平成25年に完了いたしますと、そこには優良な市街地ができ上がってまいります。

また、都市計画のマスタープランもご提案をさせていただいたとおり、地域に一つの核をつくるべく、きちっとした目的意識を持って、今後、町民の皆さんとまちづくりミーティングも含めて、話し合っていかなきゃならないということも十分わかっておりますが、もう少し網を狭めて、集中的にその地域の活性化というのは考えていく必要があるというふうに認識をいたしておりますので、このことについても、これから地域の皆さん、先ほど何か協議会と言われましたが、観光、それから佐屋川の開発も含めて、「輝来都かにえ」の協働まちづくりモデル事業の中でお話をさせていただいてもいいですし、総合計画の検討会議、また新たに別の形で進めさせていただきますので、そのときに話をさせていただいてもいいですし、また、庁舎内ではプロジェクトチームも組んでおります。ですから、そういう意見をしっかりとすることが町の職員のスキルアップにもなると思ひますので、総合的にそれも進めてまいりたい、こんなことを思っております。

また、佐屋川の利用については、町長就任以来、いろんな地権者の方とはお話をさせていただいたのは事実であります。改善の方向に向かっている方もありますし、なかなかご理解がちょっといただけないなという方もお見えになるのも事実であります。ただ、佐屋川の全体を見たときに、地権者の部分は別といたしまして、地表に出ている部分についての開発は、当然その管理をしておみえになる方がありますので、その方と周辺の方とがお話し合いをすれば、限られた中での話し合い、開発はこれから十分できると思ひます。

そういう意味でいけば、ちょっとご指摘をいただいた中に外部からの流入水が余りなくと書いてありましたが、若干これも実は流入水が、生活雑排水が問題になっておりまして、先般も2人の議員の方からご指摘をいただいております。このことも、もう今解決に向かって進んでおります。これは、地域の方にもいろいろご心配をおかけをいたしました。その流入水、生活雑排水についても抜本的に解決できる日がもう遠いことではありませんので、そのことも含めて佐屋川の総合開発、そして歴史文化のこれからの開発、これもまちなか交流センターを使って、ぜひとも情報発信ができればなど、こんなことを今思っておる次第でありますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君、あと1分です。

7番 小原喜一郎君

地権者との関係は、これは特別の問題だというふうに思いますので、これは別に取り上げていただいて、個別にご努力をいただきたいということが一つの要望であります。

それからもう一つは、やっぱり全体として魅力づくりを目指して、職員が一丸となって取り組むという方向ですね。この方向をつくり上げていただくことがかなめだというふうに思うんですけども、ぜひその方向に向けて、魅力があれば間違いなしに定着していただけるというふうに思いますので、また、しかも新しく区画整理事業やそういうものが進行しなくても、今の状況下の中でふえていく条件はちゃんとありますので、それをそのまま新しいところだけ目つけると、今度は空き家がたくさん残った空虚なまちになってしまいますので、そういうことも含めて、総合的に発展するようにご努力をいただきたいということを要望として申し上げたいと思います。

以上であります。

議長 伊藤正昇君

以上で小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「国保税の『1人1万円減税』と諸問題について問う」を許可をいたします。

7番 小原喜一郎君

日本共産党の小原喜一郎でございますが、私の2問目を行わせていただきたいと思ひます。

「国保税の『1人1万円減税』と諸問題について」でございますけれども、厚生労働省によりますと、2005年度で全世帯の平均所得は465万8,000円 2005年所得再配分調査報告書であるのに対し、国保加入世帯の平均所得は168万7,000円で、約3分の1の所得になるわけでありまして。一方で、国保加入世帯の所得に占める保険料(税)の割合は8%を超えて、健保世帯の約2倍にもなっております。その負担は家計を著しく圧迫している現実があ

るということを、まず申し述べておきたいと思うのであります。

国保法では、保険税を滞納すると、その未納・滞納金に応じて厳しいペナルティーが科せられることになっております。滞納すると、まず督促状が送付されて、14.6%もの延滞金が課せられる、これは他の町税とも同じでありますけれども、その後も納付がなければ、通常の保険証にかわり、有効期限の短い短期保険証が交付されております。有効期限は6カ月とされていますけれども、1カ月から3カ月までをさらに設けているところもあります。蟹江町もそうでありますけれども。

さらに厳しいのは、納期限から1年を過ぎると、保険証を返還しなければならないと、そのかわりに資格証明書、これは単に国保の被保険者であるという証明だけであります。事実上の医療機関の窓は閉じられてしまうわけでありまして、あとは現金100%を払って診てもらわなきゃならないという事態に陥ると。もちろん、蟹江町でもまだ資格証明は発行されていないですけれども、この発行されている自治体も、ごく一部ですけれどもあるわけでありす。

したがって、国保の現状における実施は、医者にかかりたくてもかかれない人が極めて多くなっているということが特徴ですね。このようなペナルティーは、高齢者に対しても例外ではありません。2008年から始まった後期高齢者医療制度では、多くの高齢者が75歳以上というだけで別建ての医療保険制度に移行させられました。以前の老人保健法では、保険料を1年以上滞納している場合でも、資格証明交付の対象から除外され、有病率の高い高齢者は正規の保険証で医者にかかることが保証されていました。ところが、後期医療制度では国保と同じく、資格証明書とされてしまったのであります。

私は昨年、ご主人がお亡くなりになって、アルバイトで生計を立てていた短期保険証の女性が、役場にどうしても足が向けられなくて、保険証を交付していただくことができずに、結局、脳梗塞でお亡くなりになって、娘さんが涙で訴えられる。結局、自治体に殺されてしまったようなもんだって、これは本人の言い分そのままですけれども、そう言って、もう泣いて訴えられていましたんですけれども、こういう悲しい事実があっちこちで起きておる、蟹江町でもですね。あるいは全国的にはもっとたくさんですけれども、こういう実態であります。

また、この3月議会では、一家3人の家庭で、娘さんの障害年金だけで暮らしている家庭のことを取り上げさせていただいたんでありますけれども、ここでも生活保護を受けているわけじゃありませんので、受けられない事情がありますので受けていないわけですが、生活保護世帯よりも収入は低い、なのに国民健康保険税は納めさせられておる。泣く泣く必死になって納めているようなんですけれども、この人たちも短期保険証あるいは資格証明になる可能性が十分あるわけですね。救われない現状があるわけでありす。

そこで私は、国に対しての国民健康保険料引き下げ、負担金増額要求、これは日本共産党

の小池晃参議院議員が予算委員会で質問したわけでありませぬけれども、そればかりではなしに、蟹江町単独で、独自ですな、一定の改善ができないものかどうか、質問をしたいと思うのであります。

まず、第1に承りたいのは、日本共産党の小池晃参議院議員は、3月4日の参議院議員の予算委員会で、国保料の1人1万円引き下げを要求をいたしました。鳩山総理は、財政、財源について検討したいと、お気持ちはよくわかるという答弁でございました。これで、この中身、単にそればかりじゃないわけでありませぬので、これを受けて厚労省は、「市町村に対する国民健康保険（以下「国保」という）の指導業務については、国保の業務実施要領の改訂について」、平成21年4月10日、これは旧自公政権のときでありますけれども、「別添国保の指導業務マニュアルに従って運営されているところであるが、今般、これに関し、参議院厚生労働委員会において、別添のような質疑応答があったことから、これを踏まえ、今後の業務運営に当たっては、下記のことについて特に留意願いたい」ということが各関係機関にあったようでありますけれども、ご存じかどうか、承りたいわけでありませぬ。

あわせて、もう一つこれつけ加えたいんですが、つい最近のことなので、課長覚えてみえるのではないかと思うんですけれども、短期保険証とのかかわりの問題でありますけれども、つまり短期保険証を交付する場合、単に交付しますよという連絡だけでなしに、なかなか取りに来られない家庭については、連絡を密にすべきだと。直接訪問してでも渡すべきだという指導がなされたことについても、あわせてご存じかどうか、承りたいと思います。

次に、2つ目でありますけれども、この厚労省の……、ちょっと申しわけありません、字が違っておりました。事務連絡に基づいて伺うわけでありませぬけれども、蟹江町における過去の財政状況ですな。これは、平成20年度決算の際の数字でありますけれども、繰越金残高が2億1,614万9,743円、安定化基金1億820万8,023円、その後補正された額ですな、21年9月補正で1,123万3,000円、22年3月補正で2,320万5,000円、22年度当初で8,807万1,000円、差し引き、今残されている安定化基金も含めてのお金は2億184万8,766円というふうに思いますけれども、そして、被組合員の皆さんの数は1万とちょっと、1万400何名だったかと思うわけでありませぬが、だとすると、1人1万円の減税可能ではないかなと思うわけですな。

しかし、ぎりぎりなので、もう少し考慮いただいて、ことしの当初予算では、今までの任意の一般会計繰出金を3,000万円削りまして、これなどを復活させていただいて補てんすれば、減税は可能だと思うわけでありませぬけれども、いかがでしょうか。

なぜ減税せよと言うかといいますと、先ほど申し上げましたように、健保の被組合員、あるいは職員の皆さんの共済組合員の皆さんたちとの収入状況と比較しますと、まさにワーキングプアである200万円以下の家庭が圧倒的だと、これが特徴的ですな、国保の被組合員の内容は、先ほど言いましたように、全国平均で187万円という状況なので、そういう点でいうと、そういう特殊な事情ですな、状況を検討していただいて、保険税について考え直してい

ただが必要があるのではないかというふうに思うわけでありませうけれども、その点について承りたいと思います。

昨年度ですけれども、つけ加えて申し上げるわけでありませうけれども、保険証をいただけなくて亡くなった方、つまり医者にかかれずに、それが原因でお亡くなりになった方、これが全国で47人ですか。これは民医連の調査ですけれども、無保険でお亡くなりになった方は27名、資格証で医者にかかれずにお亡くなりになった方が4名、短期保険証で医者にかかれずにお亡くなりになった方が6名、保険証あったんだけど、いろんな事情でかかれなくてお亡くなりになった方が10名ということのようですね。つまり、生活保護が却下されて、保険証があったんだけど、結局医者にかかれなかったという例のようです、この10人の方は、生活は、だから厳しかったんですね。そういうようなことがある、この実態のある国保の被組合員の皆さんの状況でありますので、これは特段に考慮していただく必要があるのではないかなというふうに思うんですね。

ところが、蟹江町の行政の流れは、今年度でも繰出金を3,000万円削ってしまう。弥富は、逆にふやして努力を、保険料を安く抑える、現状のままで抑える努力をする、あるいは中もっと医療費を助ける努力をしている。そういう、被保険者の皆さんの実態に手助けをする行政も、一方で強めておるようですね。先ほども申し上げましたけれども、減免の具体化だとか税なしの具体化だとか、一定の基準を設けて具体化するという努力をしておるようですね。だから、蟹江の政治の流れと弥富市の政治の流れというのは根本から違うなと、そんな印象を受けるわけでありませう。これは、この印象を住民に与えるということは、あんまりよくないと思うんですね。

そういう意味で、私は、国民健康保険の保険税の問題については特段のご努力をいただいて、そういう方向で検討していただくことが非常に大事だというふうに思うわけでありませうけれども、いかがでしょうか。

それから、国保税の収納をめぐる近年の状況は、極めてこれもまた深刻であるわけですね。滞納額が蟹江町では6億を超えるという、これは過年度も含めてでございますけれども。この状況を打開する上で、私は単なる滞納対策だけでは、これは打開できないと。今の国保被組合員の生活の実態に照らしてみるとですよ、できないというふうに思うわけでありませう。

全国の自治体の例に倣って、税の減免措置ですね、こういうことができないかどうか。先ほど言いましたように、弥富市はですね。ちょっと弥富市の具体的な内容を紹介させていただきますと、地方税法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分停止の要件の取り扱い基準というので、1から3番目までありまして、3番目に、滞納処分することができる財産もなく、生活保護法による保護の基準ですね。この保護の基準の要件を満たす数値の100分の110になっている人は、滞納処分をしないという基準を設けたんですね。つまり、生活保護法による保護の基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100

分の10を超えた場合は、滞納処分の対象から外すと、こういう新しい施策を4月1日から始めました。

そういう形で努力されているんですよ。自治体として、住民の皆さんの暮らしを守るという観点からだとか、あるいはなかなか全く解決できそうもない滞納の解決を、既にそういう方向をつくり出しておるわけでありまして。その意味で、そのことについて検討するお考えはないかどうか、承りたいと思います。

次に、老人医療費75歳以上無料にする方途です。

これについて、これは長野県の栄村というところがあるんですけども、ここでは老人の医療費、65歳から無料にしているんですね。それから、児童・生徒は、中学校卒業まで無料にしているんですね。それで、この栄村は、今も人口がふえているんだそうでございます。平均の医療費ですね、国保における医療費は62万円で、全国最低だそうであります。

どうしてそうなのかなと、一般的に思えば、そんな医療費無料にすれば、どんどん医者に行って非常にかさむんではないかと思うでしょう。しかし、なるほど当初はですね、今までかからなかった人たちが急遽押しかけたので、これは3年間は医療費が高くなっている。その後、つまり先ほど保健所長も申しあげましたように、そういう村の一定の努力もあったんですけども、事前に予防することだとか、できるだけ早くに診療、お医者さんにかかるということもあったり、だんだん医療費が少なくなっていって、現在では62万円になっているそうです。

このまちは、先ほど私、全国のいわゆる「お得度ランキング」の例でいうと、医療費が安いということばかりじゃなくて、景色がよくて、非常に住み心地がいいというところで、どちらかというと、高額所得者が見えて別荘地にも住まったりして、人口はふえているということのようでもありますけれども、いずれにいたしましても、そのことによって医療費が少なくなれば、国保財政も潤ってくるわけですね、助かるわけで。だから、逆な発想で、何でも住民の皆さんに負担をしていただくという、そういう発想ではなしに、その逆の発想で、住民こそ主人公のそういう行政が確立されていらないかどうか。この検討していただくことは非常に大事だと思うんですけども、この点について、つまり老人の医療費の無料化ですね。それから、中学生までの無料化を努力していただく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、そのことについて承りたいと思うわけでありまして。

4番目は、ちょっとダブってしまいますので、置きます。

以上でございます。

民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、ご答弁させていただきます。

まず、第1問目でございます。本会議のときにも議員からおっしゃられました。本会議のときは、平成22年4月6日付の文書というふうにおっしゃられたというふうに思いますが、

こちらの件につきまして、それと今回の平成21年4月10日付の国保の業務実施要領の改訂について及び国保の指導業務マニュアルについての文書というところのご質問だと思います。

町につきましては、存在はしておりません。私のほうも、この文書につきまして県のほうにも問い合わせ確認をいたしました。この文書は、厚生労働省保険局長が各地方の厚生支局長にあてた文書でありまして、市町村に対する指導的な文書の内容であるというふうに聞いております。よって、市町村にはこのような文書のほうは通知がされておきませんので、ご理解を願いたいと思います。

次に、短期証についてのご質問だったと思います。短期証につきましては、実は平成22年、ことしの7月1日から、実は今までは中学生以下でしたが、これからは18歳未満ということで、短期証のほうの交付の仕方が変わるということで、通知のほうが平成22年6月1日付で愛知県の福祉部長から各市町村のほうに流れてきております、というものがございます。

次のご質問ですが、一般会計からの繰り入れで、国保税を何とか減額をしたらというご質問でございます。

町はこれまで、毎年、一般会計から多額の繰入金を出金して国保の特別会計に繰入金として国保財政を賄ってまいりました。法定の繰入金以外の繰入金につきましては、平成16年には1億3,500万円、以降8,000万円、5,000万円、平成22年には3,000万円を繰り入れております。先ほど議員がおっしゃられたのは、5,000万円から3,000万円になったからというところの3,000万円減ったということをおっしゃりましたが、1年前を見てもみますと2,000万円でありまして、申しわけございません。

町の財政も厳しい折でございます。これ以上の繰入金を増大して保険料を下げるということは、国保の保険制度の趣旨からちょっと逸脱するということもございまして、国保の保険制度は、やはり医療費を支出しようとする、要は助け合いの精神、保険料も必要だということふうに考えております。ということで、余り適当ではないかというふうに判断をしております。

次に、もう少しというよりも、1人1万円の保険税を減額したらどうかというご質問でございます。

こちらのほうは、議員がおっしゃられるように、1人1万円掛ける国保の世帯数は全員で1万人ほど入っております。掛けますと1億になります。これまで、議員先ほどのご質問の中で、繰越金があり基金があるから、このぐらゐの金額1億円ぐらゐは税額として下がらないかというご質問だと思いますが、実は国保特別会計には新年度には、4月から、当初から多額の医療費が発生をしております。こういったお金も必要であります。また、平成21年度には、国保の基金の取り崩しもしております。22年はまだ未知数でございますが、必要だろうというふうにも考えております。

平成22年度以降の国保の特別会計につきましては、まだまだ未知数であると思っております。その理由といたしましては、今後、医療費の増大や、実は平成22年に診療報酬の改正も

されました。ということで増額になり、さらには今議会で保険税の改正の提案をさせていただいております。国民健康保険の改正によりまして、保険税の軽減割合の拡大をお願いしているところでございます。一層お金が必要になるというふうに考えております。今のところ、減税につきましては慎重に考えざるを得ないというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

次の質問でございますが、保険証がいただけなくて亡くなったという方につきましては、もしそうであるのであれば、大変申しわけないというふうに感じております。保険証がなくて亡くなられた方につきましては、町といたしましては、滞納の状況がよく把握できていなかったんじゃないかなというふうに私は推測をいたします。町では単に短期保険証を発行しているものではなく、そういったお困りの方につきましては、納税していただく機会と納税の相談を目的として対応しておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、税の軽減制度についてのご質問がありました。

税の軽減制度は、前年度の所得が一定基準以下の方に、その所得に応じて均等割と平等割を、6割または4割軽減をこれまではしておりました。今回の保険税の改正で、こちらの6割・4割のところを町の裁量で変えることができますので、今条例提案といたしまして7割・5割・2割と、軽減の割合の対象の拡大を実施しようとするところでございます。

また、会社のリストラや雇いどめに遭われた方につきましても、収入金額が激減されたということになりますので、申請者の申請によりまして、前年度給与所得を100分の30とみなして国保税を算定することになっております。こちらのほうも、よろしくをお願いをいたします。

次に、滞納対策であります。

滞納対策につきましては、滞納対策特別委員会ということで、議会のほうでも特別委員会を設置していただき、町のほうとしても職員が一丸となって対策をしております。滞納対策年間計画表も作成し、より一層収納に努めたいというふうに考えております。

次に、長野県の実例がご紹介されたと思います。長野県の実例の医療費につきましては、相当な金額というよりも、かなりな低額な医療費でございます。

蟹江町の場合の医療費につきましても、実は愛知県下で、県のホームページに医療費がどのくらいかかったかというのは載っております。ちなみに県下で、平成20年度の数値ではございますが、61市町村でございます。この中で、一般と退職を合わせますと、蟹江町は19位ということで、そんなに高くないなというふうに私はちょっと感じております。

次に、医療費をもっと少なくするという意味で、実は先ほど質問もありました、うちの健康推進課長も答えておりましたように、町といたしましては、医療費を抑制するに当たりまして、住民が健康であればもちろん医療費がかからないということで、平成20年度から始まりました特定健康診査や各健康診査を有効に活用し、かにえ生き生きプラン21に沿った健康

づくりを推進し、だれもが安心して暮らせる社会の実現を図りたいというふうに考えております。

なお、ご紹介のありました長野県につきましては、今後、研究したいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

7番 小原喜一郎君

最初の厚労省の通達との関係で、再度承りたいわけではありますが、これは保国発1216第1号、平成21年12月16日でした。2番目に質問した短期保険証の配布のことについてです。

都道府県民生主管部(局)です。国民健康保険主管課長殿、あてですね。だから、これは市町村に多分、県に通知が来ているわけですから、徹底されているのではないかというふうに思うんですが、「短期被保険者の交付に際しての留意点について」という文書です。ちょっと読みますよ。答弁からするとちょっと離れていますので。

世帯主が窓口を受け取りに来ないことにより、短期証が被保険者の手元に届いていない場合は、電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めること。また、世帯主が不在等により短期証が被保険者の手元に届いていないときには、改正法の周知を行い、電話連絡等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めることとあるんです。

もう一つ、2番目でありますけれども、「短期被保険証の発行に係る一般的な留意点」ということで、世帯主が市町村の窓口で納付相談に来ないことにより、一定期間、短期証を窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶのは望ましくないことと、こういうふうになっているんです。

ですから、できるだけ速やかに。つまり、なぜそうかという、短期証があっても、つまり蟹江町の役場の敷居が高いので、なかなか来られなくて延び延びにして、結構命を奪われるという例が多いので、それを防ぐために新たに出された通達なんです。ですから、窓口相談だと、窓口に来て一定の督促をして保険証を渡すんだということでは、これは誤りだということですね。こういう、これは衆議院の厚生労働委員会で一定の論議がされて、そういう国保の現状を救う必要があるという観点からそういう通知をすることになったわけなんで、それはご存じかということ、今どうしているかということ承りたいわけあります。

2つ目の1万円減税ですけれども、これは、要は被保険者の皆さんの生活の実態をどうとらえるかということにあると思うんです。そんなこと関係ないと、とにかく国民健康保険法に照らしてやらざるを得んと、こういう立場か、そうじゃなくて、被保険者の立場を考えると捨ておけない問題だと思いますがという答弁なのかどうなのか、ちょっと私はあなた方の姿勢について疑問に思いながら伺うわけあります。今の被保険者の生活の実態をどうとらえているか、あなた方はですね。そこから事は始まると思うんです。

少なくとも、衆議院の厚生労働委員会は、そういう立場で論議しているんです。ところが、蟹江町当局の答弁の内容はそういうふうには感じられないんです。そこで、やっぱり被保険

者の皆さんの生活の実態に照らして、再度検討してみる必要があるんじゃないのかなと。予算、財政、財政は先ほど来から私はいろいろと提案をしています。それで、少なくとも、すぐにはそんなことはできないということになるかもしれませんが、その間くらいは弥富市などの例に倣って、一定の一般会計からの援助をして、国民皆保険という、こういう状況になるように、実際の中身がですね、考えてはどうかと。それがまさに自治体のとるべき姿勢ではないですかということ伺っているわけでありますので、それに照らしてご答弁をいただきたいと思うのであります。

議長 伊藤正昇君

小原喜一郎君、あと4分です。

7番 小原喜一郎君

はい。それから、もう一点でありますけれども、長野県の原村の例はですね。これは、あっちこっちにもあるんですよ。東京都下の日の出町だとか、沢内村だとか、たくさんあるんです。要は、これも、やっぱり政治姿勢の問題なんですよ。政治姿勢の視点をどこに置くかということだと思うんですね。

私は、これは町長と論戦すべき問題だと思うんですけれども、これから、またこの2年半後には町長選挙になるわけでありますけれども、私はやっぱりこれは町長選挙での争点になるべき問題だと。今の住民の皆さんの暮らしの実態をどうとらえて、どう対策を立てるかということについてどう考えるかというテーマは、これは町政で争う大きな争点だと思うんですよ。こんなこと言っておって、そのときに私も生きておったら、町長選挙に挑戦せんいかんかなと思ったりなんかするわけなんですよけれども、しかし、そういう内容のものだと思うんですね。

町長の姿勢いかんで、担当課長、所管の課長の答弁がそういう答弁になってくるわけなんで、そういうことを裏書きするわけでありますので、住民の皆さん、よく聞いておいていただきたいと思うんですけれども、私はそういう観点から伺っているので、その立場でご答弁をいただければありがたいです。

民生部長 齋藤 仁君

3点ご質問をいただきました。まず、第1番目の短期保険証の交付についての注意事項でございます。

これは、平成22年3月31日付で厚生労働省の保険局、国民健康保険課長補佐から地方厚生支局管理保険年金課長あてに発出された文書がもとになっておるとしております。この中で、小原議員が言われるように、長期間とめ置くのはよろしくない、電話連絡をするなり、家庭訪問をするなり、できる限り送達する努力をしようという内容の文言がございます。それは後日、県のほうを通じて私どもも入手をしておりますので、それに準じて、滞納対策の中で国保の推進員というような者がございますので、そこの者を使って現実に住んでおるの

か、また、それ以外のものについては、例えば軽自動車であれば、そういったものが現実に存在しているのかどうかと、これは昼夜を問わずに訪問しておりますので、そういうようなことで確認をさせていただきながら適正に対応していくというふうに今、内部では行っておりますのでございます。

(「今、実施している」の声あり)

実施はしております。

次に、軽減のお話をいただきました。私どもにつきましては、昭和54年から国民健康保険税の減免の取り扱い規程というものがございます。この中では、ご承知のように、生活保護にかかってみえる方、それから継続して6カ月以上の入院ですとか治療を要する方、それから世帯主ですとか、そういったような方が失業、そのほか倒産、廃業等によって所得が激減をする場合、それから災害、地震、風水害、火災といったようなもので、災害に遭われた場合の減免の規定、そのほか障害者医療費の支給条例に基づく、いわゆる障害者医療受給者の方、それから母子家庭医療の受給者の方、それから精神障害者医療費の受給者の方に対しても、これは軽減を行っておりますのでございます。

そのほか、先ほど課長が答弁したように、6割・4割といった軽減を今回、議会にご提案申し上げておりますように、7割・5割・2割というふうにそれぞれ1割ずつ拡大し、さらに2割軽減をするという拡大策もお願いしておりますので、そこを十分勘案しながらやっていきたいというふうに考えておりますのでございます。

次に、長野県の事例ですとかあっちこっち、東京の日野市ですとか、そういうような事例を挙げられました。ご承知のように、私ども職員の削減、それから事業の増加といったような問題に直面をしておりますのでございます。それは、議員の皆様方も十分ご承知のことと思っております。

そういった中で、私ども事務合理化ということで、内部的な事務の合理化はそれなりにある程度できることではございますが、健康の維持ということにつきましては、あくまで対住民一人一人に直接お会いをしているんな事例をお聞きをし、一番いいアドバイス、サジェスチョンをしながら、その方たちの健康維持に努めていくということが非常に重要だと、議員もご認識されておると思っております。

そういった中で、私どものほうも保険証を中心にいろいろやってはおりますけれども、なかなか手不足ですとか、また、産休に入ったりですとか育児休業に入ったりですとか、そういったようなこともございますので、ちょっと手が足りないかなというところは否めないものがございます。ですから、フルに働いていただければ、ある程度のことでは思っておりますけれども、今現在、そういったような産休・育休というようなものが現実にありますので、少し手薄になっておるかなというところはございます。それは、ちょっと言いわけではございませんけれども、できる限り私どもも対応していきたいというふうに考えて

おりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

あと何分ですか。

議長 伊藤正昇君

2分30秒。

7番 小原喜一郎君

では、あと1つは要望、1つは質問で伺いたいと思ひます。

最後に申し上げました滞納整理の基準ですね、生活的に大変な人たちの。もちろん、滞納している状況は、生活的に大変だろうというふうに思うわけでありまふけれども、生活保護基準の110%、弥富市の例を挙げて伺っておるわけでありまふけれども、そういう滞納整理の関係でも、つまり、滞納している状況を外していただくことが、その皆さんの精神を安定的にさせる上でも大変重要だと思ひますね。精神的負担はいつも負っているんですよ、滞納を持っていることによって。だからこそ、窓口にもなかなか足を運んでくれない状況があるわけで、そういう意味でいうと、そういう皆さんの苦痛を取り除いていただくことが非常に重要だというふうに思ひますし、生活支援という観点からしても、弥富市がやった例に倣ってやる方法を検討していただけないかどうかですね。

あと、1万円減税について要求したわけでありまふけれども、少なくとも、被保険者の生活の実態を、これは特別な状況だというふうにご理解をいただいて、これは先ほど挙げておりますように、大変な状況であることは、町長初め皆さんもご理解いただけると思ひますね。だから、特別に配慮する必要があるなという感じは皆さん受けられておると思ひます。そういう意味でいえば、今後、一定の形で検討をぜひお願いをしたいということをお願いとして申し上げたいと思ひます。

民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうから、弥富市の滞納処分の生活保護の1.1倍というところで保険税を下げるというところですが、私のほうも弥富にちょっと確認をいたしました。実は、これは来年、地方税法の改正があり、毎年、地方税法の改正があるわけですがけれども、そういった地方税法の改正に伴い、来年に向けて弥富のほうはやるというふうに私は聞いておるところですが、間違っておれば大変申しわけないと思ひます。

(「口頭でしたの、金額」の声あり)

はい、電話で聞きました。それは、ことしの4月1日から実施ということになっておりますか。

(「平成22年4月1日施行」「なっています」の声あり)

そうですね。私どものほうも、弥富市さんのそういったものを参考にしながら、今後考

えていきたいというふうに思います。

それから、もう一点でございますが、1万円減税につきましては、町もそういった体制で、もちろんお金がなかなか払えないという方が多くあるということは認識をしております。そういった方々を配慮しながら、今後の国保の運営に配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 伊藤正昇君

以上で小原喜一郎君の質問を終わります。

暫時休憩に入ります。

再開は午後1時からにします。暫時休憩をいたします。

(午前11時52分)

議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長 伊藤正昇君

質問3番 林英子君の「高齢者が安心してらせるまちづくりを」許可をいたします。

林英子君、質問席へお着きください。

6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、「高齢者が安心してらせるまちづくりを」について一般質問を行います。

国連は、人種差別、女性差別、子供差別と、それぞれ差別を禁止し、人権を保障する条約をつくってきました。2006年には障害のある人の権利条約が採択されました。残ったのが高齢者です。最後に高齢者が残されたのは、社会において高齢者の置かれた立場を象徴していると思います。そこで、国連は、高齢者観を180度転回し、長寿を人類の進歩であり、高齢者はその存在自体が社会の財産であるとしています。

そこで、蟹江町の高齢者の置かれている実態、住み続けたいまちは住んでよかったまちなどについてを質問をしたいと思います。

まず初めに、蟹江町の高齢者の実態はどうでしょうか。

まず初めの質問といたしまして、蟹江町の65歳以上のひとり暮らしの方が何人か、高齢者のみの世帯は何人かをお聞きします。理由は、平成21年度から23年度、蟹江町第5次保健福祉計画及び第4期保険事業計画の1ページを見てください。皆さんのお手元にあると思いますが、ここにはこのように書かれております。その中には、「今後もひとり暮らし高齢者は増加を続け、特に男性でひとり暮らしの高齢者の割合が大きく伸びることが見込まれていま

す。こうした中で、寝たきりや認知症などの介護を中心とする人たちも、ますます多くなってきています。このことは、近年、介護を担う人の高齢化による老老介護が社会問題にもなっており、今まさに、地域社会全体で支えていく仕組みづくりが課題となっています」。このように書かれています。

こうした認識を持っておられることは大変よいことですが、しかし、蟹江町では65歳以上のひとり暮らしや高齢者の夫婦の数を把握していないというふうに思います。これでは、福祉計画は絵にかいたもちと言わざるを得ません。ちなみに、弥富市の資料では、22年4月末にひとり暮らしの方は956人、高齢者のみの世帯は1,353人という書類をいただいております。

他の市町村でできることは蟹江でもできるのと違いますか。こうした実態がはっきりしなければ、高齢者の福祉の推進はとても具体的にできないと思いますがいかがか、お伺いします。

なぜ、ひとり暮らし老夫婦が大事かといいますと、私は議長にお許しを得まして、これを持ってまいりました。皆さん、ご存じでしょうか、キッド。これは、6月1日に新聞に江南市が出ておりました。私は、早速、江南市に聞いてみましたら、津島でもやっているということでした。そして、私は、では一体ひとり暮らしどのくらいいるかなということで、民生委員の人に聞いてみました。すると、「林さん、蟹江に聞いてもよう、社会福祉協議会に聞いても教えてくれないんだわ」。だから、民生委員でこれをつつづくったそうです。720とか750とかを聞いております。

これは、どういうものかといいますと、自分の住所や名前、そして緊急のときに連絡する場所、今どういう薬を飲んでいるかというものを、救急安心カードというものを筒に入れて、冷蔵庫に入れるというものです。そして、これは冷蔵庫に1枚張り、もう一枚は自分のところの家の扉の裏に張る。あるおじいさんは間違えて、玄関に張れと聞いた。「おれはひとりもんだで、殺せというのか。林さん、こんなもん要らん」と言って、くださった方がありますが、聞いてみますと、それは民生委員の方が聞き間違えであったということがわかりました。ですから、こういう問題も、どこへ聞いてもわからないんじゃないかと、役場へ聞けばだれしもわかるはずだというふうに思っているんじゃないでしょうか。

ですから、今、ここで1番の問題として、まず蟹江町の65歳以上のひとり暮らしの方は何人か、高齢者のみの世帯は何人かをお聞きして、ずっと後の質問に入りたいと思います。

そして、これをつくるに当たり、事業費は蟹江町は幾ら要るのかを教えてくださいたいというふうに思います。まず、1番の質問をし、答弁をお願いします。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、答弁をさせていただきます。

町の高齢者の実態はどうかということでございますが、高齢者の実態としましては、人口とか、それから65歳以上の方の人口、高齢化率、こういったものは当然わかっておるわけで

ございますが、65歳以上のひとり暮らしの方、それから高齢者のみの世帯の方、こういった方の人数については不明でございます。これは、家族と同じ建物内で生活をされておりながら、住民登録上は世帯分離をされておるですとか、それから同じ敷地内に住む家族がいらっしゃるですとか、それから住所だけ置いてあって実際には住んでいらっしゃるという事があるとか、いろんなことがございまして、個々の実情まで調査、把握といったことは非常に困難でございますので、つかんでおらないということでございます。

事業等を行うために必要な場合には、町内会ですとか民生委員さん方、それからいろんな団体など、地域のかかわりの中で協力をお願いをしながら進めているということでございます。

それから、先ほどおっしゃいました救急安心カード、冷蔵庫の中にプラスチック製の容器に情報を入れたものを保管しておいてというものでございますが、これは民生委員さん方が回っておられるというふうにおっしゃいましたが、これはそのとおりでございます。民生委員協議会の中で、議員もおっしゃいましたように、ほかの市町村等でやられておるということがあって、蟹江でもぜひこういうことできないだろうかというようなお話の中で進められたということがあって、民生委員さん方中心でやられている、そういうものでございます。

そして、この事業費についてであります、情報を入れておく容器代、これは社会福祉協議会が負担をしておるというものでございます。

以上でございます。

6番 林 英子君

私は、まず初めに、65歳以上のひとり暮らしは何人か、そして高齢者のみの世帯は何人かとお聞きしました。わからないで、福祉の計画、目標を持って進めるということができのでしょうか。ですから、今度4番目でも5番目でも言いますが、配食センターの場合でも、それが全然進まなかったり、そういうふうになっているのではないのでしょうか。なぜ、つかもうとしないのでしょうか。私は本当に不思議に思います。こういうことを知って、初めて蟹江町の現実を知って、事が進めていけるのではないのでしょうか。

それは、確かに何人までは難しいでしょう。そういう人もいらっしゃると思います。事実、敷地の横に家をつくって、一人で暮らしてらっしゃる方もあります。でも、弥富市が調べたのは、基本台帳をベースにして調べたものです。津島でもそうでした。愛西市もそうでした。蟹江町でも、この問題をきちっと初めにやっておけば、後からそれにつけ足していくということでは、わからないということで、なぜこの福祉計画をすることができたのか、不思議に思います。

今後、そのことのないように、必ず、いつ聞いても、今ひとり暮らしは何人だよということがわかるように、そしてこれをつくられた民生委員の方も「どこで聞いてもわからへんよ」というふうなことがないように、ぜひそれはきちっと行政においてしていただきたいと

いうふうに思います。また、後ほども質問に入りますので、これについては、時間がありませんので、次の問題にいたします。

では、まず初めに、孤独死、自殺者の実態と防止策についてであります。蟹江町で孤独死が今までこの1年間に何人あったのか、自殺者が1年間に何人あったのか、その実態を把握してらっしゃるのかどうかを、まず初めにお聞きいたします。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

孤独死された方、それから自殺された方の人数ということでございますが、孤独死の方ににつきましては、町のほうでは調査ですとか統計ですとか、そういったものはございませんので、これはわかっておりません。

それから、自殺の方ににつきましては、これは愛知県の衛生統計のほうから、これは平成20年の数字でございますが、蟹江町の場合6人であったということでございます。

6番 林 英子君

私が調べたところでは、孤独死は蟹江町で3人、そして自殺者は1年間に9人ということなんです。これは、蟹江署で聞きましたので、間違いがない報告だと思えます。なぜ、こういう実態を調べないのでしょうか。

職員に先日お聞きしましたら、「林さん、蟹江町は孤独死なんかいないよ。近所同士が仲よく行き届いているので、孤独死なんかいないよ」、そのように言われました。本当に私は孤独死があることを望んでいるわけではありません。でも、こういう実態があるということは、本当に皆さんが目配りをしていないことが実態としてあらわれているのではないのでしょうか。

愛知県の人口は470万人で、自殺者が1,662人と報道されています。蟹江町の実態をもっと把握してください。

そしてもう一つは、先日、西之森地域で火災がありました。ご存じだと思います。その方は、ご兄弟があったようですが、電気、ガスも切られ、ろうそくで生活してみえたそうです。その方はどんなに寂しい暮らしであったのでしょうか。職員が言っているように、近所の人や民生委員も「わからなかった」と言うのでしょうか。心配など相談があったら、気楽に相談ができる場所、民生委員の方もお仕事が多く大変でしょうが、町の職員と一緒に実態を把握し、暮らしを守るのだと思えますが、この問題についてお伺いをいたしております。

また、先ほど言いました自殺者については、40歳から69歳の方が断トツに多い、愛知県で多いというふうに言われています。だれにもみとられることなく亡くなっていく、これほど寂しいことはありません。蟹江町も、高齢化率が20%と言われていています。健康の問題、所得が減ったことや医療費が払えない、だれにも相談できない、希望がない、生きがいを持ってない、このような生活苦から抜け出すために、自殺者や孤独者を生み出しているのではないのでしょうか。

西之森の方ですけれども、送電停止の連絡は、メーターの検針から滞納している日数があつたと思います。蟹江町は、それは何日後に連絡があつたか、お聞きをいたします。

電気を切られた、ガスが切られたとき、その連絡は各会社から町のほうへあつたのでしょうか。連絡があつてから、どのような手当てをされたのでしょうか、お聞きします。

ちなみに、答弁を聞く前にお話をしていきますと、厚生省は14年4月23日付で、中部電力など電力会社に、「福祉部局と連携等に係る協力について」という通達を出しております。それによると、「料金未払いによる供給停電に関し、柔軟な対応を行ってください。福祉部局等との連携について協力をお願いします」と通知されています。また、生活保護法の25条では、町長は、要保護者が緊迫して放置できない状態の場合、職権で確保を行わなければならないと、法律で定められております。

私は、中部電力に電話をいたしました。すると、切れてから50日間待つて連絡したというふうに言われました。私は中部電力の方に、その間本当にどういう生活をしているかと、一度も心配なさつたことはないんですか。ろうそくで生活していらつしゃつたんですけれども、中部電力さんは電気を切つて、そのままほかつておくんですかつて言いましたら、「本当に申しわけなかつた。これからは、電気を切つたときにはすぐに自治体へ連絡します」、そういうお電話をいただきました。

以前には、中学3年生の子が受験勉強でろうそくで勉強し、その子自身もとうとう丸焼けになつて亡くなつたということです。これをもって、電力会社も本当に申しわけないということから、厚生省が通達をしてきたということです。

本当に自分がメンツがあつたり、近所の人に相談できないこともあるでしょうけれども、せめて役場へは実態を訴える場所があり、相談に乗つてほしかつたのではないのでしょうか。相談に乗りましたよという返事もいただきました。けれども、近くにそういう人がいなかつた。火事が起きたときに、電話をかけることもできなかつた、電気が来ていないので。それで、外へ飛び出ていったので、幸いこの方は命だけは助かつたのではないのでしょうか。私も、ここへは何遍も行つてみましたが、本当に大きな火事でした。私は、こういう問題も、地域の方たちと話し合いが持てるようにすべきではないかと思ひます。

送電停止の連絡は、メーター検針から滞納している日数は何日かをお聞きいたします。そして、それは問題として聞いておきたいと思ひますが、孤独死とか自殺者、こういう問題について、町のほうでもっときちつと調べて、対応をしていただきたい、そういうふうに思ひますが、いかがでしょうか。2つの問題についてお答えください。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

孤独死と、それから自殺の予防・防止、それから西之森で起きました火災の件と、3つのご質問だというふうに思つておりますが、まず、孤独死についてでございますが、これはひとり暮らしの方等が、だれにもみとられることなく、その方の住居内などで生活中的突発的

な疾病等によって死亡することであると。それから、特に、発症直後に助けを呼べずに死亡するケースがこう呼ばれるというふうに言われております。

こういった亡くなり方というのは、都市部など地域コミュニティが希薄な地域が多いともされておりますし、震災などによってこういったコミュニティが分断されたり、あるいは過疎地域で、隣家が気づきにくい場合も発生しやすいというふうに言われております。

生活様式でいいますと、高齢者の方、それから独身男性、これは配偶者との死別されたという場合も含むわけでありましたが。それから、親族が近くに住んでおられない、それから定年退職または失業などで職業を持たない、それから慢性疾患を持つだとか、アパートなどの賃貸住宅、これは特に今、隣家の方が無関心というような、そういった傾向がある。そういった特徴が挙げられるということは承知をしております。

この予防ということでいいますと、特に1番目には、その方本人が積極的に親族と連絡を取り合ったり、それから町内会、趣味の同好会、そういった地域コミュニティに参加をされたりですとか、それから介護保険制度の利用、それから地域ボランティア団体等による訪問のサービス、こういったものが挙げられるわけでありましたが、町の場合でいいますと、このほかに緊急通報システムと、そういったものも利用していただいて、とにかく地域とかわりを持っていただくということが一番重要であるというふうに思っております。また、町内会、老人クラブなど地域の団体、それから民生委員、行政等が連携していくことが一番大事であるということでもあります。

それから、自殺についてでございますが、この自殺対策につきましては、国の「健康日本21」で、施策として自殺対策を取り上げております。「休養・こころの健康づくり」の項目で、自殺者数の減少について目標値を掲げまして、平成10年の基準値3万1,755人を平成22年までに2万2,000人以下にするというものであります。

これを受けて愛知県では、「健康日本21あいち計画」の「休養・こころの健康づくり」の中で、特に自殺者の減少と、それから趣味を持つ人の増加を重点項目として定めました。

そしてまた、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されたわけでありましたが、そういったことから、愛知県では本庁に健康推進室を設置しまして、自殺、うつ等心の悩みを持つ方々に特に地域支援できるようなということで進めてきておるものでございます。特に、電話や面接による相談に対応できるように、保健所、それから精神保健福祉センターにおけるメンタルヘルス相談窓口等、相談体制が強化されたものであります。

この中では、いろいろ普及啓発をしておるわけでありましたが、特に行政機関や民間団体と連携しながら自殺予防を進めておるということでありまして、蟹江町でも「かにえ生き生きプラン21」の中にもありますが、心の健康づくりの啓発、それから自立支援医療の手続時など随時の相談、精神保健福祉士等の専門家による心の健康相談、こういったものを受けております。

それから、65歳以上の方の生活機能評価の中にはうつに関連する項目がございますし、75歳の方の健康調査、こういったものは健康推進課が中心で行っておりますが、こういったものを通じて介護予防事業への参加の呼びかけを行っております。また、長寿会、シルバー人材センター、ひとり暮らし老人の会食会、それから町内会出張の際の各所での健康講話、それから憩いの家でやります健康相談、こういったところで体と心の両方の健康について啓発や相談を行っているということでございます。

いずれにしても、関係機関、これは町、それから包括支援センター、保健所、民生委員、地域と連携を深めるとともに、こういった相談の窓口担当の職員研修についても、今後とも検討していきたいというふうに思っているところであります。

(「答弁漏れ」の声あり)

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

西之森の送電の件でございますが、この件につきましては、いろいろなご家庭の事情がございまして、今ここでは詳しくは申し上げられませんが、そのことによって送電が切られたということでございますが、ご兄弟でおみえになって、いろんないきさつがございまして、送電が切られるようになったということしか、ちょっと申し上げられませんが、

今現在、その方は、せんだってでも地区の民生委員の方、それから町内会の方、その方のご兄弟の方がお見えになりまして、いろいろお話しさせていただきまして、私のほうの担当の者とケースワーカーと行ってその方とお話しさせていただいて、今はそこから違うところに住んでおみえということで、今の段階では解決したということでは思っております。

以上です。

6番 林 英子君

私は、その家族のことは、内容まで深く入ろうというふうには思いません。なぜかということ、送電停止の連絡は、メーター検針から滞納している日数は何日かということです。なぜ、そうなった場合にガス、水道、電気、もちろん水道は蟹江町単独ですのでわかると思いますが、ガスが切られた、電気が切られたということは直接わからないと思いますけれども、中電はこれからは連絡すると言ってみえましたが、そういう連絡が入らないので問題が大きく起きているのではないかというふうに思います。

中電の場合は、連絡はメーター検針から滞納している日数は何日ですかということだけ、まずお聞きしていきたいと思っております。何日でしたか。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

申しわけございません。その辺の日にちのほうは確認もしていないし、ちょっと存じ上げません。

6番 林 英子君

3番目には、高齢者を支える地域づくりについてです。

あるお年寄りの方のお家へ行きますと、昨日から何も話をしていない、こういうような方たちが本当に気楽にふだん着で集まってお話ができるところ、私は前からこの一般質問でも言っておりますが、宅老所が必要ではないでしょうか。宅老所そのものには、法律的な定義はありません。民家を改造して、そこで日中デイサービスという形でお年寄りの方を預かるところです。今、蟹江町では空き家が非常にふえていると言われております。そういうところをお借りして、お年寄りのたまり場ができないものでしょうか、まずお聞きをします。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

議員がおっしゃいました宅老所というのは、一番初めは、大きな規模の施設における高齢者の方々のケアのあり方に疑問を持ったというボランティアの方々ですとか施設の職員、そういった方々が中心に集まって、もっと小規模なところで、大きな施設とは違う、自宅にいるような感じだと、そういった生活を送っていただくことはできないかというので始まったものであるというふうに聞いております。

ただ、そういったものをモデルに発展していったものが、介護保険制度の中の小規模のサービスということにもなるかと思いますが、議員がおっしゃるのは、そういった介護保険のサービスではない部分の、高齢者の方々が家に閉じこもりがちにならないようにといったようなことから、交流の場であったり、楽しみを見つれたりというような目的の場所ができないかというお尋ねだと思いますが、こういったたまり場ということにつきましては、地域ですとか団体ですとか、ボランティアの方々、そういった方々の力を中心に、町主導ではなく、地域で芽生えて、地域の資源を活用してやっていただくというのが望ましいというふうに思っております。

6番 林 英子君

何かわかったようなわからない ごめんなさい、私の聞き方が悪いのでしょうか。

では、こういうお年寄りの方がたくさんいらっしゃいますし、もうげた履きで行けるようなところをつくって、本当にきのうから物も言ったこともない、そういうお年寄りの方たちが生きがいを持って行けるような場所づくり。だから、そういうところを、服1枚かえていくというのは大変なんですね、お年寄りの方は。物を言うと近所へばれるんじゃないだろうか、そうじゃなくて、もっともっと気楽に、空き家を開放していただいて、本当に少しのお金で集まれるような場所、これからもっと探して行って、集まる場所をぜひ探していただき、一緒にやっていける場所があればいいな。その内容も含めて研究をしていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、給食サービスの利用状況の充実です。

蟹江町で、配食サービスが毎週金曜日に行われています。1回当たり平均31食だそうです。他の自治体を調べてみますと、週5回から6回、7回のところがあります。先日、弥富市で議会が開かれ、私は傍聴しておりましたが、弥富市もいよいよ7日間やろうかなと、その検

討に入る、市長が答弁をしておりました。

そして、ひとり暮らしの老人配食サービス実施要綱を見てみますと、「食生活の改善による健康と在宅の生活を支え、もって福祉の増進を図ることを目的とする」、このように書かれております。週1回で福祉の増進を図ること、これができることでしょうか。

そして、ここの中には、65歳以上のひとり暮らし、65歳以上で高齢者2人世帯のうち、会長が特に必要があると認めた者と、きちっと記して要綱にあります。ところが、先ほど一番初めに言いましたように、ひとり老人の65歳以上が何人かわからない、2人暮らしの老老介護している人がわからない、それでは週1回しか、今のところできないのではないのでしょうか。きちっと調べて、目標を持ってやるところに発展をしていくところではないのでしょうか。

私はこれを見ても、一番初めに聞いたのは、そのことが知りたいのでお聞きしたんです。本当に実態がわからなければ、前に進まないということです。今後について、何かお考えはあるのでしょうかということを、まず初めに伺っておきます。

今、蟹江町の給食サービスは、かまどやさんが行っております。先日、私お聞きしますと、「今、多いときで38、少ないと30ぐらいですが、うちの仕事では40が限度だ、宅配をするので」、そのようにおっしゃいました。そして、ひとり暮らしが何人か、夫婦で重度の病人の場合、買い物や料理をつくる暇がない人など、本当に助かるというふうに聞いております。蟹江町では、重度の障害者のみの世帯、高齢者と重度障害者の同居世帯も対象にしてはどうでしょうか。

そして、最近では、けさも質問の中にありましたように、八百屋さんやスーパーが消えて、お買い物に行くのに遠くなって困っている、そういう声も聞いております。高齢者の声を聞くアンケートをとることなど、できないものでしょうか。

以上、3つについてお聞きいたします。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

議員が先ほどおっしゃいましたように、この配食の数というのは大体今30食ちょっとというところで推移をしているようですが、今年度4月につきましては、1回当たり平均でございますが34食、それから5月で34.5食ということで、ほんの少しではありますが、利用者はふえているということでもあります。これ、蟹江町が社会福祉協議会のほうに配食サービスを委託をして、社会福祉協議会が事業を行っているものでありまして、そちらのほうの広報紙「社協だより」なんかに掲載をしたりということで、ふえたというものと思います。

ただ、配食の数についてであります。これは友愛訪問時など安否確認、これは婦人会とそれから長寿会のほうにやっていただいております。こういったときにあわせて配食の注文をとっていただいたりということをやっておることと、それから先ほどおっしゃいました、今はかまどやさんのほうに、つくって、それから配るところまで委託をしておることとでございますが、業者さんの関係もあります。そういうこともありますので、

啓発等によって利用者になるべくふえるようなことを進めることと、それから今後の例えば回数をふやすですとかといったあたりにつきましては、いろんな要因があると思っておりますので、関係の団体と関係の方々とはよく協議して進めていきたいというふうに思っております。

それから、アンケートはできないかということでございますが、月に1回であります、福祉センターのほうにひとり暮らしの方に集まっていたきまして、会食会というものが行われております。こういったときに、参加される方の意見を聞いたりですとか、それから長寿会が注文をとられる際に声をかけていただいて、要望等を聞くと、そういったことは可能かとも思いますので、そちらのほうにつきましてはちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

6番 林 英子君

それは月に1回、ひとり暮らしの方が、社会福祉センターへ集まっていられる方は、多くても50人ぐらいだというふうに聞いております。ひとり暮らしの方が、65歳以上の方が何人蟹江町にいらっしゃるかということが根本的にわかっていないのに、アンケートをとる気持ちもないということは私はわかります。

蟹江町の本当に実態をつかむ、そこから福祉のことで高齢化、お年寄りの方がどういうふうにいるか、生きていこう、生きていてよかったと思われるかということを真剣に考えたことがあるのでしょうか。私は、そこが問題だというふうに思います。弥富市では7日間やろうと、この間言われました。どういう方法でやっているか、私にはかえって不思議に思います。蟹江町は週1回でも実態を把握していない。これでは、蟹江町の福祉は進まないだろうというふうに思います。これからは、こういう問題も含めて頑張りたいというふうに思います。

そして、かまどやさんは、行くと、お兄ちゃんがすごく声をかけてくれて、本当にいい人だよという声を聞いております。ですから、これから、もっともっと充実するようにやっていただきたいというふうに思います。また、この問題については、一つ一つお聞きしていこうと思います。きょうは1問で、先を急ぎますので、次の問題に入ります。

高齢者日常生活用具購入費の助成の状況と充実についてです。

この用具の種類は、蟹江町ではどのような器具とどのような助成があるのでしょうか。また、今どのような使用状況でしょうか。この2つについてお尋ねをいたします。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

高齢者の日常生活用具購入費助成の件でございます。

これはどういった事業かと申しますと、ひとり暮らしの要援護高齢者の方に対しまして、日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るというのを目的にしております。対象者はおおむね65歳以上、ひとり暮らしの要援護の高齢者で低所得の方。それから、

この対象の用具としましては、腰かけ便座、それから火災警報器、電磁調理器、歩行支援用具であります。

それから、そのほかに、この要件といいますか、条件ですが、用具の給付を受けたい方は、基準の範囲内で必要な用具の購入に要する費用の1割を負担するというものであります。これの状況としましては、平成20年度も21年度も、支出はゼロであります。

ただ、要援護高齢者のうち、介護保険の要介護及び要支援に認定された方につきましては、福祉用具の購入や貸与に対して保険給付がありますし、これは腰かけ便座、それから歩行支援用具であります。

火災警報器につきましては、緊急通報システム利用者のうち、システム設置時にこの警報器が設置されていなかった方には、警報器を無償で貸し出しをしておるというものであります。この数が平成22年6月1日現在で53台ということでございます。

以上です。

6番 林 英子君

この用具の中には、先ほど言われましたように、腰かけの便座、電磁調理器、火災報知機、歩行支援用具の給付があるというふうに思います。どのような助成があるかということに対しては、本当に今ありませんということですが、では電磁調理器はどういうものかご存じでしょうか。火災警報器、自動消火器、どういうもので、どういう人が使うことができるのかを、まず言ってください。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

電磁調理器と申しますのは、ガスコンロ等で高齢者の方々が火を使う際に危険な面がありますので、それにかわってという、IHヒーターの安いものという意味であります。それから、火災警報器といいますのは、各家庭の台所など火の元の近いところに警報器を、数千円のものでありますが、警報器を設置して、火が出た場合などに大きな音が出て知らせると、そういうもののことであります。

それから、大変申しわけございません。一番初めの1問目のところのひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯の数というところでございますが、これは平成20年度のデータであります。ひとり暮らしの世帯が1,205世帯、ひとり暮らしですから人になります。それから、高齢者のみの世帯1,036というふうにこの数字はつかんでおりますが、一番冒頭で申し上げましたように、その方々の生活の実態まではわかっておりませんので、この数字がイコールひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方になるかという面がございますので、その辺のご理解はいただきたいと思っております。

以上であります。

6番 林 英子君

それは、でも、早く言ってもらえばよかったんですけども、1,205人、1,200人、約

1,500人でもいいんですよ。そんな1,205人、1,036人ということ、出さなければ進んでいかないという問題じゃないでしょう。私はこの問題については、これを書く前から、もう半月前から課長に言っているじゃありませんか、調べておいてくださいと、私はずうっとこれは引き続きますのでと言ったじゃないですか。

では、高齢者の日常生活用用具についても、この費用については世帯の階層区分がありまして、ゼロのところもあります。それから、前年度非課税世帯のところもゼロでありますし、1万円以下の世帯のところはどうなっているかというのを私は持っております。時間がありませんけれども、こういう問題も、もう住民にもっとわかるように、初めに言いましたように、蟹江町で生き続けたいと思われるようなことをきちっと準備をして、もっと報道していただきたいと思います。

では、次に、最後ですけれども、介護保険福祉用具購入及び住宅改修受領委任払い制度の実施についてを、最後の質問として伺います。

議長 伊藤正昇君

林英子君、あと4分です。

6番 林 英子君

はい。この用具の問題ですけれども、これは、福祉用具は10万円の1割で1万円払います。住宅改修は20万円で、2万円を払わなければなりません、蟹江町の場合は受領委任払い制度になっておりません。ですから、本当にこれお願いする人は少ないというふうに聞いております。この福祉計画を見ても、住宅改修ではわずか53人、福祉用具の購入では62人というふうに書いてあります。なぜ、そのようなことになっているのか。それは、今、年金者で建てかえが大変だ、1割払えば、2万円払えば、あとの18万円は町のほうできちっと最後は見てくれる、これが受領委任払い制度です。

ですから、蟹江町でも、もっと業者をお願いして、蟹江町でできること、私はこの問題について包括支援センターで聞いてみましたら、何と住宅改修をやってくれるところは弥富市、それから甚目寺、津島、美和町へ頼んでいる……

(「美和じゃない」の声あり)

あ、今はあま市ですね。美和町へ頼んでいる、そういうことでした。なぜ、蟹江町でそれができないのでしょうか。確かに、どういうことがないと仕事とれないかということは、写真を撮ったり、住宅地図を引いたり、大変問題が多いということは知っていますが、ではそういう研修をして、少しでも蟹江町の人たちが仕事ができるようにしたのでしょうか。一度の研修もせずに、昔の大工さんだから線引きは難しいでしょう、写真の撮り方も難しいでしょう。そうではなく、ここに持っています自治体では、ちゃんと研修を行って、そういう人たちができるようにやっております。

蟹江町でも、元大工さんとか、そういう方がいらっしゃって、今、仕事がないと言ったら

っしゃる方に対して、蟹江町のことは蟹江町でできるぐらいの方法をとっていくべきだというふうに思います。研修をする、そして手とり足とり教えてあげて、蟹江町の障害者には手厚くできる、そういう方法こそが本来の福祉の行政ではないでしょうか。そういうこともしないで、他の自治体へ人を送って、そしてその人たちがその自治体での税金を払う。もっと蟹江町は蟹江町でやる、そういうふうにして、この受領委任払い制度、蟹江町でも実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。研修についてと2つです。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

住宅改修の際に蟹江町内の業者さんをとということでございますが、これは平成21年度の数字でございますが、住宅改修が87件ありましたが、このうちで議員おっしゃいましたように、津島市ですとかあま市、それから蟹江町はもちろんであります、名古屋市、稲沢市、北名古屋市といったように、非常に広範囲にわたっております。蟹江町は13件であります。と申しますのは、その理由の一つに、住宅改修に必要な書類の一つに住宅改修が必要な理由書というものをつけていただいております。これは、担当のケアマネジャーまたは福祉住環境コーディネーターに作成してもらっているものであります、さらに書類上の不備や疑問点についてはすべてケアマネジャー等に話をして作成をしていただいております。そういったことから、ケア会議など、いろんな機会に書類作成上の研修をケアマネジャーさん方に対してやっております。

先ほど申し上げましたように、業者が広範囲にわたっておるということもありまして、この業者向けの研修は行っておりませんが、窓口等で問い合わせがあった場合には、わかりやすく説明をさせていただいておりますし、また、ケアマネジャー等にお尋ねをいただいてもいいというふうに思っております。

また、どの業者に依頼をされるかといったようなことにつきましては、利用者さん本人が決定されることであるというふうに思っております。ただ、こういった中で、できる限りの改善を行っていきたいというふうに思っております。

それから、受領委任払いの件でございます。これは、住宅改修、それから福祉用具の購入、この両方ともになりますが、償還払いというものが基本になっております。また、業者の登録ですとか、それから書類の確認等の問題等がございますので、この受領委任払いの導入につきましては今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長 伊藤正昇君

林英子君、あと1分です。

6番 林 英子君

この受領委任払い制度を行っている自治体は、愛知県で60%以上になっております。蟹江町も、困っている方の、先ほども言いましたように、年金が少なく、本当はもっとやっても

らいたいけれども払えないという方がいるでしょう。2万円なら払える、20万円は払えない、当然のことだと思います。こういう方たちのためにも、必ずこの蟹江町で住んでいてよかったと思われるようにしていただきたいというふうに思います。

最後に、町長の福祉の観念をお聞きしたいと思います。

町長 横江淳一君

若干答弁に不備なところがあったことについては、おわびを申し上げたいと思います。

数字を把握していないわけじゃ実はないんです。住基で見れば、きっちり数字は出ます。ただ、実際と若干違うところがあるということで多分、ああいう答弁をしたことにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。

それと、今、一番最後の福祉に強いまちづくり、これはもうだれしもが望むことでありまして、私ども蟹江町も、何かというと隣の弥富市さんで見比べにされるのは、非常に我々としては力にもなりますし、ある意味励みにもなります。自治体によって、やっぱり温度差はございます、確かに。

それで、今回の受領委任払いの件についても、過去にも林議員ご質問をされたというふうには私は記憶をしておりますし、弥富の市長さんとも実は話をしました。弥富も、実はまだやっておりませんで、今回やろうという考えがあるということも聞いておりますが、若干先ほど言いましたように、発注される方というのは地域によってほとんど違うそうです。すべてこの辺の方がわかって、きちっと書類が出されて、ケアマネジャーさんときっちり話ができるような業者さんばかりがしっかり集まっておれば、これは受領払いをやることも可能だと思うんですね。

ですから、地域によって若干温度差があるということだけを、まずご理解をいただきたい。ただ、弥富市さんがそういう検討に入っているということを知っておりますし、ひょっとしたらやるのではないのかなということを書いてみえるところもあります。ただ、今現在、まだそういう状況になっておりませんので、我々としても今、林議員さんからこれ二度目、三度目ぐらいのご質問だと思いますが、担当と一遍話をして、できる限りそういうことができる業者がたくさん集まるようなことがあれば、検討に値するのではないかと。ただ、だれもかれもすべてそういう状況にすると、業者の中には、大変申しわけないんですが、不適切な処理をされる業者も中には聞いております。そういう意味で……

(発言する声あり)

はい。その研修のことも含めて、これから考えることだと思っておりますので、我々としてはちょっと考えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

6番 林 英子君

わかりました。終わります。

議長 伊藤正昇君

以上で林英子君の質問を終わります。

質問4番 伊藤俊一君の「須成祭りが国の重要文化財指定と成るに付いて」を許可をいたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「須成祭りが国の重要文化財指定と成るに付いて」を質問させていただきます。

須成祭は、須成地区で古くから伝承されてきた、地域独自の伝統ある祭りでございます。百日祭りとも言われており、須成祭に関連する議会活動として、平成12年から平成16年にかけて、須成祭に関連したさまざまな角度から陳情し、議会で質問をさせていただきました。議会議事録を見ていただきますと、おわかりいただけると思います。

また、平成15年12月22日付で、須成区長寺西亮さんと須成文化財保護委員会委員長飯田勝美さんと連名で、佐藤篤松前町長あてに「蟹江町須成地区における地域文化財、歴史的遺産整備活用事業についての陳情書」が出されました。それ以来、名阪の側道、東河原南側、神明社であります通称東お宮東側の駐車場ができ、須成保育所南側、天王線北側に駐車場の完備した須成児童公園が平成13年にできました。天王線、伊勢屋作業所東側の用水をカルバートボックス工法にて埋め立て、道路として整備をし、利用をしております。また、資源ごみの集積所としても活用をしております。

以上のような整備が文化財のある身近なところにてできたことで、須成祭等、集客の多いときは臨時的駐輪場及び駐車場に利用ができて、混雑が緩和され、地域としても大変喜んでおります。

昭和55年に県無形民俗文化財に指定され、平成14年2月には文化庁より、記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財として選択を受けました。選択をされた理由として、地域の祭りとしての特色を現在に伝える部分が特に貴重であり、隣の津島の天王祭と同様の牛頭天王信仰をもとにした祭りではありますが、観光化された部分が多い津島の天王祭と比較すると、素朴な天王信仰行事が古い形でそのまま残されている部分も多く、そして特にそれを地域住民の手でとり行われて引き継がれているということが評価をされたものと伺っております。

このような状況の中で、蟹江町を代表する伝統的な祭り、地域独特の芸能である須成祭の後継者の伝承活動や祭り道具の修理及び観光にかかわる事業について、町から各種支援をいただいているところであります。

平成18年度からは須成祭記録作成事業が着手され、平成20年度末には450ページにもわたる調査報告書が発行されました。これがその報告書であります。私も、報告書を拝見させて

いただきましたけれども、須成祭について本当に詳しく書かれております。貴重な記録を残していただいたものと喜んでおる次第でございます。

引き続き、昨年度から実施されている映像記録作成についても本年度で事業が終了し、次年度以降、国重要無形民俗文化財昇格の審査を受ける見込みであると聞いております。須成祭が国の重要無形民俗文化財に指定となることについて、今後の町の対応などについて質問をさせていただきます。

質問の第1点目でございます。

町当局は、平成22年にすべての記録作成事業が終了し、国の重要無形民俗文化財の指定になる見込みであると説明されてきました。その時期は、いつごろになるとお考えでしょうか、まずお答えをいただきたいと思っております。

生涯学習課長 川合 保君

ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

国重要無形民俗文化財の昇格はいつごろなのかというご質問であります。5カ年をかけた記録作成事業ですが、本年度が最終年度であります。これまでに調査研究した資料を昨年度刊行した報告書と映像を文化庁に提出をし、国重要無形民俗文化財への昇格審査を受ける予定でございます。

審査を受けるのは、文化庁の文化審議会という諮問機関であり、これは年に数回開催されているのですが、建造物、美術工芸品を初めとする重要文化財、史跡や庭園などの史跡名勝、生物や鉱物などの天然記念物などの審査を行う種類が多く、いつごろ無形民俗文化財の審査を行うのかはわからないというところでございます。

須成祭同様に、記録作成事業を実施した桑名市の石取祭、犬山市の犬山祭、半田市の亀崎潮干祭など、文化庁に資料を提出した後、約1年後に重要無形民俗文化財に昇格をしています。須成祭につきましても、早くても1年後、あるいはそれよりも若干長い期間が必要であると思っております。

以上であります。

2番 伊藤俊一君

遅くとも1年半ぐらいの間にはという答弁だったと理解をいたしますけれども、昨年は残念ながら宵祭、朝祭が雨のためにできなかったということでおくれているということだと思います。また、縁起でもないわけではありますが、ことしもこのようなおかしな天候が続いております。万が一そのようなことで記録映像ができなかった、記録ができなかったというようなことがあった場合に、どのような形になっていくんだろうと、ちょっとその辺心配しておりますが、いかがですか。

生涯学習課長 川合 保君

そのようなことも一応考えておりました、文化庁のほうに問い合わせのほうもしてござい

す。期間を延ばすことも可能なのかどうかということは今問い合わせ中ですが。それと、以前にとった記録のものもありますので、そちらのほうと合わせてすることも可能かというふうにも考えております。

以上であります。

2番 伊藤俊一君

はい、わかりました。だめな場合でも、以前に記録がとってあるということでやっていきたいというふうに理解してよろしいですね。

第2点目でございますけれども、須成祭に対する町のかかわり、重要無形民俗文化財指定に伴い、どのように強化をされていくのか。国の指定となれば、今以上に広く注目されるべき祭りとなると思います。町民あるいは観光客に対して、どのような対応をしていかれるのか。これは、単に文化財保護という観点だけではなく、当町における観光施設の振興との方向でもお答えをいただきたいと思うわけであります。

その1つ目であります。国の重要文化財指定となった場合、須成祭の見学者が町内外から今後、より多く来場されると考えられます。天王祭のような、ゆっくりと歓談ができる臨時の有料棧敷席を設け、町内の旅館・ホテルと連携を図り、観光などで宿泊されるお客様を誘致することで温泉街の活性化にもなると考えますが、いかがお考えか、お聞きをしたいと思います。

せっかくふるさと振興課ができました。初デビューだと思いますが、寺西課長、どうですか。

ふるさと振興課長 寺西隆雄君

伊藤俊一議員の質問につきまして、まず有料棧敷を設け、ホテル・旅館と連携して宿泊客を誘致すれば温泉街の活性化になるのではないかという質問でございますが、お答えをいたします前に、観光担当といたしまして、須成祭につきましては町の観光の重要な位置にあることは十分認識をしており、県外の小・中学校や旅行営業所などを訪れ、誘致活動をいたしておりますことを、まずもってお伝えいたします。

では、最初に、広報宣伝につきまして現在、8月を目標に、新しく町の観光協会独自のホームページを、これは自庁処理を行いますが、ホームページを立ち上げようと進めておりますが、そのホームページの中で須成祭の専用の枠を設け、全国的に発信を行ってまいります。そして、愛知県観光協会事務局などの市町村観光案内にパンフレットの配布やポスターの掲示を行ってまいります。また、各種新聞、雑誌などにも積極的に掲載していきたいと考えております。

観光振興事業対策としてご提案のありました、ゆっくりと歓談ができる臨時の有料棧敷につきましては、河川の使用や交通及び財政面などの問題はありますが、関連する担当課及び須成区、須成敬神会などの考えを集約するとともに、近隣の観光協会の取り組みを参考にし、

観光の活性化として検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。本当に重要な祭りだというふうに担当課も考えておるといふ、力強いお話がございました。

2つ目ではありますが、須成祭当日、臨時の駐車場として須西小学校の運動場を借りております。幼児や老人などが大変不便である。来場者の足の確保のために、町のお散歩バスを臨時に運行することで防犯上役に立つと思っておりますけれども、町当局のお考えはいかがでございましょうか、お聞きをいたします。

ふるさと振興課長 寺西隆雄君

先生が言われますように、お散歩バスの臨時運行につきましては、お散歩バスの担当課と今度協議をいたしますが、町内の旅館・ホテルと連携をとりながら、防犯を兼ねた見学の足の確保のために、観光面から検討したいと思っております。これは、尾張温泉等も現在、バスを須成祭のほうに見学車として送り迎えをしているようでございますが、そういうことも協議をして、前向きにこの件につきましては観光として取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

2番 伊藤俊一君

ありがとう。

3つ目でございます。

これは、町長にもお出ましをいただきたいと思いますが、少子化が本当に須成地区、特に進んでおるように思うわけでありますが、須成祭に必要な若い衆はもちろんであります、稚児さん、この運営に きょうも敬神会長初め重要な役員の方々が傍聴にお見えになっておりますが 大変苦勞をされまして、稚児選び、若い衆選びというようなことで苦勞をなさっておるわけであります。

そんな中で、何とか須西学区または大きく北中の学区へと輪を広げていただきまして、須成祭に参加する楽しみと喜びを感じていただき、学区全体で須成祭を盛り上げていただけると、須成区での須成祭への今後の取り組みに明かりが見えるのではないかと、こんなふうに思っておりますが、この辺、町長、よろしくお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

町長 横江淳一君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

るる今、担当がお答えをさせていただきました。須成祭というのは、本当に歴史・文化・伝統の塊であります。我が蟹江町にそのすばらしい文化が残っております。これを絶やすというわけにはまいりません。これは、もう町民皆さんでお支えをしていかなきゃいけない、そういうもんであります。ただ、今、伊藤議員ご指摘をいただきました、確かに学区に広

げるといふ考え方は、これは最終的にはそういうキャパシティというのは選択肢にあると思ひます。

ただ、一番私が今心配をしておりますのは、今、担当者のほうからもありました、例えば国の重要文化財に指定をされました。今度、お祭りとして内外からお客さんを迎える、これは観光面だとか、それから政策面でサポートさせていただくことは十分可能だと思ひますが、今、いずれに後継者、稚児、それからそれを支える先ほど言ひました若い衆、それから舟をこぐこぎ手、それから文化伝承する服の着せ方一つも、それからあり方一つ、教える方々の伝承もあるわけでありまして、やはり中心となる方、地域の、須成区ということも含めてです。敬神会ということも含めて、また、保存会ということも含めて、一つ何かそういうきちとしたものを、核をつくっていただくということがまず必要ではないのかな。それから、情報発信はどんどんさせていただけると思ひますし、当然、地域のいろんな因習というのは、これはなかなかほかのところでは温度差があるものでありまして、それぞれの地域にそれぞれの文化があります。それを別の方がすぐというわけには多分まいらないと思ひますので、まず地域の方でその核をつくっていただいて、それを学区単位でも結構ですし、また別の、協働のまちづくりで皆さんがボランティアでお集まりいただけるようなことがあれば、またその方に集まっていいただいて、そういう方が中心となって協議会かなんかをつくっていただくというのも一つの手ではないのかな。

町としては、手を差し伸べるのはやぶさかじゃありませんし、協議会の立ち上げにお力を出していただくのも、これ十分させていただくことになると思ひます。学区に広げる、地域に広げるというのはその後ゆっくりお考えいただいたほうが、余り最初からぼんと広げてしまひますと、責任がどこかへ行ってしまひような気がしまひます。まず最初に、核をつくっていただくというのが必要不可欠かな、こんなことを思ひておりますので、何とぞよろしくお願ひしいと思ひます。

2番 伊藤俊一君

理解をいろいろとしていただいております。本当ありがたいと思ひわけでありまひすが。

3点目です。

現在、厳しい経済情勢の中でありまひます。須成区民の須成祭に対する財政的な負担が増大をしまひているのが実情でございます。これに合せて、地域住民、区会、須成敬神会、鼓笛保存会の皆さんなどによる祭りへの奉仕活動もありまひます。祭りを支えるための重要な活動だと思ひられるのでございまひすけれども、後継者として喜んで行ひうというよりも、祭りを続けなければならぬという思ひから、何とか祭りをとり行ひていける情勢でありまひます。祭りは、地域の元気のバロメーターと指摘されるわけでございますが、地域振興を図る上で、町から何らかの支援が得られないのかという思ひでありまひます。この辺の財政の問題でありまひすが、財政担当の加藤部長、ひとついいお答えをいただけまひますようにお願ひを申しまひ上げまひます。

総務部長 加藤恒弘君

財政を担当させていただいておるということで、私を指名いただきました。

現在、須成祭、大変皆様のおかげで推移し、そして立派に行われておることにつきましては、私もふるさとでもありますといいますが、私が住んでおります地区でございますし、大変心から敬意を表しておるわけでございます。

そして、町といたしまして現在、観光協会または文化の保存の関係で支援をさせていただいておることも、皆さんご存じのとおりだと思います。ただ、これでこの後、一、二年の間に須成祭が国の重要民俗文化財のほうに指定されるというようなことになると、この記録作成中の理由にも示されておりますように、地域のお祭りであると。もう一つは、特にそれが地域住民の手でとり行われて、ずっと引き継がれておるというような、こういった実態、こういったものをかんがみまして、これからはさらに発展的に地域活動の、そして地域振興の核的事業としてお引き継ぎをいただくというようなことになろうかと思えます。

こういった場合には今、議員がおっしゃいますとおり、地域の活動という目でもう一度確認をし、そして総合的な支援策を考えていかなければいけないのではないかと。私のほうは財政担当でございますので、こういったことがあれば、そういった方向で見させていただきたい。また、こういったことにつきましては、事業担当もでございます。こういったものを含めて今後、検討させていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2番 伊藤俊一君

どうも心強いお言葉で、感謝をいたしております。

最後に、町長に総括としてお願いをしたいわけではありますが、先ほども協議会をどうだというお話がございました。仮称ではありますけれども、須成祭運営協議会などを設置をさせていただいて、当然、須成区が中心となって、いろいろ地域を少しでも広く祭りのムードを盛り上げていきたいな、そんな思いでございますけれども、最終的に、いつも町長がおっしゃっております、今の状況の須成祭でありますと、だんだん暗くなっていくというような状況にあります。「小さくてもキラッと光る蟹江町」と、須成祭というような状況になります答弁を期待をいたしまして、あいさつではありませんが、質問を終わりたいと思います。答弁よろしく願い申し上げます。

町長 横江淳一君

キラッと光る答弁になるかわかりませんが、ご答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほど来、協議会という名前は仮称でありますけれども、そういう団体をおつくりになったほうがいいのかというご提案をさせていただきました。それがすべてであるかどうかはちょっとご協議をいただくことになると思いますが、本当に厳しい財政状況の中、特に須成地区の皆さんには、須成地区のお祭りとしてずうっと長い伝統のもと、この須成祭は

守られてきたわけであります。私の祖母も須成でありますので、ちっちゃいころから栈敷で須成祭を見ておりました。そんな思いが我々の中にもあるわけでありますが。

蟹江町として今現在も、今、財政担当の部長が申し上げましたとおり、観光協会のお金の12%弱を今現在、観光の推進ということで須成祭のほうに向けてやらせていただいております。それが多いか、少ないかは別の議論であります。今、まさに伊藤議員がおっしゃったように、本当に地域でここまでお育ていただいたものを、今度は国の重要文化財に指定をされ、それプラス町がどういう支援ができるかということであります。

物的な支援については国の補助が、物を購入については2分の1あるわけであります。ただし、運営費については、国は指定はしていただきますが、1銭も出るわけではありません。そういう意味で、観光の一つの起爆剤としても多分十分使える材料にはなるといいますし、地域の盛り上がりもコミュニティも、それによって相当盛り上がってくるんじゃないか、今以上に盛り上がってくるんじゃないかと。

あともう一つは、一番肝心な後継者をこれから育てていっていただくという重要な面を、その協議会なり、一つのコアでやっていただき、そのコアに対して、これから多分論議になるであろう一括交付金という形で観光協会なり、町なり、皆さんの目でわかるような、そんな補助金で町もバックアップしていますよということを、町民の皆さんにわかるような形で出していくような、そんな補助の仕方がいいのではないかとというふうに今現在考えております。

まず、第1には、地域の方で後継者づくり、それからこれを伝承するために何が必要かということをご協議をいただきまして町のほうに提案をしていただく、そのコアづくりに専念いただけるとこの1年はありがたいというふうに私のほうもお願いをして、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

2番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問5番 菊地久君の「本町斎苑の廃止、舟入斎苑の一本化は何故出来ないのか」を許可をいたします。

菊地久君、質問席へお着きください。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、今回の一般質問につきまして、「本町斎苑の廃止、舟入斎苑一本化は何故今出来ないのか」、こういうようなテーマで質問をさせていただきたいと思っております。

町でよく聞かれることなんですが、きのう、だれだれさんの葬式がありました。きのう、

本町の火葬場で燃やしていただきました。「あれ、そう。あんたんとこって本町だったの。うちは舟入なんだわ」「あれ、蟹江って火葬場2つあるの」、こう言う人がおるわけですね。古い人たちはよく知っておるわけですね。蟹江には本町と舟入に火葬場があって、本町の火葬場は古いもんですから非常に問題があって、いつ壊れるかわからないだとか、舟入のほうは舟入で、あれも62年ですから大分たっておりますが、えらい南陽町のほうへひつついたようなところでしてね。

だから、そういう何でかな。そして、おまけにですね、後ほど一つ一つ質問するんですが、今回、私はこの一般質問をしたのは、町の人たちがなかなかわかりづらい。死んだときに「あんた、どこで死んだの」「近鉄線の南だわ」「それじゃ舟入だわ」「近鉄線から北だわ」「あんた本町だわ」「何で蟹江町に住んでおって、焼いてもらうところが違うんだ」、そう思うでしょう。知っておる人は、ああそれはこうだよということになるとは思います、そこで問題を整理をしていきたいと思うんですが。

ちょうど20年のときの決算審査、9月の議会でありましたけれども、9月の議会のときに決算についての質問を私はさせていただいておるわけでありまして、その決算のときにも申し上げました、まず第1点でありますけれども、本町と舟入にある火葬場について、私はきょうも質問出しておきましたが、資料出ておりますがですね。過去5年間のその使用状況ですね。舟入ではどうだった、本町ではどうだった、その使用状況及び諸経費ですね。例えば、委託料がどうだとか、それから借地料がどうだ、周辺対策費は幾らだとか、こういうような支出があるわけですね。だから、どのような形であったのかな、その明細について一覧表にしてまとめてちょうだいということで資料請求をさせていただいたところ、資料は出ております。その資料の中身について、後ほどまた説明をしていただきたいと思ひますし、質問するわけでありまして。

そこで、2つ目には、その費用について、何らかのいろんな苦情が出ておったのではないかなと。議会の前のときの決算のときにも申し上げたんですが、例えばこの議会の議員さんでもそうですが、また、町の声もそうですが。例えば、本町の火葬場へ持っていったら、お棺が大き過ぎて炉に入らないんだって。それで、ぶち壊されましてね、あんなに悲しい思いはなかったとって、泣きながらおっしゃった町会議員さんがお見えですね。それからまた、そういう自分の兄弟だとかで、こんな思いをさせてよかったのかなというような思いをされた方だとか、または舟入に親がおりまして、息子さんが本町で住んでおって、息子が死んじゃって、お嫁さんが喪主になるんですが、親としては息子の葬式は舟入で燃やしてもらいたいとわと思つて言ったけれども、どういう手続になったかわかりませんが、そんなことなどなどがあつたように聞いておりますけれども。

したがって、町側としては、火葬に当たって、本町だとか舟入だとか、またはよその町村などで燃やしていただいたというようなことについて、いろんな町民からの苦情などがあつ

たのではないかな、どの程度のことを把握をされているのかなと、この辺について知っている限り、一度お答えをしていただきたいと思いますというわけです。

それから、1番の3点目ですけれども、先ほど私はちらっと言いましたけれども、なぜ、亡くなったときに火葬していただくわけですけれども、近鉄の南側の人は舟入だよと、それから近鉄から北の方は本町なんだよ。また、よその方も、名古屋だとかそれぞれの方々、よその町村の方々だとか、いろんな条件のある方々は本町なんですね。そして、先ほど言いましたように、建てた時期も違いますし、中身も違ってますね。両方へ、私は運がよかったか、悪かったかわかりませんが、ちょうど父と母が亡くなってですね。3年にばたばた逝ったんですが、たしか母のほうは本町だったのかな、そして父のほうは舟入だったような気がするんですが、親戚の人がだね、「あれ、本町のこれ、えらいぼっこだな。舟入行ったときはよかったな」とね、えらく差があるんですね。「何だね」、何だね言われてもこっちも困るわけですけれども、そんなようなことを言われた覚えがあるわけですけれども、何だっで喪主になりますと、そのときはもうわけわからんでしょう。言われたとおり、「ああそうか、そうか、おう」と、こういう形で事は済んじゃうわけ。

でも、人様が言われて話を聞くと、「おお、そうよ、おれもそういうときあったわな」、そんなことでいいのかなと思ううちに、だんだんだんだんと今の私も年食ってきて、身近に感じるようになってね。そろそろあんたもどうだねって、お迎えが来るかもしれんで、ひとつこれは問題整理しておかないかなと思ってですね、きょう整理をしてみて、質問をしていきたいというふうに思うわけです。

そこで、まず、私は一問一答方式でやっておったほうが、これはわかりやすいと思いましたが、それで、まず1点目の中の1番として、本町の斎苑、舟入の斎苑、こうこうあったと。それで、大体こんなような状況だよということについての説明ですね。それで、使用に当たって、町民の人からこんな話があったよというようなことをとらえているのかどうなのか。

それから、その3点目に、なぜ近鉄線を挟んで南側は舟入斎苑、北側で死んだ人は本町へ行くんだよと、こういう分けておるわけ、線引きしてあるわけ。その線引きをされているのはなぜなのかなと、ひとつ差別ではないかなというふうに思われましたので、一遍まずその3つについて、担当者からひとつ答弁をまずお願いを申し上げたい、こう思います。

民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、資料の関係でございます。過去5年間、平成17年から平成21年までにおける斎苑の使用状況と諸経費の一覧表でございます。皆様のお手元に届いておると思います。

町には舟入斎苑と本町斎苑の2つがございます。それぞれに分けて、平成17年度には蟹江町の利用者72名、名古屋市利用者31名、合計103名。本町斎苑につきましても、蟹江町利用者164名、町外利用者39名、合計203名ということで、年次を追って数字が出ております。5

年間の平均をとってみますと、舟入斎苑につきましては、蟹江町と名古屋市利用者を含めまして108名が平均でございます。本町斎苑につきましては、206名の方であります。

その下のほうでございますが、主な諸経費でございます。主な諸経費につきましては、利用料から始まり、交付金までが書いてございます。合計をいたしますと、17年度につきましては1,723万1,000円になっておりますが、このほかにも燃料だとか、消耗品的なものがございます。こちらのほうは書いてございませんが、一番下のところですけども、斎苑管理費というところで合計2,254万4,000円、こちらのほうの数字でご確認していただきたいと思っております。ということで、平成17年は2,254万4,000円、平成18年は2,082万8,000円ということで、平成21年度までの合計の金額が書いてございます。こちらの経費につきましては、斎苑2苑総トータルの金額でございます。なお、5年間の平均をとってみますと、2,200万円ほどかかっておるといのが現状でございます。

次のご質問の2番目でございますが、使用についての苦情だとか問題点はいかがなものでしょうかという内容でございます。

まず、使用の苦情につきましては、本町斎苑におきましては、先ほど議員もおっしゃられるように、ひつぎの大きさで問題があるのではないかということや、議会などでも身長に関してというところでご質問をいただいておりますので、直接住民からというところは余りないわけですけども、こういったものは現実として聞いておるのは間違いございません。

次に、問題点でございますが、本町斎苑の問題点につきましては、やはり老朽化が進んでおりますので、黒煙で住民から苦情をもらったりも年にちょこちょこあります。

次に、舟入斎苑の問題点につきましては、舟入斎苑といたしましても、たまに黒煙が出るよということ住民の方が言われる場合があります。こちらのほうは、また後からご説明をしようかと思うんですけども、舟入斎苑問題対策協議会といった方も見えますので、そういった方からたまに苦情としてはございます。

次に、3点目でございます。

実は、蟹江町には2つの斎苑があるわけですが、公の施設ということで、斎苑の設置条例というものが設けてございます。そちらのほうで、本町斎苑の位置だとか舟入斎苑の位置、あるいはひつぎの大きさ等々を決めてございます。先ほど議員からのご質問のある近鉄線から南は舟入、近鉄線から北は本町斎苑という、この区分につきましては条例には明記されておりません。こちらにつきましては、舟入斎苑を設置するに当たり、これ昭和62年のときであります。昭和62年の実は8月13日付で町長名で、当時、舟入斎苑いろんな問題があったようですが、名称といたしましては「舟入火葬場増設反対準備会」というところに回答文書が出ております。文書の中には、「従来から火葬場を利用した地域に限り許可するもの」と回答されており、23年間たった今でも、近鉄から南は舟入の方、近鉄から北は本町の方という、そういった回答がしてございます。こちらのほうを採用いたしまして、現在もそのように区

分をされておるのが現状であります。

なお、こういった点につきまして、住民に対して差別があるのではないかという点につきましては、施設に差があり違法ではないかという問題ですが、同じ区域内の中で公共施設の区域に線引きがされているということは、住民にとって不便さを感じるというふうに感じております。

以上です。

10番 菊地 久君

次に、本町の斎苑の廃止について、または舟入斎苑との統合問題ですね。これを、行政改革実施計画の中に、17年からずうっと書いておみえでございますが、同じ文書を同じようにコピーして出ておりますので、そのときにそのときに私も同じようなことを言っておるわけですが、舟入斎苑については、ここは火葬業務のみ、一部民間委託をしていると。利用者については、蟹江町民の近鉄線南地域と名古屋市の一部、使用料としては大人（12歳以上）8,000円、子供は12歳未満4,000円、死産した人は2,000円と。それで、課題として「蟹江町一本化及び指定管理者制度について」という形にして、それから問題の解決の方法としては、「舟入斎苑の施設は一部民間委託 火葬業務をしておりますが 当面はこの現状で進みたい」それで、経過という形で、「本町斎苑を統合して町一本化にするために、舟入問題対策協議会のメンバーと今後も打ち合わせ会を検討する」と、こういうふうに書いてあるわけですね。

それで、本町斎苑のほうにつきましては、同じようなことが書いてありますが、課題として「蟹江町一本化及び指定管理者制度について」、この施設の老朽化とトクテック、トクテックってアイエスの後の会社ですが、トクテック（株）、本町113号線払い下げの問題、本町125号線の使用開始、霊柩車は火葬場から南進はさせない。なお、マイクロバスの通行は不可能、通行どめ。マイクロバスの利用はこれまでどおり、本町113号線を使用するというように書きまして、経過としては、「アイエス（株）との覚書が白紙となり、町道の払い下げの問題や施設の老朽化など、さまざまな問題があり、老朽化が進めば施設の廃止を検討したい」と、こういうふうに書いておみえであるわけですね。

したがって、それらを計算をしたときに、まずは本町斎苑、これは無理ですねと、使えないよといったときには、本町斎苑は斎苑での歴史があると思いますね。昔、蟹江町には例えば新町だとか西之森もそうだと思いますし、各昔の村ですね にあったような気がするわけです。私の村のほうは土葬で、お墓ですね、土葬ってあったんですけども、こちらはほとんど火葬なんですね。海で死ねば海の中のようなことですが。

いずれにしても、本町斎苑が老朽化で使えなくなったときには、今までアイエスさんといういろいろお話し合いで覚書で、そのときは一遍話し合えばということでしたと思いますが、今度の新しい、アイエスさんがあんなふうになっちゃったもんですから、会社が変わられまし

たね。そのかわった会社 トクテックという名前ですか との覚書はどうもできないようなことを私は聞いておりますが、そうしたときに、本町斎苑というのがもし使えなくなったときにはどうなのですかと。地元の本町の人たちの了解は得られるんですかということをもまず聞きたいわけ。

それから、続いてこれが発生していくんですが、舟入斎苑建設における地元との確認書と問題点の解消はできておるんだらうかな。舟入斎苑問題対策協議会との協議内容と町の態度はということ、2、3、4、項目別にお尋ねして、まとめて言っただけならば結構でありますけれども、これも舟入の打ち合わせで、議事録などをいただいております。会議をやった経過もここにありますがけれども、20年9月の協議会の認定第1号の請求資料ということで、舟入斎苑打ち合わせの経過についてね。それから、ずうっといきますと、舟入火葬場の建設について、向こうから申し入れへの回答だとか、それから会議の地元の確認書だとか、それから舟入斎苑問題対策協議会の懇談会だとか、こういうように、議事録を平成19年6月27日まではいただいておりますよね。それで、年に1回か2回ですよね、こういうこともあるわけ。

そこで、舟入のですね、本町地域はもうだめだよといったときには、町民の皆さんの理解はどう得られましょか。そして、舟入の例えば舟入一本化だといって町は言っておりますけれども、どうなんでしょうかねと。今までの舟入を建てたときのいろんな覚書があって、確認書があったりして、こういう例えば進入路などですね、ここに書いてあるんですが、こうやってほしい、こういうことをお願いしたいという確約事項ですね。進入路はどうするんだとか、こういうようなものが問題解決図られているかといえば、なかなか図られていないと。

そういう中で、一本化だ、一本化だと言って、本町だめで、あんた舟入頼むよと言ったり話をしておりますけれども、その辺についてはどのように今後、理解が得られていくのか。現状、本当にだめになって、舟入さん頼むっていったときに、今は舟入区長さんを中心にして、何とか話し合いを進めたいという段階までは来ておると思いますけれども、態度としては、これからも話をしたときに、舟入の人たちが「オーケー、わかった」と、本町がだめになったら舟入で全部やったらどうだと、こう言ってくださるような見通しはあるのかどうか。今までの本町から舟入に至った経過ですね。昭和12年からずうっと来ておる問題なんですよ。そろそろけじめをつけないかんだらうということで私は思っておりますので、経過、見通し、いかがなものでしょうかねということについて、担当の方からまずはお尋ねをしたいと思います。

民生部次長・保険医療課長 上田 実君

まず、本町斎苑の業者、前はアイエスという業者がありました。現在は名称を変えてというか、全然別会社のトクテックというところが今立っておりますが、実は本町斎苑ができた

きには工業誘致ということもあり、アイエスさんが来ていただいたというふうに私は前の先輩から聞いております。ただ、そのときには双方のやりとりがあり、増築をしないよだとか、いろんな取り決めがあったようです。その中で残っておるものは、町道の払い下げというものもありましたが、現在としてはアイエスという会社がございませんので、町といたしましては、そういった覚書につきましてはもう破棄していいものだというふうに認識をしております。

それから、本町斎苑を廃止したときに問題点はないのか、住民に了承が得られるのかという質問につきましては、本町斎苑が完全に使用不可能になった場合は町は廃止を考えるわけですが、廃止した場合、これまで使用してきた住民の方が使用できなくなります。といいますのは、近鉄から北の方ということでありまして。どこかの代替というところをお示しをしないことには、住民の方もなかなか納得が得られないだろうというふうに町は思っております。

次に、舟入斎苑建設における地元との確認書、あるいは問題点というところにつきましては、実は舟入の斎苑を建設に当たり、昭和61年8月ですが、今、議員おっしゃられますように、資料がお渡ししてあるわけですが、当時、舟入区だとか土地改良区、あるいはそういった反対をされた準備会という皆様からの確認書が実は提出されておりました。その確認書の関係で、舟入斎苑の施設の管理や運営はほぼ確認書のとおり、現在もとり行っております。

問題の解消に当たっては、要望書に対して町は回答が示してあります。その回答書の内容に双方、町と地元との若干の認識、理解の違いがあるものとして町は考えております。内容につきましては、特に舟入斎苑までの進入路の整備についてであります。町は、あくまで確認、要望という意味で承っておりますが、協議会の皆様は現在も実行されていないというふうに受けてみえるようであります。

そういったことで、協議会の方の言い分につきましては、まだ確認書の内容が実行されていないというふうに、どうして本町の斎苑を舟入で面倒を見る必要があるのかというような問題が起きております。

問題の解消につきましては、先ほど議員が言われますように、町長を初め、1年に1回程度ではあります。根気よく話し合い、議事録も出ておるように、話し合いを進めておりますが、そういった見解の違いがあり、なかなか話が進展しないのが現状であります。

見通しにつきましても、今のところ難しいというふうに私は感じておりますが、これで終わるわけにはいけないということで、根気よく話を進めることだというふうに思っております。

以上です。

10番 菊地 久君

本町も難しいわ、舟入は難しいわ、一体どうしたらいいのかなということを真剣に結論を出していかないといかんし、まずは舟入さんを建てたときをお願いをして、住民と確認をしたということについては、これは実行せないかんですよ。行政というのは、お約束をして確認をして、これを建てるに当たっては、わかりましたという確認した以上、確認どおりどうしてやらんのと行政は。行政不信じゃないか、これは。だから、どうあっても、物は建てちゃったけれども、あとはお約束のことはちっともやらんような、そんなふざけた行政があるのかと、怒って当たり前なの。解釈の違いだったら、解釈をどうやってきちんと整理をするんですか、理解を得られるんですかと。

わずか何人ぐらいの人が今は反対しておるだとか、こういうような話をよく耳にします。最初とそれを出した後に違いもあるし、舟入の区長さんもおかわりになって、過去の経過等々から、今考えたら、このままでは例えば本町がだめになったら、同じ蟹江町民だから、いろいろあるけれども、舟入として過去を一遍調べてみて、反対する人とも話をしてみても、何とか町長、町の言う一本化の方向で舟入が受け入れできる方法はないだろうかというような考え方をお持ちになりつつあるけれども、まとまらんかもしれん。1年たっても2年たっても3年たっても、まとまらんかもしれないのよ。そのときに、はたと困るでしょう。困るから、我々としては真剣にこのことを考えていかんといかんかなと。

特に、さっき私が言いました本町と舟入のお棺の問題を言ったんですが、これは墓地、火葬場の蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例という、町はやっぱり一番大事なのは憲法があって、法律があって、条例なんですよ。その条例に基づいて運用管理がなされていかなければいけませんけれども、条例をずうっと幾ら読んでいっても、本町と舟入に区分けをする。本町区で死んだら、本町というか、近鉄の線から北で死んだ人は、本町でなきゃいかんというところ、どこも条例見たらない。これは、運用上やっておるだけであって、これを厳密にやっていったら、私はこれは、今の運用方法は条例違反であり憲法違反、明らかに差別ですよ。

住民を、老朽化した施設、それで自分の希望どおり行けれんのですよ。おまけに、運用管理は町になっちゃった。前の民間じゃないんですよ。平成14年から蟹江町管理でしょう。民間管理じゃありません。町の管理でやれば、行政下に置かれる管理である以上は、憲法に保障されて、皆さんひとしく平等に扱わにゃいかんわけ。それで、本人が納得すればいいですよ。死んでおる人は納得もくそもないよね。遺骨になっちゃって、骨になっておるもんで。家族や遺族の人たちがまた納得すればいいですよ。しかし、中には納得できんと、こんなばかなことあるかと言って、例えば法的に問題で裁判が起きたとかいうときに、「構いません、受けて立ちましょう」というようなほうに精力を注いだほうがいいのか、一本化になるがいいか。これは、この今の時期に真剣に結論の方向を定めていかんとまずいのではないか。

特に、斎苑の設置及び管理に関する条例の施行令の中にですね。先ほど問題ありやせんか

といったときに、例えばお棺ですね、大きさがあるわけです。高さ、これ舟入と違うんだよね。本町のほうは40センチ以内とか、舟入は43センチ以内、幅は本町は58センチ、舟入もここは一緒。ところが、長さが違うんだね。長さは、1メートル80、300ミリって、私は300ミリ、3センチって書いてあるが。それから、舟入のほうは2メートルなんですね、2メートル以内。だから、長さは違うわけ。私はいいわな、1メートル、背が小さい人はいいんです。目方は書いていないからね、私は本町でも該当するわけ。だから、違う人のときに、違うがやといったときに、その人は舟入に行けないわけ。そうすると自然に、同じ蟹江町民であっても、八事へ行こうと八事へ行かされ、津島へ送られる。業者がやってくれるの。

そうすると、八事へ行ったら例えば5万円だ、ここでやれば8,000円です。4万2,000円余分持ち出す。例えば、津島で2万円だったら1万8,000円、それも持ち出し。祖父江でもいいですよ。というような扱い方をせざるを得ない。それを条例や施行規則に基づいて、理事者側はこれに基づいて、職員の皆さんはこれがあるからということで送ってかえしたりしようと思うんですよね。しかし、それが正しいのか、正しくないかいうと、該当になった人からいうと、問題ありませんかと。その問題をどうしたらいいんですか、片づけたらどうでしょうかというのは、私は当たり前なことではないかな、こういうふうに思いますので。

そこで、余りこのことばかり言っておっていきませんので、解決方法としてね。正直言って、私は舟入の一本化というのは難しいと思っておる。人間こじれちゃって、ああいうと、なかなか裁判やってあれしてなんていうことやっておると大変でございますので、ここでもう二、三年ぐらいの間には、やっぱり考えざるを得んかな。そのときには、町の斎苑ですね、町の斎苑というのを廃止したらどうだと。各自治体は1個を必ずつくらなきゃならないことじゃありませんもんですから、例えば海部郡だと大治もよそへ行っておると思いますし、あま市の人たちですね、前の七宝町や美和町や甚目寺の人たちも、祖父江のあっちのほうへ行っておると思いますしね。いろいろと、自治体にないところだってあるわけね。

だから、そういうような意味で、私は町の斎苑を廃止をして、例えば名古屋市さんが今、港ですね、南陽町のところで区画整理をして、その中につくろうという計画がありますね。大体30基ぐらいのやつですわ。それから、隣の愛西市さん、町民の反対運動いろいろあったわけでございますけれども、4基で、1基は増設できるような、そんなようなことで立派なものが来年ですか、できるというふうに聞いておりますので、そういう周辺のところがそういうような形でやって、蟹江町さんは入れてやらんぞ、焼いてやらんぞというような規則をつくりゃ別でありますけれども、雰囲気的には、名古屋市さんも愛西市さんも、どうもどうも愛西市さんはもう町長もどうもお話を何かの機会におやりになったようで、市長が蟹江さんと津島さんは受け入れるぐらいの、だからこんなに大きくたってということをして市会議員の質問に対してね。正式な公式の場でやったか、こういう懇談会かどこかでやったかわかりませんが、そういうぐらいの気持ちを持っておるようです。だから、受け入れはあるなという

ふうには私は思い出したから、あえて蟹江は蟹江なきゃいかん。嫌がっておる舟入を口説いてでも、何してでもという気持ちから少し気持ちを楽しにして、もう蟹江で争ったり、いろんな問題よりも、そういうようなほうへ目を向けていったらいかがなものかなと、こういうように私は思っておりますが、その点について、担当者であり、また、町長はどうなのかなと。

あわせて、そんなよそへ持っていったら、経費がどうのこうのとおっしゃる方もお見えかもしれませんが、経費を計算してみたときにですね。蟹江町は年間2,200万円、約2,300万円ぐらいを使っておるわけですね。それで、お亡くなりになる方、ざっと計算して300人とする。使用料、今8,000円もらっておりますので、5万円のところで4万円ということになると思いますが、例えば4万円使用料を補助してあげても、1,200万円で済むわけ。そうすると、1,000万円町としては浮くわけ。浮くわけとっていいかどうか、悪いけどね。

だから、そういう計上の問題も考慮に入れていくと、悪いけれども、町内で2つあって、ぼっこだとか一本化だとか、ごたごた言っておるよりも、この際一気に廃止をして、向こうのできるタイミングを見計らって、ひとつお願いしようと。それで、蟹江の人たちが嫌だと、おれの生まれて育ったところで燃やしてくれんことには嫌だと言えば別ですよ。その辺のことも皆さんが理解をしていただいて、構いませんよと。八事へ行ったほうが金高いけれども、行く人もござるぐらいなもんですから。だから、そういうことの意味等々を得られるかどうか、その辺について、担当者なり、町長から、そんな考え方について、あるとするならばぜひお答えをしていただきたいと、こう思います。

議長 伊藤正昇君

菊地君、あと4分です。

町長 横江淳一君

それでは、菊地議員のご質問にお答えをしたいと思います。

平素は火葬場問題に大変お力添えをいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今回も、この火葬場の問題につきまして、町長就任以来、実はここにございますように、舟入斎苑問題対策協議会の皆さんと実はお話し合いをさせていただきました。本当に先ほどちょっとご指摘をいただいたように、過去に蟹江町が約束を不履行したのか、トライはしたんだけど、結局、最終的に地域の、今回の方の言うとおみえになる方の最終結果、できることとできないことに分かれてしまったのも事実であります。その指摘をされた方もありますし、私もその話は平成17年11月に直接聞きました。それはそれとして、大変申しわけなかったと。今回も、別の形でその方とお話をしたときもありますが、やはり頑として、月日がそういう状況になっていましたし、まずそこからが初めだから、話し合いをするつもりはないということで、ちょっと冷たくあしらわれた経緯があるというのも事実であります。

それで、今の菊地議員ご指摘をいただいたとおり、町の斎苑問題につきましては、これは

地方自治法に抵触するおそれがひょっとするとあるのではないかとということも危惧をいたします。そういう意味でいけば、やはり蟹江町の今後の考え方の中で、今、本町の斎苑がどれくらいあと耐久年数があるかわかりません。それから、舟入の斎苑につきましても、新しいといってももう25年たっているわけでありまして、先般も、実はここ2年前だと思いましたが、2つのバーナーを取りかえました。今回、施設も老朽化しているということも含めて、仮に一本化にできたにしても、今度、待合室の増設だとか、道路アクセスの問題等々を考えますと、相当の金額が、皆様の貴重な税金を投入するという形になります。

それで、近所の環境アセスの問題等々を考えますと、私自身は廃止の方向に向かうのが一番いいのかな、そういうことを今現在思っております。ただ、まだ結論を出したわけではありません。ただ、あの地域に名古屋の斎場の今建設問題があります。若干ちょっと問題はあつるやに聞いておりますが、これも南陽町地内で、もう二、三年先にはできるということ聞いております。

またもう一つ、愛西市のほうは今、議員ご指摘いただいたとおり、来年、多分スタートができるのではないかと。首長同士の非公式な話し合いの中にも、できればお願いをしたいという話をしておりまして、これはもう好意的に受けていただけるということ、まだ正式にご返事いただいたわけではありません。これは軽々に言えることではありませんが、今後お話し合いに参画をさせていただきたいという、非公式な話も申し出をしております。ただ、その前に、まず今現在ある問題をできる限り解決をしていくということが先決でありますので、粘り強くまた地域の方ともまずお話を、今現在あるこの2つの斎苑の延命、そして調整も図っていききたい。これも同時に進めていききたいというふうに思っていますので、また、菊地議員におかれましても、何か委員会をつくっていただけるという考えがあるんだしたら、またつくっていただいて、また具申などいただけるとありがたいのかなど。このことも要望も含めて、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

10番 菊地 久君

藤田町長を思い出しますが、一生懸命やって、おつくりになって亡くなられている。その後、河瀬町長になって、この問題について舟入で、地元で話し合った経過も知っています。それから、佐藤町長もちょっとやったことも聞いています。らち明かんということもよく知っています。

それで、うちの今、横江町長まじめなもんでね。本当にまじめに取り組んで、説得しようとして頑張ったって、失礼だけれども、私はうまくいかんかなと。うまくいかんと、余計町の中で溝もできたりしていくと思いますので、今の区長さんにもあんまりご苦労をかけてもいけませんし、地元の吉田議員さんも苦労されてみえますし、そういうような意味で、町があんまりやあのやっちゃうと、いろんなしこりやいろんなのが出ると思いますので、そういう意味で、気楽な立場ではございませんけれども、議員のほうからやっぱり問題提起をして、で

できれば今の時代の蟹江を踏まえたときに、もうおこうと。経費の問題もそうでありましょうし、住民感情もあるもので、そうしたときに理解が得られるのは、舟入の町民の皆さんや蟹江のこの本町の蟹江町民の皆さん方も、蟹江町、火葬場2つあったのに廃止しやがったかやと、何でよそへ行かなあかんなんていうような声が出るといかんもんですから、蟹江町民の皆さん方も「そうだな」と、そういう方向のほうがいいかなという民意が伝わってくれば、町長も英断をもってそういう方向ができるのかなと、こういうように思っていますので。

それで、別に私が火葬場の廃止特別委員長をやるつもりはありませんよ。あんた、めっちゃくちゃいっちゃいかんよ。そんな嫌なことばかり言うでしょう。それはいけませんので、しかし、ムード的にはね、そういう本当にムードが起きると非常によろしいかなと思っていますので、ここにおる議員さんみんな大体気持ちの中ではそういう方向で、何とか解決したらどうでしょうかというふうにおもえておみえじゃないかなと思う。まだ聞いていませんけれども、多分そういう思いが強いと思いましたので、私は老婆心ながら、年も年でございますので、こういうことを申し上げましたので、ぜひお互いに理解をし合って、いい方向になりますよう、特に町長くそまじめでございますので、あんまりまじめばかりではこれうまくいかんときもありますから、ぜひ真剣に前向きにご検討いただきますようお願いをいたしまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 伊藤正昇君

以上で菊地久君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

3時半まで休憩をいたします。

(午後 3時09分)

議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時30分)

議長 伊藤正昇君

質問6番 松本正美君の1問目「本町の安心・安全対策について」を許可をいたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

通告書に従いまして、本町の安心・安全対策を図れを質問させていただきます。

最初に、犯罪が発生しにくいまちづくりについてでございます。

本町でも、いまだに犯人が見つからない強盗殺人事件、女性が被害を受ける事件や、6月1日には刃物で女性が脅迫に遭う強盗致傷事件が起きております。幸い犯人は捕まりましたが、事件が起きるたびに、住民の皆様からは心配と不安を抱く声を聞きます。その中で、

防犯対策として住民の皆様から、町内に暗い場所がまだある。いつ犯罪が起きるかわからない、防犯灯の設置でまちを明るくしてほしいとの要望をいただきます。

現在、町内には防犯灯の設置の取り組みはされていますが、かなり古くて、暗いものもあります。まちが明るいことは、防犯対策の上からも犯罪が起きにくいと言われております。また、道路や公園、公共施設など、まちづくりにおいて死角をなくし、犯罪が発生しにくいまちづくりを進めることは大変重要であります。

本町では、地震、災害などの防災の視点からのまちづくりについては、比較的多くの事業で推進しておられますが、犯罪が発生しにくいまちづくりについては防犯灯の設置などを考えてみえますが、犯罪が発生しやすい暗い場所においては、明るくする意味からも今注目のLEDのライトの設置をするなど、また、場所によっては青色防犯灯を設置するなど、防犯のために必要な箇所への整備も、安心・安全のために考えるときではないでしょうか。

多くの住民の皆様から要望いただくのは、駅周辺をもっと明るくしてほしいと聞きます。犯罪を発生させないまちづくりを進める上からも、蟹江町の玄関であるJR蟹江駅、近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅周辺の青色防犯灯だとか街路灯の増設、防犯カメラの設置に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

本町の防犯対策の取り組みが弱いとは言いませんが、たび重なる事件が起きており、住民の多くの方が治安の悪化を心配されておるところであります。このことから、本町の防犯対策は、住民の皆様と行政、警察が一体となった、犯罪が発生しにくい安心・安全なまちづくりの推進に町を挙げて、防犯対策の上からも今まで以上に取り組まなければいけないと思います。

また、重要な課題でもあります。特に、危険箇所には街路灯の増設や、緊急通報ボタンを押すとインターホンで警察官と通話できるスーパー防犯灯の設置など、もう少し明るく、安全なまちづくりを進めてもいいのではないかと考えます。本町の犯罪が発生しにくい安心・安全なまちづくりについて、町の考えをお示しく下さい。

総務課長 江上文啓君

松本議員の質問は、犯罪が発生しにくいまちづくりについてという趣旨の質問と思われませんが、防犯には、自主的に行っていただく防犯と組織的に行う防犯があると考えます。自主的に行う防犯といたしましては、予測し得る犯罪を防止するため、例えば住宅の入り口を二重ロックにしたりだとか、住宅に警報装置を設置したりしていただくことです。また、児童等に防犯ブザーを携行させることも、自主的な防犯に当たると思います。次に、組織的に行う防犯でございますが、犯罪の起きやすそうな場所、議員がおっしゃられるような、道路に街路灯を設置したり、青パト等による町内パトロールを行うことだと考えます。

そこで、町として、自主的に行う防犯につきましては、町広報等を通して啓発していくことが肝心と考えます。次に、組織的に行う防犯につきましては、町、警察署、自主防犯団体、

町内会及び学校などが連携をとりながら、防犯灯の設置や町内パトロールを頻繁に行うことと考えています。

なお、防犯灯につきましては、昨年4月より灯具を見直しまして、従来の防犯灯よりも明るく、消費電力も少ないものに変更いたしました。今後、新規に設置される防犯灯や灯具を交換する折には、新型防犯灯にかわっていきます。

また、町の青パトによる町内パトロールについても、従来、月に3回実施していたものを、この5月からは月に6回実施しております。今後も、自主防犯団体などと積極的に町内パトロールを行っていく所存でございます。

以上です。

1番 松本正美君

犯罪の発生しにくいまちづくりということで今、蟹江町も防犯灯の整備に取り組んでみえるわけなんですけれども、実は私たち公明党蟹江支部では、防犯のアンケート調査をやらせていただいたときにですね。非常に今、一宮でも、きょうの新聞にも載っていましたが、女子高校生の殺人未遂の事件が起きているわけなんですけれども、公園が非常に心配される箇所にも挙げられました。我が蟹江支部でも、そういったところを気をつけていかなきゃいけないなということで。

実は、この2月に公園の総点検ということで、町長さんのほうに3月に総点検の要望書を出させていただいたときに、公園の防犯灯の総点検をやっていただきたいということを要望させていただきました。その後、全部総点検されていない箇所もあるかもわからないですけども、その後どのような状況になっているか、お知らせいただきたいと思います。

まちづくり推進課長 志治正弘君

公園に関するご質問がありましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

前回、松本議員から確かにいろんな要望をいただきました。それで、防犯灯につきましては適宜、これ検査の、現場監督が管理をして、直すようにしておりますが、その後、具体的に防犯灯をかえたということは、今のところございません。

ちょっとすみません、想定外の質問でしたので、申しわけございません。ちょっと今のところ、まだ修復のほうはしておりません。

以上でございます。

1番 松本正美君

今、その後、総点検をまだ、されておると思うんですけども、ぜひ、この総点検をやっていただきたいなと思います。

一番大事なことは、危険箇所というんですか、これを設定していくということは一番犯罪の起こりにくい、発生しにくいまちづくりにとっては一番大事なことじゃないかなと、このように思うわけなんです。本町でも、防災マップの危険箇所を住民に促しておるわけであり

ますが、地域の安全の防犯マップは作成されていないと思います。防犯マップをつくることで犯罪被害の危険性と住民と一体となった情報を共有し、住民の危険回避能力を高めていく、犯行の機会を与えない、犯罪を未然に防ぐまちづくりが推進されるのではないかなと、このように思うわけなんです。特に、犯罪防止で有効なのは何かということ、場所が重要だということをおっしゃってあります。そうした視点で周囲を見渡す。また、犯罪が起きやすい場所、また、犯罪が起きにくい場所、こういった場所を見つけていくということが大事になってくるんじゃないかなと思います。

そういう意味から2点、やっぱりポイントが挙げられるんじゃないかなと思うんですね。まず、入りやすい場所と見えにくい場所。だから、本町でいえば、つまり入りやすい場所と見えにくい場所をなくしていけば、犯罪が減少していくんじゃないかなと。だから、そういう意味では、危険箇所を特定していくということも大事じゃないかな。これは、犯罪機会論といって、欧米先進国では取り組んでいる状況があるわけなんですけれども、そして犯罪を減少させていると。日本では、特に犯行に及んだ原因を究明し取り除こうという、犯罪原因論に基づく対策で進められているから、なかなか限界があるというふうにもお聞きしているところであります。

今、犯罪機会論というのは、犯行の機会に着目し取り除くことで、犯罪が起きにくい環境をつくり出していこうというものであって、今、現実、神奈川県藤沢市では、犯罪機会論による安全なまちづくりに取り組んでいるとも聞いております。だから、そういう意味では、本町においても、防犯マップですね、地域の安全防犯マップをつくっていただいて、本当にそうした危険場所、入りやすい場所、見えにくい場所を特定し、そして整備をやっていかなきゃいけないんじゃないかなと、このように思いますが、町としてはこのような防犯マップに対してはどのようにとらえてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 江上文啓君

ただいまご質問いただきました防犯マップの件につきましては、各小学校におきましては防犯マップを作成いたしまして、危険な場所だとか危険な箇所についての講習を毎年のように実施しているとは伺っております。

以上でございます。

1番 松本正美君

実は、やっぱり今、学校で防犯マップ、これは私も承知しております。それで、蟹江町としてそうした危険場所を特定していこうと思えば、やっぱり犯罪が発生しにくいまちづくりを進めていこうと思ったら、そうした防犯マップをつくっていただいて、危険箇所をやっぱり特定していく、また、そうしたまちづくりを進めていかなきゃいけないなと、このように思うわけなんです。ぜひ、こうした取り組みを進めていただきたいなと思います。それで、町長にちょっと最後にこの点についてお聞きしたいと思います。

町長 横江淳一君

松本議員にお答えをいたします。

的確かどうかはちょっと別ではありますが、今、うちの担当からお話をさせていただきましたが、確かに危険なまち蟹江町という嫌な風潮が流れているのも事実であります。決してそうではないということ、打ち消すには大変いろんな努力が要るかというふうに私自身も思っておりますし、蟹江警察署の防犯担当の方々ともいろんなお話し合いをする中で、やはり地域力というのが一番強いんじゃないかということをご指摘をされます。

今、防犯マップという問題もありますけれども、やはり30町内会の皆様方、嘱託員の方、それから各種団体の方、いろんな団体がおありになると思いますので、それぞれの皆さんからまず的確なご意見を聞いてみようかなという、これはいろんな形でやってはおるんですけども、ただ、危険な場所、これ人によっていろいろ考え方が違うわけではありますが、明るければいいという問題でもありません。まず1つは、コミュニティを盛んにして、地域で語り合う場所をたくさんつくる、そういうことが一番必要な。だから、町内会単位で、地域単位でひとつこれ物事をやっていただき、それを我々のほうにいろいろご意見をいただいて、町ができることは優先してやるというのが基本的な考え方だというふうに思っています。

ただ、すべて町内会に任せるということではありません。先ほど言いましたように、学区単位もありましょうし、小学校単位、そして中学校単位、地域単位、これもすべて総合力で町がサポートしていかなくちゃいけないということも十分考えておりますので、何とぞまた議員各位にはご協力を賜りたい。そして、具体的な動きもこれからきちっとした、来年度新たにその課の新設も考えておりますので、安心安全課というのもしっかり考えて、ひとつ防災・防犯もつかさどれるような、そんな集約的な課もつくっていきたいなと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

1番 松本正美君

時間もあれですので、次に進めたいと思えます。

次に、防犯対策についてですけれども、本町の住民の皆様から、近鉄蟹江駅の交番がなくなってから駅周辺の治安が不安定になっているのではないかと。また、駅前に交番があったときは、そんなに不安は感じなかった。蟹江町でいろんな事件が起きますと、不安を感じるとも聞きます。現在、駅周辺の防犯対策はどのように考えているのか。

また、住民の皆様から現在、消防署の南側に移転された交番についても、もっとわかりやすい交番にとの要望をいただきます。現在ある交番が見えにくい、交番があるのか、ないのかという、交番の位置がよくわからないだとか、それでわかるようにしてほしいだとか、また、交番に警察官の方が見えないときがある。警察の方も大変お忙しいと思えますが、見えないときもあるとも聞きます。事件がある、なしにかかわらず、いつでも対応できる体制の

考えはないのか。

このことは、須成の駐在所にも同じことが言われています。見える交番は、住民を被害から守る抑止力にもつながるのではないか。駅周辺の防犯対策と住民の目に見える交番の取り組みの考えはないか、2点、あわせてお伺いいたします。

総務課長 江上文啓君

防犯対策についてという質問だと思います。

近鉄蟹江駅周辺の防犯対策としては、朝夕の通勤・通学時間帯につきましては、パトカーが駅前に駐留をし、付近を警戒していると聞いております。ただし、緊急車両でございますので、110番通報等が入れば現場に急行いたしますので、必ず現場に駐留しているとは言えませんが、極力駐留を心がけていただくよう今後も要請していきたいと思っております。

なお、蟹江交番の位置がわかりづらいという件につきましては、現在、蟹江交番の北、県道で行われております流域下水道工事が今年度末には終了すると伺っておりますので、工事終了後に案内看板等を設置していただくよう、蟹江警察署を通じて県警本部に要請はしております。

次に、蟹江交番及び須成駐在所の勤務体制でございます。

蟹江交番につきましては、3人または2人で、午前8時45分から翌日の午前8時45分までの24時間、3交代で勤務を行っています。また、原則、月曜日から金曜日の昼間午前9時から午後4時ないし午後5時につきましては、相談員、警察官のOB等でございますが、1名が常駐し、住民の皆さんの相談業務を受け付けております。

次に、須成駐在所でございますが、こちらは原則、午前9時から午後6時までパトカーを駐留させるように心がけていますが、いかんせん緊急車両なので、常時駐留させることはなかなか難しいと思われま。ただし、蟹江交番につきましても、須成駐在所をカバーするように心がけていると聞いておりますので、引き続き要請をしていきたいと思っております。

以上です。

1番 松本正美君

今、駅周辺の防犯対策ということで、パトカーが駐留しているということなんですけれども、住民の皆さんから見ると、パトカーが絶えずとまっておるという常駐配備ぐらいな形をとらないと、なかなか見えにくい部分があるのかね。なかなか駐留しておるぐらいでは、パトカーが駅に常駐していないというような感じで、本当にそういう意味では、駅周辺にはパトカーの常駐配備をしてほしいという声も上がっております。だから、場所を決めていただいて、パトカーがその時間にいなくても、何らかの形でパトカーが常駐しているような形がとれると一番いいのかなのと、このように思っております。

それと、住民の目に見える交番の取り組みとして、なかなかお巡りさんもお忙しいようですけれども、今、全国的にも移動交番というのがされているところもあるわけなんです。

それで、やっぱり住民の皆様は、交番・駐在所において、相談窓口となっていただきたい。また、いろんなことを聞いていただきたいということが多いわけなんです。だから、住民の皆様のお話を聞いていただいて、親身になって話を聞いていただくなど、本当に住民の日ごろのそうしたいろんなことや、また、犯罪や事件につながらないように早目に芽を摘むなど、賢明な判断で導くなど、そうした相談ができるような場所をつくっていただきたいと、よくお聞きするわけなんです、皆さんから。

地域には安心・安全の確立ということで、小学校区単位に公民館だとか消防団の詰所だとか、今回もまちの駅だとかあるわけなんですけれども、そうしたところに移動交番のコミュニティルームを設置するなどですね。日ごろ、やっぱり警察の方と住民との相談窓口をつくっていただいて、いつでも交流ができるような、そういう体制をつくっていただきたい。本当に警察の方が地域と密着していると、そういう本当に住民の目に見える交番の取り組みができないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

総務課長 江上文啓君

移動交番等の相談窓口が設置できないかというお話かと思いますが、私どもから警察のほうには強く要望はしていきたいと思いますが、いかんせん、蟹江署に見えます署員の数も限られておりますので、どこまで実施していただけるかどうかは、今ここではちょっと答えかねますが、引き続き私のほうからも強く要望はしていきたいと思います。

以上です。

1番 松本正美君

ぜひ、パトカーの常駐と移動交番のほう、また蟹江警察のほうともしっかり話をさせていただいて、住民の目に見える交番の取り組みに取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、次に進めていきたいと思います。

次に、蟹江高校跡地の防犯対策についてお伺いいたします。

最近、蟹江高校の跡地となった校舎に、ガラスを割って侵入した事件があったと聞きます。現在、蟹江高校跡は県が管理していると思いますが、夜になると校舎は薄暗く、校舎の中で事件や事故が起きてもおかしくない状況であります。地域の住民の皆様からは、今、全国各地でさまざまな事件・事故が起きている、そうしたことで心配だ。これから夏休みになれば、子供たちが外で遊ぶ機会が多くなる。空き校舎での事件に巻き込まれるようなことが起きたら心配だ。蟹江町として今後、蟹江高校跡の防犯対策はどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

政策推進室長 伊藤芳樹君

私のほうから、蟹江高校の防犯対策についてお答え申し上げます。

旧蟹江高校の管理につきましては、議員おっしゃられるとおり、基本的には愛知県の教育委員会が管理しております。ただ、蟹江高校の施設を現在使わせていただくということで、

現在、私どもその管理運営委託ということで、蟹江町がその一部を管理させていただいております。

平成19年度以来、ちょうどこの19年度というのは蟹江中学校が体育館をつくる年であります。蟹中の体育館をつくるに当たって当然、体育館で運動ができない、それから運動場でも運動ができないということで、蟹高の体育館、それからグラウンドを借りさせていただくということで県の教育委員会にお願いして、それ以来ですね、ことしについても蟹江高校の施設を利用させていただいているという、そういう状況でございます。

実は、その間ですが、数件やはり侵入事件等がありました。それで、記憶がある限りは、蟹高の武道場に侵入したということもございましたし、校舎に侵入して、水道をどうもなぶったみたいで、水道が出しっ放しだったという、そういうようなこともありました。それから、倉庫ですとか、体育館の窓に投石やなんかを行ってひびを入れたとか、そんなようなこともあったかと思えます。今回、また侵入事件ということであったわけですが、私どもが知らない、そういう侵入のことも結構間々あるのかなと、そんな感じは受けております。

実際の蟹江高校の防犯対策でございますけれども、愛知県の教育委員会では、校舎に関してはすべて防犯装置が取りつけてございます。体育館については、簡単には入ることができませんので、かぎをしっかりと閉めた状態で今、管理しております。それで、校舎への侵入があった場合は当然セコムの方へ通報されますし、セコムから県の教育委員会へすぐに連絡が行きます。場合によっては、町の役場のほうにも、私どものほうにも連絡が来るといったことはございます。

実は、先日、この侵入事件が起きたからですが、ずうっと蟹高の周りを見させていただきました。それで、そのときにも、実際にはフェンスの扉が、実はかぎが壊されているという状況もやはり確認できましたし、人が入れるくらいですか、そのくらいのフェンスが破れているという、そういう状況も確認させていただきました。早速、その辺はすぐに改善させていただきましたので、また今後も定期的に見回って、その辺の確認はしていきたいと、そんなふうに思います。

それから、できるだけ蟹江高校も使っていきたいということもあって、今現在ずっと中学校の部活を基本に使ってございましたけれども、ことしからは消防の訓練ですとか、いろんな大会があります。操法大会ですとか観閲式なんかもありますし、そういう消防に関する事業も蟹高でやっていこうということで、できるだけ蟹江高校を使っていくということで、あそこは結構使われているんだということを周りに知っていただいて、あそこは余り、いつもいつもがらっとしているわけじゃないんだよという、そういう認識を植えつけていきたいと、そんなようなことも思っています。

役場のほうにも、住民の方から蟹高の防犯対策をという話を聞いておりますので、私どもも蟹江警察のほうに連絡をとって、特に夜間に警らをしてほしいんだという要望は出してお

りますし、愛知県の教育委員会のほうからも蟹江警察のほうに、そういう夜の警らを重点にやってほしいんだと、そういう話をさせていただいております。

地元の方についても、青色パトロールの皆さん方にも、蟹江高校についてはちょっと気にかけていただいているということで、蟹江高校の周辺も巡回していただいているということ聞いておりますし、非常に私どもとしては助かっております。

子供たちが一番危険ということですので、特にこれから夏休みといわず、休みの日というのはやはり子供たちが遊びますので、教育委員会を通じて、特に新蟹江小学校の学区になりますので、新蟹江小学校のほうに、子供たちに蟹高のほうに余り近寄らないようにと、そういう注意の喚起をしてもらおうと、そんなふうに考えております。

以上です。

1番 松本正美君

どうか防犯対策、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それで、ちょっと関連するもんですからここでお聞きしたいんですけども、蟹江高校もそういうふうで対策を、防犯対策ということでやっていただきたいわけなんですけれども、実はマックスバリュが来るということで、建設が進んでいったわけですが、現在、事業がストップしているということで、また、近隣の人からは、昼間でも薄暗くて気持ちが悪い。建物の周りはシートがかけられる中、中の様子がうかがわれないと。この周辺は結構子供さんも多く見えますので、また、この夏休みが来れば、そうしたところで事件があってはいいけないもんですから、この建物の防犯管理はどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

総務課長 江上文啓君

マックスバリュ、多分（仮称）蟹江ニュータウンの件だと思います。民間の企業でございますので、詳細はわかりかねますが、現時点で私どもの知り得ている範囲で答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、建物についてはシートで全部覆われております。また、敷地境界におきましては、1.8メートルから5メートルのフェンスで囲われております。また、入り口部分におきましても、1.8メートルのアコーディオンで目隠しがしてありますし、鎖と南京錠による施錠が施してあると思います。

また、管理につきましては、週に1回、定期的に現場確認や巡視を行っていると同っております。

以上でございます。

1番 松本正美君

どうか、そうしたところでも事故が起こらんとは限らないもんですから、しっかり、よろしく町としても取り組んでいただきたいと思います。

次に、女性の犯罪被害対策についてお伺いさせていただきます。

本町でも、女性が被害を受ける事件が起きており、いまだに犯人が見つかっておりません。また、先ほどもお話ししたように、女性の脅迫、強盗致傷事件などが起きているところでもあります。

蟹江町にも、就職など新社会人となり、ひとり暮らしを始める女性の方が見えます。単身生活は、事故や事件に巻き込まれる可能性が高く、特に女性は危険が、一歩外に出ればひったくりやつきまといからも身を守らなければなりません。女性が犯罪の被害に遭う確率が高いことは、警察庁の統計にもあらわれております。昨年上半期で、刑法犯に関する女性の被害件数は22万5,978件、全刑法犯被害件数の33.9%を占め、窃盗の被害が17万6,804件で最も多く、次いで詐欺、暴行、傷害、強制わいせつの順となっております。犯罪被害の3人に1人が女性で、しかも窃盗の被害に遭いやすく、ねらわれやすいのは若い女性という構図がはっきり浮かび上がっておりましてあります。

本町でも、ひとり暮らしの若い女性をねらった侵入盗、のぞきや下着泥棒、一歩外に出ればひったくりやつきまといなどから身を守らなければなりません。携帯用の防犯ブザーなど、音の出るものは犯罪の抑止力になります。行政として、万一のため、防犯ブザーや催眠スプレーを携行するなど、啓発や安全対策を考えるべきではないか、お考えをお示してください。

総務課長 江上文啓君

女性の犯罪対策につきまして、議員のおっしゃられるように、女性が犯罪被害者となるケースが多いのは事実でございます。そこで、特に女性や高齢者などについては、次の点に気をつけていただくよう町広報紙への掲載や町内会の回覧物等を通じてお願いしていく所存でございます。

1、徒歩の場合は、車道と反対側にカバンを持つようにしましょう。2、自転車の前かごに荷物入れる場合は、ひったくり防止ネットなどをつけたり、雑誌などでふたをするようにしましょう。3、夜間は、人通りの多い明るい道を選びましょう。4、後方からオートバイなどが近づいてきたときには、振り返って注意をしましょう。5、日ごろから防犯意識を持って、被害に遭うかもしれないと意識するようにしましょう。また、議員の提案される防犯ブザーや防犯ホイッスルを携行するよう啓発していきたいと考えております。

以上です。

1番 松本正美君

いろんな取り組みあると思うわけなんですけれども、できればですね、若い方というのはやっぱりパソコン持ってみえるもんですから、町のインターネット上にもこうしたことも載せていただくといいかなと。なぜかという、今、いろんな事件が起きているもんですから、そうしたタイムリーで、詳細にそうしたことを載せていただくと、若い女性の方ももっと予防についても役立つんじゃないかなと、このように思いますので、ぜひそうしたことも取り

組んでいただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願いたします。

では、次に進めさせていただきます。

次に、子供の安全教育についてであります。

子供の連れ去り事件や親などによる虐待など、子供を取り巻く社会環境が悪化する中、学校周辺や通学路における児童の安全確保が重要視されております。保護者や地域住民、学校関係者、警察が連携した登下校時の見守り活動やパトロールなど、本町においてもさまざまな防犯対策が、各地域で従来にも増して積極的に行われております。しかし、毎年のように不審者情報が起きており、子供たちにも不安を与える事柄は依然として起きており、いつ次の凶悪犯罪が発生するかわかりません。子供の安全を守るためには、地域安全パトロール等の外的な対策ももちろん重要であります。子供自身が自分の身を守る教育を含めた訓練が必要であると考えます。

本町でも、学校における安全教育の取り組みはされていますが、現在、子供にかかわる巧妙な手口の悪質な犯罪が起きております。こうした事件から子供の安全を守るための学校における危険防止、安全教育の具体策についてちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

教育長 石垣武雄君

では、失礼します。子供の安全教育についてお答えをしたいと思います。

現在、学校では、教育活動全体を通して、3つの領域から安全教育に取り組んでおります。3つの領域とは、生活安全、交通安全、災害安全、この3つであります。

今、議員からご質問の防犯教育を含む安全教育ということですが、これは生活安全という領域で行っております。防犯教育について具体的に少しお話をしたいと思います。

まず、防犯教室ということで、学校は警察等と連携をとって行っております。具体的にいきますと、警察の方においでいただいて、体育館のステージのところを使いますが、不審者役を警察官がしたとします。代表の児童を舞台の上に出しまして、声がけをする、あるいは連れ去りをしようとする、そういう場面設定をして、子供たちに具体的にどう行動すればいいか、そのようなことを考えさせ、指導しております。

そこでの指導は身を守る行動、1つ目の方法は、不審者に連れ去られそうになったら、まず大きな声を出すということ、助けを求める。2つ目は、防犯ブザーを使って異常を知らせる。3つ目は、身の危険を感じたら、これ途中にありますけれども、子供110番の家に逃げるとか。4つ目には、不審者がもし話しかけてきたら、これもなかなか難しいんですが、両手を伸ばした距離を保って受け答えをすると、そんなようなことを実際に指導しております。

それからあと、知らない人がゲーム機を買ってあげるから一緒においでとか、お母さんが事故に遭った病院へ運ばれたからその病院へ急いで行こうと、先ほどの巧妙な手口ということで子供を連れ去る、そのような具体的な事例というんですか、そういうこともあるよということを紹介して、未然防止に努めております。

このほか、学校の先生方の訓練として、不審者が万一学校へ侵入したとき、子供の避難誘導や不審者への対応、警察、教育委員会への通報などをだれが行うのか、そういう役割分担も確認をしたり、あるいは不審者と対峙したとき、さすまたというのを置いてありますので、その使い方の講習ということを行っております。

また、この6月末でありますけれども、学校へ配布しますけれども、不審者がもし入ってきたときに、安全にその不審者を捕まえるというとおかしいですけれども、携帯用の捕獲ネット、商品名でありますけれどもスパイダーキャッチ、これをお配りして、その活用もということを考えているところであります。

以上です。

1番 松本正美君

ありがとうございます。

本町でも今、先ほどもお話がありましたように、防犯ブザーの配布だとか、防犯啓発ステッカー車だとか青色回転灯、そして地域の安全パトロール、110番の家、不審者情報のメール通信などの対策などが実施されておるところであります。特に、これから夏休み期間には子供たちがさまざまな事件・事故に巻き込まれないよう、現場の課題を抽出した対応策、具体策に資していく必要があるんじゃないかなと、このように思うわけなんです。

先ほども防犯ブザーの配布をされているということでありましたが、具体的に夏休みに入る前に確認作業をされたのかどうなのか。やっぱり、防犯ブザーも時には鳴らないときもあるわけなんです。そうしたことはどうなのか。

また、今、不審者ということで、先日、子供さんにちょっとお聞きしたとき、不審者というのはどういう人ですかといたら、サングラスをかけてマスクをして、帽子かぶっておる、ちょっと変わった人が不審者だというように子供さんは思ってみえるわけなんです。けど、今現在、そんなマスクをして、サングラスをして帽子かぶってという人もなかなか、そうした方も見えないですよ。本当に普通の、今いろんな事件が起きて、そして警察に捕まっている方を見ても、普通の一般の平凡な方が素顔のまま映っておるわけなんですけれども、そうした方が犯罪を起こしておるわけなんです。だから、そうした面を見ても、もう一度そうした安全教育の中で、本当に不審者というのはどういう形が不審者なのかというのも、これもきちっと学校の中で話し合っていたいただきたいなと思うんです。だから、そういう意味で、そうしたこともお話をしていただきたいなと思うんです。

それと、新蟹江小学校の通学路にホームレスがたむろするとかっていうお話も聞くわけなんですけれども、こうした通学には影響がないのかどうなのか。そうした具体的に指示をされているのか、こうしたことはどのように指示をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育長 石垣武雄君

失礼します。3点ほどご質問をいただきました。

まず、防犯ブザーのことでありますが、電池切れという場合もありますので、このあたりは、電池が切れた場合は保護者の方でということをお願いをしておりますので、また確認もあわせて夏休み前もしていきたいと思っておりますが、実際に防犯ブザーは今、子供たちはランドセルにつけております。そのあたりが今度はまた指導もしていきたいと思うんですが、実際、家に帰ってから出かけるときに、その防犯ブザーを携帯しているかどうかということ、そのあたりが一つ問題ということで今上がっておりますので、そのあたりも含めて、あわせて学校のほうで、また学級指導という場面がありますので、やっていきたいというふうに思っています。

それから、2点目の不審者というとらえ方でありまして、確かにマスクして、サングラスかけていて、ちょっとという場合は、見た感じでもわかりますが、最近、それこそ巧妙でありまして、普通の紳士みたいな方がひょっとしてという方もあるわけがございます。ですから、これは見かけでは判断できないというあたりで、これはなかなか、実際に子供たちに話しても難しいということでもあります。でも、そういう一般の方も、見た感じでは普通の方でも、話しぶりとかいろんなところで状況判断をするというようなことで子供たちにやっていかないといけないというようなことも、あわせてやっていけたらと思っておりますが、これは高学年とか中学生はいいんですけれども、低学年あたりになるとなかなかこれは難しいと、これも一つの課題になるかというふうに思っております。

それから、3点目の新蟹江小学校の通学路のところではホームレスですか、ということで、この前、松本議員からお聞きをしまして、ちょうど図書館から南に行って、新蟹江へ行くところで国道1号線のトンネルのあたりということで、松本議員からお聞きをしまして、私そのとき初めて知ったところであります。えっと思ひまして、学校のほうに確認をしましたら、学校のほうは把握をしていたということで、またそのあたりについても、どうしてということでお聞きしたんです。

そしたら、教育委員会へ上がってきていなかったというのは、実は朝晩の子供の通学場所になっておるんですけれども、子供の通学時間にはその方は見えないということ、見かけない。時たま用務員さんがすれ違ったときに、偶然声かけたんでしょね。あいさつをすると、礼儀正しくあいさつされると。それから、どうも寝るだけの場所で、ほとんど昼間いないというような話でした。地域の見守り隊の方からもお話が入りましたが、もし迷惑な行動が発見されれば、これは警察などにも言わなくてはならんけれども、今のところないんだわというようなことでもありました。

先ほどですけれども、この件について総務課の学区というか、蟹江町を巡回してみえる方、総務課の方に見えますけれども、その方からもお話を聞いたら、ちょっと昨年ですけれども、ちょうど偶然その方に会って、ちょっといろいろこういうふうじゃいかんわというようなこ

とで指導されて、荷物は大分少なくなったけれども、まだあると。まだ夜、どうでしょうね、泊まっているというか、そこで寝ている。以前は畳とかなにか持ってあったような話を聞きました。最近、荷物が減ったからという話ではありますが、私その状況を聞きましたら、国道1号線のトンネルのところにちょうどあいうげたという、柱みたいなものがありますけれども、そこに荷物は整理箱に入れて、こうやってタンスに入れるみたいな形で置いてあるそうでもありますけれども。

でも、そのあたりについても、実はうちの土木課のほうも道路の関係ということ、それから総務課の方とか、そのままにしていっていいのかどうかといっても、やっぱりこれは子供たちの登下校には支障ないといっても、やはりそういうあたりでどうなっていくかわからないと。そのあたりでわかった以上は、一遍総務課、土木課あるいは教育委員会、さらには民生の方も、ひょっとしてということもありますけれども、そういうあたりと連絡をとって、一遍どんな形がいいかということを進めていきたいということをおっしゃるところでございます。

以上です。

1番 松本正美君

それと、不審者情報をメールで情報をしてみえるわけなんですけれども。それで、この伝達の方法なんですけれども、急にそうしたことが起きたときに、やっぱり対応できるように、日ごろから不審者の伝達訓練というんですか、こうしたことされておると言うんですけれども、どのような形でやられているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

教育長 石垣武雄君

メール、これは特に子供ではなくて保護者の方、地域の方も入りますけれども、これ以前質問があったと思うんですが、町内で起きた、それでしかも接触があったとか、そういうものとか、重要な問題のときには、もうすべて知らせておるわけなんですけれども。それから、例えば蟹江町の周りで若干そういう難しい問題があったときも流しております。

親さんたちの携帯の登録状況でありますけれども、全体的にもう80%、90%入ってみえまして、ある学区ですね、2つほどですと、例えば在籍が100人ありましたら、120人入っていると。つまり、両親で入ってみえるとか、それからおじいさん、おばあさんも入ってみえるというような形で、大分進んでいるなということになります。

今の不審者情報ばかりではなくて、この学校の携帯メールでありますけれども、学校行事とか、例えばこの前もあったんですけれども、修学旅行で帰ってくる時間がいつもどおりであればそれを流すとか、それから学校行事で、あるいは交通安全教室もそうですけれども、雨天でちょっと延期するとか時間が遅いとか、そういうのも学校のほうから発信をしておりますので、ですから、不審者情報ばかりではなくて、せっかく登録された方はいろんな面の情報が入ると、そんなようなところで親さんにも理解をしていただいて、突然ということとは

ありませんので、突然入りますけれども、そういうふうで、学校から、あるいは教育委員会からメールだなということで承知をしていただいていると思います。

(「訓練は」の声あり)

訓練という……

1番 松本正美君

不審者情報のメールが入ってきたときに、急ではやっぱりなかなか対応できない部分で、日ごろからの訓練必要じゃないかなということなんです。

教育長 石垣武雄君

あと、これ学校に、訓練で、ちょうどこの前、前回やったんですけども、これは県の教育委員会、健康学習課との連携でやっております。というのは、実際に、先ほどのメールの場合は、例えばそういう子供さんが帰った後とか、地域のことでありますけれども、学校にいる間に、例えばどこかの、隣のまちでもいいですし、うちの蟹江町内のどこかの小学校にそういう刃物の例えば男性があらわれたとか、それで下校にひっかかってくると、こういう場合、実際にそういうのを想定しまして、1学期、この前行いまして、そういうあたりでそういうメールも出しながら、親さんにもそういう場合だと、午後でしたので、若干そういう訓練というふうに流しますけれども、間違えちゃいけませんので。訓練として、こういうような状況ですので、しばらく下校は時間が遅くなりますというようなことをしまして、後、それは犯人が捕まったという想定にしますので、今度は予定のとおり帰りますと。そのときは、ちょうど先生方がそれぞれポイントを決めてありまして、通学団につきながら、そういう訓練もしておりますし、また、地域の方にもこれをお知らせをして、見守り隊等もそういう下校の様子を見てもらうとか、そんなようなところで、そういう実際の訓練をやっておりますけれども。

1番 松本正美君

どうか不審者情報の伝達訓練も定期的にやっていただきたいのと、もう既にやってみるところもありますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者の孤独死への支援対策についてであります。

先ほど林議員のほうからもお話がありましたが、重なる分もあるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

65歳以上の高齢者でひとり暮らしをしている独居高齢者の人口が増加しております。国の人口問題研究所の推計によると、2030年にはおよそ5人に1人の高齢者がひとり暮らしになると予測されております。地域で安心して暮らせる支援体制の強化が急務となっております。配偶者などと死別して単身生活になる可能性は、だれしにでもあります。一人で死ぬこと自体は特別なことではないが、むしろ死亡後、長期間にわたって発見されない、だれにもみとられずに亡くなる、いわゆる孤独死が、見過ごせない社会問題となっております。

す。その意味からも、孤独死は、高齢化などによる単身世帯の増加に対応し切れない社会の現状に対する警鐘だと思えます。

内閣府の調査によると、独居高齢者のうち、心配事がある割合は63%に上り、2002年度の調査より1.5倍に増加しております。さらに、頼れる人がいない割合も30.7%と、1.8倍に増加していることが明らかになっております。

本町でも、独居高齢者は増加していくことは間違いありません。その意味からも、孤独死が社会問題となっている以上、考えていかななくてはならない問題だと思えます。独居老人の見守りサービスなどに取り組んでいますが、独居高齢者の安全を地域で見守るサービスは必要かつ十分な相談支援体制を考えるべきだと思えます。

今後、地域に合ったシステムづくりも重要であります。独居高齢者の孤独死を出さないためにも、地域で安心して暮らせる環境整備と相談支援体制に取り組んでいっていただきたいと思えます。この件についてお伺いいたします。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

林議員への答弁内容と重複する部分があると思えますが、よろしくお願いをいたします。

周囲とのつき合いがなく、状況が把握されない。それから、家族や地域との人間関係がなく、閉じこもりがちである。必要な介護や治療が得られていない。非常時や緊急時に助けを呼べないといったようなことが孤独死に至る要因とされております。

これらの防止、予防策としまして、日常的な見守り活動、コミュニティでの触れ合い・交流、適切な実態把握と生活支援、介護サービスの提供、緊急通報、応急体制をいかに進めるかといったようなことが重要であるかと思っております。

友愛訪問、介護サービス、緊急通報システムの利用、こういったことにつきましては、それぞれの事業や活動の中である程度の状況の把握はできていると思っておりますが、しかしながら、そこまで至っていない方々に対しては、近隣の住民の方々、民生委員、長寿会等の団体、社会福祉協議会、介護サービス事業所、地域包括支援センター、行政や警察、民間の協力者の方々、そういった方々などそれぞれの立場で役割や機能を発揮していかなければならないというふうに考えております。

相談体制ということでは、合同相談や健康推進課のほうの健康相談を初め、いろいろそういった機会を利用していただくこともあると思えますし、住民相談係を初め、どこでも、まず気軽にご相談をいただきたいと。そういったところから、いろいろなサービスや制度につながってくる部分もあるというふうに考えております。

以上であります。

1番 松本正美君

ひとり暮らしの6割強が心配事があるという、2002年の内閣府の調査より1.5倍にふえておるところであります。頼れる人がいない割合も30.7%も増加しているということで、本町

でもひとり暮らしの高齢者の方が、だれにもみとられずに亡くなることもあるということもお聞きしているわけなんですけれども。

今、蟹江町にも団地が結構あるわけなんですけれども、非常にその中でもひとり暮らしの高齢者がふえてきているのは確かです。回っている中でも、やっぱりそうした高齢者の方がお見えです。そうしたときに、これは防犯だけでなくして防災、今、各団地において要援護者の取り組みをやられているわけなんですけれども、こうした取り組みとマッチしていただいて、やっぱり取り組みができないのかなと、このように思うわけなんですけれども、なかなかそうした老人会だとか、そういう会合等に出られる方はよろしいんですが、なかなか出られない方がやっぱりそうしたことが漏れてしまうというのが現実じゃないかなと、このように思うわけなんです。

そうした意味では、こうした防災の取り組みとあわせて取り組んでいく必要があるんじゃないかなと、このように思いますが、この点はどうでしょうか。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今言われました要援護者の方へのということで、団地等でいいますと、藤丸団地ですとかグリーンハイツですかというようなこととお聞きをしておるわけではありますが、そういったところで高齢者の方の、先ほどおっしゃいました特に孤独死、ほかの方との関係が非常に薄いという面も含めまして、どのように防災の関係のほうでやっておられるかというあたりを一度勉強してみたいと思います。

以上であります。

1番 松本正美君

やっぱり、ひとり暮らしの方のですね、先ほど課長のほうから話がありましたが、今いろんなところでいろんな取り組みをされておるわけなんですけれども、岩倉市では新聞の配達する販売店と連携とって、そうした高齢者のひとり暮らしを見守っているんだとかいう活動もされておるところであります。おととしかったと思いますが、藤丸のほうでもそうしたことがあったという、新聞配達員の方がちょっと声かけられたということもお聞きしておるところであります。

そうした、今後ですね、やっぱり高齢化になって、お一人の方がふえてくる。そうしたときに、やっぱり町としてのそうした取り組みが、もう一步真剣な取り組みが必要じゃないかなと、このように思うわけなんです。確かに、いろんな状況等もあるわけなんですけれども、そうした高齢者の安心・安全を考えた上で、やっぱりそうした取り組みを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと、このように思います。

最後に、町長のほうにちょっとお話をお聞きしたいと思います。

町長 横江淳一君

では、お答えをいたします。

冒頭に、先ほど松本議員にお話をさせていただきましたが、犯罪が発生しにくいまちづくり、これは町を挙げてやっていかなきゃいかん。その前に、地域がやはり団結することが必要であるという話をさせていただきました。まさに、高齢者対策についても、それからちょっと違うかもわかりませんが、少子化対策についても、安心・安全な、そして住みたいという、ずうっとこれからも住みたくなるようなまちづくりをするということは、どこにでもリンクしてくる話であります。

そういう意味で、私としては今年度、本来はつくりたかったんですけども、防災・防犯、そして交通安全も含めた総括した課を1つつくって、そこに地域の皆さんの力を集めてみたい、こんな今考え方を持っております。

やはり、防災関係になりますと、当然消防署へ行けばいい。では、防犯になるとどうするんだと、では総務へ行けばいい。では、交通安全はどうするんだ、企画情報なのか。窓口がやっぱり3つ分かれているというのは、ある意味行きやすいように思いますけれども、やはり総括が1つ要るんじゃないかな。こういう考え方の中で、高齢者対策も含めて、福祉とそれから企画とがいろんなコラボして、グループ制といいましようか、とにかく一つの窓口だけではこれからもう解決できない問題がどんどんどんどん地方自治体は起きてくると思っています。

それで、今年度も部、課の統合もやりましたし、来年度に向かって、いろんな諸問題に向けて、それぞれの課をもう一度見直す、こういうときがもう既に来ておるということでございますので、安心・安全なまちづくりについて、子供の安全についても教育委員会にすべてを任せるのではなくて、我々町長部局としても橋を渡して、そこで話をすればいいのかな。こんな課の創設も考えておりますので、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

1番 松本正美君

どうか安心・安全なまちづくりということで、安全な対策をしっかりとつくっていただいて、町民の皆様と一体となったまちづくりを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で1問目の質問を終わらせていただきます。

議長 伊藤正昇君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

松本正美君、これ2問目がありますけれども、時間的に30分で終わりますか。

1番 松本正美君

今やります。

(発言する声あり)

議長 伊藤正昇君

それでは、お諮りをいたします。

松本正美君の2問目は明日に回し、本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

(午後 4時31分)